

(別 紙)

新 旧 対 照 表

次表の「改正前」の部分を「改正後」欄に掲げるとおり改める（アンダーラインを付した部分は改正部分である）。

改 正 後	改 正 前
目 次 (注) 簿書様式は、<u>平成23年12月14日</u>現在の法令に基づくものである。 (第1～第2 省略) 第3 贈 与 税 関 係 (1～2-2 省略) 2-3 平成<u>23</u>年分贈与税の申告書(第1表の2) (2-4 省略) <u>2-5 平成23年分贈与税の申告書(第1表の3)</u> <u>2-6 同(控用)</u> (3～7-2 省略) 8 平成<u>23</u>年分贈与税の修正申告書(第3表) (9～24 省略) (第4～第11 省略)	目 次 (注) 簿書様式は、<u>平成23年4月1日</u>現在の法令に基づくものである。 (第1～第2 同左) 第3 贈 与 税 関 係 (1～2-2 同左) 2-3 平成<u>22</u>年分贈与税の申告書(第1表の2) (2-4 同左) <u>(新 規)</u> <u>(新 規)</u> (3～7-2 同左) 8 平成<u>22</u>年分贈与税の修正申告書(第3表) (9～24 同左) (第4～第11 同左)

改 正 後										改 正 前													
受益者等が存しない信託等に係る贈与税額の計算明細書（平成____年分）										受益者等が存しない信託等に係る贈与税額の計算明細書（平成____年分）													
この明細書は、相続税法第9条の4第1項又は第2項に規定する受託者が贈与税の申告書を提出する場合に、委託者ごとに作成します。 なお、この明細書の書きかた等については、裏面をご覧ください。						受 託 者 の 名 称 又 は 氏 名 (法 人 整 理 番 号)		()		この明細書は、相続税法第9条の4第1項又は第2項に規定する受託者が贈与税の申告書を提出する場合に、委託者ごとに作成します。 なお、この明細書の書きかた等については、裏面をご覧ください。						受 託 者 の 名 称 又 は 氏 名 (法 人 整 理 番 号)		()					
1 委託者										1 委託者													
住 所					氏 名	(フリガナ)		生年 月日	↑ 明治1、大正2、昭和3、平成4	年 月 日													
2 信託の明細										2 信託の明細													
番 号	信 託 の 名 称			所在地（信託の受託者が2以上である場合は、 他の受託者の名称又は氏名も記入してください。）				贈与者の氏名、住所（相続税法第9条の4第 2項の規定の適用がある場合に限ります。）				番 号	信 託 の 名 称			所在地（信託の受託者が2以上である場合は、 他の受託者の名称又は氏名も記入してください。）				贈与者の氏名、住所（相続税法第9条の4第 2項の規定の適用がある場合に限ります。）			
1												1											
2												2											
3												3											
3 信託に関する権利の明細										3 信託に関する権利の明細													
番 号	種 類	細 目	利用区分、 銘 柄 等	所在場所等	数 量	単 価	財産の価額		あなたが受託した信託財 産に係る外国税額控除額		番 号	種 類	細 目	利用区分、 銘 柄 等	所在場所等	数 量	単 価	財産の価額		あなたが受託した信託財 産に係る外国税額控除額			
					固定資産税 評 価 額	倍 数										固定資産税 評 価 額	倍 数						
							円		円									円		円			

改正後

6 信託財産責任負担債務の額の計算						
① 信託に対する贈与税額 (表面③欄の金額)	法人税及び事業税等の額の基となる価額の計算				⑥ ⑤の価額に基づく法人税の額	
	② 信託に関する権利の合計額(表面①欄の金額)	翌期控除事業税等相当額		⑤ 法人税及び事業税等の基となる価額(②－③－④)		
		③ ②の価額に基づく事業税の額	④ ②の価額に基づく地方法人特別税の額			
円	円	円	円	円	円	
⑦ ⑤の価額に基づく事業税の額		⑧ ⑤の価額に基づく地方法人特別税の額		⑨ ⑥の金額に基づく道府県民税の額	⑩ ⑥の金額に基づく市町村民税の額	
円		円		円	円	
⑪ 法人税等に相当する額(⑥＋⑦＋⑧＋⑨＋⑩)		⑫ (①－⑪)の金額				
円		円				
番号	⑬ 上記②欄の金額	⑭ ②欄の金額のうちあなたが受託した各信託ごとの価額の合計額	⑮ (⑫×⑭÷⑬)の金額	⑯ 各信託に関する権利に係る外国税額控除額	⑰ 信託財産責任負担債務の額(⑮－⑯)	
	円	円	円	円	円	
(注) 1 この欄は、委託者について2以上の受益者等が存しない信託に関する権利に係る贈与税額が相続税法施行令第1条の10第1項及び第2項の規定により一の者の贈与税として計算される場合において、この明細書を提出する受託者が受託した各信託に関する権利に係る信託財産責任負担債務の額を記入します(「信託財産責任負担債務」とは、信託法第2条第9項に規定する信託財産責任負担債務をいいます。)。 2 「番号」欄は、記載する信託財産が属する信託の表面「2 信託の明細」欄の番号を記入します。 3 ③欄及び⑦欄は、それぞれ②欄及び⑤欄の価額を受託者の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の額」を記入します。 4 ④欄及び⑧欄は、それぞれ②欄及び⑤欄の価額を受託者の事業年度の所得とみなして地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定を適用して計算した「地方法人特別税の額」を記入します。 5 ⑥欄は、⑤欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した「法人税の額」を記入します。 6 ⑨欄及び⑩欄は、⑥欄の「法人税の額」を基に地方税法の規定を適用して計算した「道府県民税の額」又は「市町村民税の額」を記入します。 7 ⑫欄の金額(①－⑪)がマイナスとなるときは「0」と記入します。 8 ⑭欄は、各信託のうち受託者が贈与税の申告を行うべき信託について、「番号」欄に記載した番号ごとに対応する、表面「3 信託に関する権利の明細」欄の信託財産に属する資産の価額(信託財産に属する負債がある場合は、その信託財産に属する資産の価額の合計額を限度として当該負債を控除した金額)の合計額を記入します。 9 ⑯欄は、各信託のうち受託者が贈与税の申告を行うべき信託について、「番号」欄に記載した番号ごとに対応する外国税額控除額を記入します。 10 ⑰欄の金額(⑮－⑯)がマイナスとなるときは「0」と記入します。 11 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に信託財産責任負担債務の額の計算を記載して添付してください。						

書きかた等

この明細書は、相続税法第9条の4第1項又は第2項に規定する受託者が贈与税の申告書を提出する場合に、委託者ごとに作成します。

なお、この明細書は、贈与税の申告書に添付して提出してください。

各欄の記載については、各欄の(注)にしたがって記入してください。また、次の欄は次により記入してください。

1 「受託者の名称又は氏名」欄には、受託者の名称又は氏名を記入してください。

2 「1 委託者」欄には、委託者の住所、氏名(フリガナ)及び生年月日を記入してください。

3 「2 信託の明細」には、この明細書を提出する受託者が委託者から受託した(している)受益者等が存しない信託(相続税法第9条の4第1項又は第2項の規定により贈与により取得したものとみなされる信託に関する権利をいいます。以下同じ。)のほか、この明細書を提出する受託者以外の他の受託者が同一の委託者から同年中に受託した(している)受益者等が存しない信託についても記入してください。

なお、「所在地」欄には、信託の受託をした営業所、事務所その他これらに準ずるものの所在地を記載するとともに、信託の受託者がこの明細書を提出する受託者以外の場合には、その受託者の名称又は氏名も併せて記入してください。

また、「贈与者の氏名、住所」欄には、信託に関する権利について相続税法第9条の4第2項の規定により贈与により取得したとみなされる場合に、贈与をしたとみなされる者(信託に関する権利について、次に受益者等となる者の前の受益者等)の氏名及び住所を記入してください。

4 「3 信託に関する権利の明細」には、「2 信託の明細」に記載した受益者等が存しない信託について、信託財産に係る資産の明細を記入してください。

なお、「あなたが受託した信託財産に係る外国税額控除額」欄は、「2 信託の明細」に記載した信託契約に係る信託財産に属する資産を記入した欄のいずれかに、相続税法第21条の8に規定する「在外財産に対する贈与税額の控除」の金額をまとめて記入してください。

5 「4 贈与税額等の計算」では、この明細書を提出する受託者が受託した(している)受益者等が存しない信託に係る贈与税の差引税額を計算します。

作成する明細書が1枚の場合には、表面「⑨」欄の金額を贈与税の申告書第一表の「⑦」欄に転記します。また、この明細書を複数枚作成される場合には、各明細書の表面「⑨」欄の合計額を贈与税の申告書第一表の「⑦」欄に転記します。

6 「5 控除する法人税等に相当する額の計算」では、贈与税額から控除する法人税等の相当額を計算します。

7 「6 信託財産責任負担債務の額の計算」では、贈与税額が相続税法施行令第1条の10第1項及び第2項の規定により一の者の贈与税として計算される場合において、この明細書を提出する受託者が受託した各信託に係る信託財産責任負担債務の額を計算します。

改正前

6 信託財産責任負担債務の額の計算						
① 表記信託に対する贈与税額 (表面③欄の金額)	法人税及び事業税等の額の基となる価額の計算				⑥ ⑤の価額に基づく法人税の額	
	② 信託に関する権利の合計額(表面①欄の金額)	翌期控除事業税等相当額		⑤ 法人税及び事業税等の基となる価額(②－③－④)		
		③ ②の価額に基づく事業税の額	④ ②の価額に基づく地方法人特別税の額			
円	円	円	円	円	円	
⑦ ⑤の価額に基づく事業税の額		⑧ ⑤の価額に基づく地方法人特別税の額		⑨ ⑥の金額に基づく道府県民税の額	⑩ ⑥の金額に基づく市町村民税の額	
円		円		円	円	
⑪ 法人税等に相当する額(⑥＋⑦＋⑧＋⑨＋⑩)		⑫ (①－⑪)の金額				
円		円				
番号	⑬ 上記②欄の金額	⑭ ②欄の金額のうちあなたが受託した各信託ごとの価額の合計額	⑮ (⑫×⑭÷⑬)の金額	⑯ 各信託に関する権利に係る外国税額控除額	⑰ 信託財産責任負担債務の額(⑮－⑯)	
	円	円	円	円	円	
(注) 1 この欄は、委託者について2以上の受益者等が存しない信託に関する権利に係る贈与税額が相続税法施行令第1条の10第1項及び第2項の規定により一の者の贈与税として計算される場合において、この明細書を提出する受託者が受託した各信託に関する権利に係る信託財産責任負担債務の額を記入します(「信託財産責任負担債務」とは、信託法第2条第9項に規定する信託財産責任負担債務をいいます。)。 2 「番号」欄は、記載する信託財産が属する信託の表面「2 信託の明細」欄の番号を記入します。 3 ③欄及び⑦欄は、それぞれ②欄及び⑤欄の価額を受託者の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の額」を記入します。 4 ④欄及び⑧欄は、それぞれ②欄及び⑤欄の価額を受託者の事業年度の所得とみなして地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定を適用して計算した「地方法人特別税の額」を記入します。 5 ⑥欄は、⑤欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した「法人税の額」を記入します。 6 ⑨欄及び⑩欄は、⑥欄の「法人税の額」を基に地方税法の規定を適用して計算した「道府県民税の額」又は「市町村民税の額」を記入します。 7 ⑫欄の金額(①－⑪)がマイナスとなるときは「0」と記入します。 8 ⑭欄は、各信託のうち受託者が贈与税の申告を行うべき信託について、「番号」欄に記載した番号ごとに対応する、表面「3 信託に関する権利の明細」欄の信託財産に属する資産の価額(信託財産に属する負債がある場合は、その信託財産に属する資産の価額の合計額を限度として当該負債を控除した金額)の合計額を記入します。 9 ⑯欄は、各信託のうち受託者が贈与税の申告を行うべき信託について、「番号」欄に記載した番号ごとに対応する外国税額控除額を記入します。 10 ⑰欄の金額(⑮－⑯)がマイナスとなるときは「0」と記入します。 11 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に信託財産責任負担債務の額の計算を記載して添付してください。						

書きかた等

この明細書は、相続税法第9条の4第1項又は第2項に規定する受託者が贈与税の申告書を提出する場合に、委託者ごとに作成します。

なお、この明細書は、贈与税の申告書に添付して提出してください。

各欄の記載については、各欄の(注)にしたがって記入してください。また、次の欄は次により記入してください。

1 「受託者の名称又は氏名」欄には、受託者の名称又は氏名を記入してください。

2 「1 委託者」欄には、委託者の住所、氏名(フリガナ)及び生年月日を記入してください。

3 「2 信託の明細」には、この明細書を提出する受託者が委託者から受託した(している)受益者等が存しない信託(相続税法第9条の4第1項又は第2項の規定により贈与により取得したものとみなされる、信託に関する権利をいいます。以下同じ。)のほか、この明細書を提出する受託者以外の他の受託者が同一の委託者から同年中に受託した(している)受益者等が存しない信託についても記入してください。

なお、「所在地」欄には、信託の受託をした営業所、事務所その他これらに準ずるものの所在地を記載するとともに、信託の受託者がこの明細書を提出する受託者以外の場合には、その受託者の名称又は氏名も併せて記入してください。

また、「贈与者の氏名、住所」欄には、信託に関する権利について相続税法第9条の4第2項の規定により贈与により取得したとみなされる場合に、贈与をしたとみなされる者(信託に関する権利について、次に受益者等となる者の前の受益者等)の氏名及び住所を記入してください。

4 「3 信託に関する権利の明細」には、「2 信託の明細」に記載した受益者等が存しない信託について、信託財産に係る資産の明細を記入してください。

なお、「あなたが受託した信託財産に係る外国税額控除額」欄は、「2 信託の明細」に記載した信託契約に係る信託財産に属する資産を記入した欄のいずれかに、相続税法第21条の8に規定する「在外財産に対する贈与税額の控除」の金額をまとめて記入してください。

5 「4 贈与税額等の計算」では、この明細書を提出する受託者が受託した(している)受益者等が存しない信託に係る贈与税の差引税額を計算します。

作成する明細書が1枚の場合には、表面「⑨」欄の金額を贈与税の申告書第一表の「⑦」欄に転記します。また、この明細書を複数枚作成される場合には、各明細書の表面「⑨」欄の合計額を贈与税の申告書第一表の「⑦」欄に転記します。

6 「5 控除する法人税等に相当する額の計算」では、贈与税額から控除する法人税等の相当額を計算します。

7 「6 信託財産責任負担債務の額の計算」では、贈与税額が相続税法施行令第1条の10第1項及び第2項の規定により一の者の贈与税として計算される場合において、この明細書を提出する受託者が受託した各信託に係る信託財産責任負担債務の額を計算します。

提出用

平成23年分贈与税の申告書（住宅取得等資金の非課税の計算明細書）

税 務 署 受 付 印		受贈者の氏名	
次の住宅取得等資金の非課税制度の適用を受ける人は、□の中にレ印を記入してください。			
☐ 私は、租税特別措置法第70条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。(注1) (単位は円)			
贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日	
住 所		住宅取得等資金の金額	
平成□□年□□月□□日		□□□□□□□□	
フリガナ	続 柄		
氏 名		平成□□年□□月□□日	
□□□□□□□□		□□□□□□□□	
生年月日 明・大・昭・平 年 月 日			
住宅取得等資金の合計額	②⑥	□□□□□□□□	
贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日	
住 所		住宅取得等資金の金額	
平成□□年□□月□□日		□□□□□□□□	
フリガナ	続 柄		
氏 名		平成□□年□□月□□日	
□□□□□□□□		□□□□□□□□	
生年月日 明・大・昭・平 年 月 日			
住宅取得等資金の合計額	②⑦	□□□□□□□□	
非課税の計算限度	平成22年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額の合計額 (最高1,500万円)	②⑧	□□□□□□□□
贈与者別の非課税の適用	非課税限度額 (1,000万円 (又は1,500万円－②⑧)) (注2)	②⑨	□□□□□□□□
入される金額の計算	②⑥のうち非課税の適用を受ける金額	③⑩	□□□□□□□□
贈与税の課税価格に算入される金額の計算	②⑦のうち非課税の適用を受ける金額	③⑪	□□□□□□□□
	非課税の適用を受ける金額の合計額 (③⑩＋③⑪) (②⑨の金額を限度とします。)	③⑫	□□□□□□□□
	②⑥のうち課税価格に算入される金額 (②⑥－③⑩) (②⑥に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を) 転記します。	③⑬	□□□□□□□□
	②⑦のうち課税価格に算入される金額 (②⑦－③⑪) (②⑦に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を) 転記します。	③⑭	□□□□□□□□
③⑬又は③⑭に金額の記載のある場合における申告書第一表又は第二表の贈与者又は特定贈与者の「住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日」欄の記載は、③⑬又は③⑭の金額に係る贈与者又は特定贈与者の「氏名(フリガナ)」のみとして差し支えありません。			

(注1) 住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、平成23年分の所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります。

所得税の確定申告書を提出した年月日	・	提出した税務署	税務署
-------------------	---	---------	-----

(注2) 非課税限度額は、平成23年分の贈与税の申告で初めて租税特別措置法第70条の2第1項の規定により住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は「1,000万円」、平成22年分の贈与税の申告で同項の規定により住宅取得等資金の非課税の適用を受けた人は「1,500万円－②⑧」となります。

また、平成21又は22年分の贈与税の申告で所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)による改正前の租税特別措置法第70条の2第1項の規定により住宅取得等資金の非課税(非課税限度額500万円)の適用を受けた人は、平成23年分の贈与税の申告で租税特別措置法第70条の2第1項の規定により住宅取得等資金の非課税の適用を受けることはできません。

※	税務署整理欄	整理番号	□□□□□□□□	名簿	□□□□□□	確認	
---	--------	------	----------	----	--------	----	--

※印欄には記入しないでください。

(資5-10-1-3-A4統一) (平23.10)

提出用

平成22年分贈与税の申告書（住宅取得等資金の非課税の計算明細書）

税 務 署 受 付 印		受贈者の氏名	
次の住宅取得等資金の非課税の適用を受ける場合には、□の中にレ印を記入してください。			
☐ 私は、租税特別措置法第70条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税(住宅資金非課税限度額：1,500万円)の適用を受けます。(注1)			
☐ 私は、所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)による改正前の租税特別措置法第70条の2(以下「旧70条の2」といいます。)第1項の規定による住宅取得等資金の非課税(住宅資金非課税限度額：500万円)の適用を受けます。			
(単位は円)			
贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日	
住 所		住宅取得等資金の金額	
平成□□年□□月□□日		□□□□□□□□	
フリガナ	続 柄		
氏 名		平成□□年□□月□□日	
□□□□□□□□		□□□□□□□□	
生年月日 明・大・昭・平 年 月 日			
住宅取得等資金の合計額	②⑥	□□□□□□□□	
贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日	
住 所		住宅取得等資金の金額	
平成□□年□□月□□日		□□□□□□□□	
フリガナ	続 柄		
氏 名		平成□□年□□月□□日	
□□□□□□□□		□□□□□□□□	
生年月日 明・大・昭・平 年 月 日			
住宅取得等資金の合計額	②⑦	□□□□□□□□	
非課税の計算限度	平成21年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額の合計額 (最高500万円)	②⑧	□□□□□□□□
贈与者別の非課税の適用	非課税限度額 (1,500万円 (又は500万円－②⑧))	②⑨	□□□□□□□□
入される金額の計算	②⑥のうち非課税の適用を受ける金額	③⑩	□□□□□□□□
贈与税の課税価格に算入される金額の計算	②⑦のうち非課税の適用を受ける金額	③⑪	□□□□□□□□
	非課税の適用を受ける金額の合計額 (③⑩＋③⑪) (②⑨の金額を限度とします。)	③⑫	□□□□□□□□
	②⑥のうち課税価格に算入される金額 (②⑥－③⑩) (②⑥に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を) 転記します。	③⑬	□□□□□□□□
	②⑦のうち課税価格に算入される金額 (②⑦－③⑪) (②⑦に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を) 転記します。	③⑭	□□□□□□□□
③⑬又は③⑭に金額の記載のある場合における申告書第一表又は第二表の贈与者又は特定贈与者の「住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日」欄の記載は、③⑬又は③⑭の金額に係る贈与者又は特定贈与者の「氏名(フリガナ)」のみとして差し支えありません。			

(注1) 住宅取得等資金の非課税(住宅資金非課税限度額：1,500万円)の適用を受ける人で、平成22年分の所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります。

所得税の確定申告書を提出した年月日	・	提出した税務署	税務署
-------------------	---	---------	-----

2 平成21年分の贈与税の申告で住宅取得等資金の非課税の適用を受けた場合又は平成22年分の贈与税の申告で旧70条の2第1項の適用を受ける場合には、②⑤の翌年に繰り越される非課税額は0円となります。

※	税務署整理欄	整理番号	□□□□□□□□	名簿	□□□□□□	確認	
---	--------	------	----------	----	--------	----	--

※印欄には記入しないでください。

(資5-10-1-3-A4統一) (平22.10)

控
用

平成23年分贈与税の申告書（住宅取得等資金の非課税の計算明細書）

税務署受付印		受贈者の氏名	
次の住宅取得等資金の非課税制度の適用を受ける人は、□の中にレ印を記入してください。			
□ 私は、租税特別措置法第70条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。(注1) (単位は円)			
贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日		取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日
住 所			住宅取得等資金の金額
フリガナ		続 柄	平成□□年□□月□□日
氏 名			□□□□□□□□
生年月日 明・大・昭・平 年 月 日			平成□□年□□月□□日
			□□□□□□□□
住宅取得等資金の合計額		②6	□□□□□□□□
贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日		取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日
住 所			住宅取得等資金の金額
フリガナ		続 柄	平成□□年□□月□□日
氏 名			□□□□□□□□
生年月日 明・大・昭・平 年 月 日			平成□□年□□月□□日
			□□□□□□□□
住宅取得等資金の合計額		②7	□□□□□□□□
非課税分	非課税限度額	平成22年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額の合計額 (最高1,500万円)	②8 □□□□□□□□
	非課税限度額	非課税限度額 (1,000万円 (又は1,500万円－②8)) (注2)	②9 □□□□□□□□
	②6のうち非課税の適用を受ける金額		③0 □□□□□□□□
	②7のうち非課税の適用を受ける金額		③1 □□□□□□□□
	非課税の適用を受ける金額の合計額 (③0＋③1) (②9の金額を限度とします。)		③2 □□□□□□□□
贈与税の課税価格に算入される金額の計算	②6のうち課税価格に算入される金額 (②6－③0) (②6に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を転記します。)	③3	□□□□□□□□
	②7のうち課税価格に算入される金額 (②7－③1) (②7に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を転記します。)	③4	□□□□□□□□
③3又は③4に金額の記載のある場合における申告書第一表又は第二表の贈与者又は特定贈与者の「住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日」欄の記載は、③3又は③4の金額に係る贈与者又は特定贈与者の「氏名(フリガナ)」のみとして差し支えありません。			

(注1) 住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、平成23年分の所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります。

所得税の確定申告書を提出した年月日	・	提出した税務署	税務署
-------------------	---	---------	-----

(注2) 非課税限度額は、平成23年分の贈与税の申告で初めて租税特別措置法第70条の2第1項の規定により住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は「1,000万円」、平成22年分の贈与税の申告で同項の規定により住宅取得等資金の非課税の適用を受けた人は「1,500万円－②8」となります。
また、平成21又は22年分の贈与税の申告で所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)による改正前の租税特別措置法第70条の2第1項の規定により住宅取得等資金の非課税(非課税限度額500万円)の適用を受けた人は、平成23年分の贈与税の申告で租税特別措置法第70条の2第1項の規定により住宅取得等資金の非課税の適用を受けることはできません。

控
用

平成22年分贈与税の申告書（住宅取得等資金の非課税の計算明細書）

税務署受付印		受贈者の氏名	
次の住宅取得等資金の非課税の適用を受ける場合には、□の中にレ印を記入してください。			
□ 私は、租税特別措置法第70条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税(住宅資金非課税限度額：1,500万円)の適用を受けます。(注1)			
□ 私は、所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)による改正前の租税特別措置法第70条の2(以下「旧70条の2」といいます。)第1項の規定による住宅取得等資金の非課税(住宅資金非課税限度額：500万円)の適用を受けます。			
(単位は円)			
贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日		取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日
住 所			住宅取得等資金の金額
フリガナ		続 柄	平成□□年□□月□□日
氏 名			□□□□□□□□
生年月日 明・大・昭・平 年 月 日			平成□□年□□月□□日
			□□□□□□□□
住宅取得等資金の合計額		②6	□□□□□□□□
贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日		取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日
住 所			住宅取得等資金の金額
フリガナ		続 柄	平成□□年□□月□□日
氏 名			□□□□□□□□
生年月日 明・大・昭・平 年 月 日			平成□□年□□月□□日
			□□□□□□□□
住宅取得等資金の合計額		②7	□□□□□□□□
非課税分	非課税限度額	平成21年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額の合計額 (最高500万円)	②8 □□□□□□□□
	非課税限度額	非課税限度額 (1,500万円 (又は500万円－②8)) (注2)	②9 □□□□□□□□
	②6のうち非課税の適用を受ける金額		③0 □□□□□□□□
	②7のうち非課税の適用を受ける金額		③1 □□□□□□□□
	非課税の適用を受ける金額の合計額 (③0＋③1) (②9の金額を限度とします。)		③2 □□□□□□□□
贈与税の課税価格に算入される金額の計算	②6のうち課税価格に算入される金額 (②6－③0) (②6に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を転記します。)	③3	□□□□□□□□
	②7のうち課税価格に算入される金額 (②7－③1) (②7に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を転記します。)	③4	□□□□□□□□
③3又は③4に金額の記載のある場合における申告書第一表又は第二表の贈与者又は特定贈与者の「住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日」欄の記載は、③3又は③4の金額に係る贈与者又は特定贈与者の「氏名(フリガナ)」のみとして差し支えありません。			

(注1) 住宅取得等資金の非課税(住宅資金非課税限度額：1,500万円)の適用を受ける人で、平成22年分の所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります。

所得税の確定申告書を提出した年月日	・	提出した税務署	税務署
-------------------	---	---------	-----

2 平成21年分の贈与税の申告で住宅取得等資金の非課税の適用を受けた場合又は平成22年分の贈与税の申告で旧70条の2第1項の適用を受けた場合には、②5の翌年に繰り越される非課税額は0円となります。

提出用

平成23年分贈与税の申告書（震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書）

受贈者
税 印

受贈者の氏名

第一表の三

（平成23年分用）（第一表の三は、必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出してください。）

住宅取得等資金の非課税分

次の震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、□の中にレ印を記入してください。

☐ 私は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第38条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。（注）

（単位は円）

贈与者の住所・氏名（フリガナ）・申告者との続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日
住 所		平成□□年□□月□□日
フリガナ	続 柄	□□□□□□□□□□
氏 名		平成□□年□□月□□日
生年月日	明・大・昭・平 年 月 日	□□□□□□□□□□
住宅取得等資金の合計額	③⑤	□□□□□□□□□□
贈与者の住所・氏名（フリガナ）・申告者との続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日
住 所		平成□□年□□月□□日
フリガナ	続 柄	□□□□□□□□□□
氏 名		平成□□年□□月□□日
生年月日	明・大・昭・平 年 月 日	□□□□□□□□□□
住宅取得等資金の合計額	③⑥	□□□□□□□□□□
贈与者別非課税の適用を受ける金額の計算	③⑨のうち非課税の適用を受ける金額	③⑨ □□□□□□□□□□
	③⑩のうち非課税の適用を受ける金額	④⑩ □□□□□□□□□□
	非課税の適用を受ける金額の合計額（③⑨+④⑩） （1,000万円を限度とします。）	④⑪ □□□□□□□□□□
贈与税の課税価格に算入される金額の計算	③⑨のうち課税価格に算入される金額（③⑨-③⑩） （③⑨に係る贈与者の「財産の価額」欄（申告書第一表又は第二表）にこの金額を転記します。）	④② □□□□□□□□□□
	③⑩のうち課税価格に算入される金額（③⑩-④⑩） （③⑩に係る贈与者の「財産の価額」欄（申告書第一表又は第二表）にこの金額を転記します。）	④③ □□□□□□□□□□

④②又は④③に金額の記載のある場合における申告書第一表又は第二表の贈与者又は特定贈与者の「住所・氏名（フリガナ）・申告者との続柄・生年月日」欄の記載は、④②又は④③の金額に係る贈与者又は特定贈与者の「氏名（フリガナ）」のみとして差し支えありません。

（注） 震災特例法第38条の2第1項の規定により住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、平成23年分の所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります。

所得税の確定申告書を提出した年月日	・	・	提出した税務署	税務署
-------------------	---	---	---------	-----

※	税務署整理欄	整理番号	□□□□□□□□	名簿	□□□□□□	確認	
---	--------	------	----------	----	--------	----	--

※印欄には記入しないでください。 （資5-10-1-5-A4統一）（平23.12）

（新規）

控
用

平成23年分贈与税の申告書（震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書）

税務受付印		受贈者の氏名	
次の震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、□の中にレ印を記入してください。 □ 私は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第38条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。（注） (単位は円)			
贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日		取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額
住 所			平成□□年□□月□□日 □□□□□□□□
フリガナ	続 柄		
氏 名			平成□□年□□月□□日 □□□□□□□□
生年月日	明・大・昭・平 年 月 日		
住宅取得等資金の合計額		35	□□□□□□□□
贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日		取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額
住 所			平成□□年□□月□□日 □□□□□□□□
フリガナ	続 柄		
氏 名			平成□□年□□月□□日 □□□□□□□□
生年月日	明・大・昭・平 年 月 日		
住宅取得等資金の合計額		36	□□□□□□□□
贈与者別 の非課税 の計算	⑤のうち非課税の適用を受ける金額	39	□□□□□□□□
	⑥のうち非課税の適用を受ける金額	40	□□□□□□□□
	非課税の適用を受ける金額の合計額（③+④） (1,000万円を限度とします。)	41	□□□□□□□□
	⑤のうち課税価格に算入される金額（⑤-③） (③に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を) (転記します。)	42	□□□□□□□□
贈与税 の計算	⑥のうち課税価格に算入される金額（⑥-④） (④に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を) (転記します。)	43	□□□□□□□□
④又は⑤に金額の記載のある場合における申告書第一表又は第二表の贈与者又は特定贈与者の「住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日」欄の記載は、④又は⑤の金額に係る贈与者又は特定贈与者の「氏名(フリガナ)」のみとして差し支えありません。			

(注) 震災特例法第38条の2第1項の規定により住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、平成23年分の所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります。

所得税の確定申告書を提出した年月日	・	・	提出した税務署	税務署
-------------------	---	---	---------	-----

(新規)

第一表の三（平成23年分用）この用紙は控用です。申告には必ず提出用を使ってください。

改正後	改正前																																								
書きかた等 《使用目的等》 1この申告書付表は、死亡した人の贈与税について相続人や包括受遺者（死亡した人から包括遺贈を受けている人をいいます。）が申告をするときに使用するものです。 2この申告書付表を記入する前に、申告書で死亡した人の納める税金を計算してください。 3死亡した人の贈与税について相続人や包括受遺者が提出する申告書とこの付表は、その死亡を知った日の翌日から起算して10か月を経過した日の前日（例えば、死亡を知った日が2月20日であるときは、12月20日）までに提出してください。 4死亡した人の死亡した年の前年以前の年分の贈与税（その年の1月1日から3月15日までに死亡した場合のその前年分の贈与税を除きます。）が無申告であったことにより提出する申告書と申告書付表については、上記3の10か月の申告期間の特例の適用はありませんから早めに提出してください。 5相続人や包括受遺者が1人の場合には、申告書付表の提出を省略して差し支えありません。 6一緒に申告できない相続人や包括受遺者は、別に申告書と申告書付表を提出することになります。 《死亡した人の申告書（第一表）の書きかた》 1「平成□□年分贈与税の申告書」には、標題の右側余白部に「（準）」と記入してください。 2「住所」と「氏名」欄は、死亡した人の住所、氏名を記入してください。この場合、氏名の頭部に「被相続人」と記入してください。 なお、相続人や包括受遺者が1人のためにこの申告書付表の提出を省略する場合は、これらの欄を2段に分け次のように記入してください。 (1)上段には、死亡した人について記入し、その氏名上部に相続開始（死亡）年月日を記入してください。 (2)下段には、相続人や包括受遺者について記入してください。この場合、相続人や包括受遺者の住所は住所地进行記入するとともに、相続人や包括受遺者の氏名を記入する場合にその氏名の頭部に、「相続人」又は「包括受遺者」と記入し、署名、なつ印してください。 《申告書付表の書きかた》 1「死亡した者の平成____年分 贈与税の申告書付表」の標題の「____年分」欄死亡した人の申告書の年分と同じ年分を記入してください。 2「1 死亡した者の住所・氏名等」欄の「住所」欄死亡した人の申告書の「住所」欄に記入した住所地进行記入してください。 3「2 死亡した者の納める税金」欄死亡した人の申告書第一表の㊸欄（修正申告の場合には㊹欄）の金額を転記してください。 4「5 相続人等に関する事項」一緒に申告するかどうかにかかわらず、すべての相続人や包括受遺者（相続を放棄した人を除きます。）について記入してください。 (1)「住所」欄相続人や包括受遺者がこの申告書付表を提出するときの住所地进行記入してください。 (2)「氏名」欄この申告書付表で申告する相続人や包括受遺者は、署名、なつ印してください。なお、一緒に申告できない相続人や包括受遺者については、氏名を○で囲んでください。 (3)「相続分・・・B」欄法定相続分（民法第900条、901条）により財産を取得している人は「法定」の文字を、遺言による指定相続分（民法第902条）により財産を取得している人は「指定」の文字を、それぞれ○で囲んだ上、その割合を記入してください。（注1）次に掲げる場合の法定相続分は、次の表のとおりになります。 なお、子、父母、兄弟姉妹がそれぞれ2人以上あるときは、それぞれの法定相続分は均分になります。 <table><tr><td rowspan="8">被相続人に</td><td rowspan="3">子がいる場合</td><td>相続人</td><td>法定相続分</td></tr><tr><td>配偶者</td><td>2分の1</td></tr><tr><td>子</td><td>2分の1</td></tr><tr><td rowspan="3">子がいらない場合</td><td>配偶者</td><td>3分の2</td></tr><tr><td>父母</td><td>3分の1</td></tr><tr><td>配偶者</td><td>4分の3</td></tr><tr><td rowspan="2">子も父母もいない場合</td><td>配偶者</td><td>4分の3</td></tr><tr><td>兄弟姉妹</td><td>4分の1</td></tr></table> (注2)指定相続分とは、相続人や包括受遺者が遺言によって指定を受ける相続分をいいます。 (4)「相続又は遺贈により取得した財産の価額」欄各人が相続や包括遺贈により取得する積極財産の相続時の時価を記入してください。なお、相続財産についてまだ分割が行われていないときは、積極財産の総額に各人の相続分（「5（6）相続分・・・B」に記入されている各人の割合）を乗じて求めた金額をそれぞれ記入してください。 5「6 各人の納付税額」欄この欄には、「2 死亡した者の納める税金」欄の納める税金に各人の相続分（「5（6）相続分・・・B」に記入されている各人の割合）を乗じて求めた金額（100円未満の端数切捨て）を記入してください。	被相続人に	子がいる場合	相続人	法定相続分	配偶者	2分の1	子	2分の1	子がいらない場合	配偶者	3分の2	父母	3分の1	配偶者	4分の3	子も父母もいない場合	配偶者	4分の3	兄弟姉妹	4分の1	書きかた等 《使用目的等》 1この申告書付表は、死亡した人の贈与税について相続人や包括受遺者（死亡した人から包括遺贈を受けている人をいいます。）が申告をするときに使用するものです。 2この申告書付表を記入する前に、申告書で死亡した人の納める税金を計算してください。 3死亡した人の贈与税について相続人や包括受遺者が提出する申告書とこの付表は、その死亡を知った日の翌日から起算して10か月を経過した日の前日（例えば、死亡を知った日が2月20日であるときは、12月20日）までに提出してください。 4死亡した人の死亡した年の前年以前の年分の贈与税（その年の1月1日から3月15日までに死亡した場合のその前年分の贈与税を除きます。）が無申告であったことにより提出する申告書と申告書付表については、上記3の10か月の申告期間の特例の適用はありませんから早めに提出してください。 5相続人や包括受遺者が1人の場合には、申告書付表の提出を省略して差し支えありません。 6一緒に申告できない相続人や包括受遺者は、別に申告書と申告書付表を提出することになります。 《死亡した人の申告書（第一表）の書きかた》 1「平成□□年分贈与税の申告書」には、標題の右側余白部に「（準）」と記入してください。 2「住所」と「氏名」欄は、死亡した人の住所、氏名を記入してください。この場合、氏名の頭部に「被相続人」と記入してください。 なお、相続人や包括受遺者が1人のためにこの申告書付表の提出を省略する場合は、これらの欄を2段に分け次のように記入してください。 (1)上段には、死亡した人について記入し、その氏名上部に相続開始（死亡）年月日を記入してください。 (2)下段には、相続人や包括受遺者について記入してください。この場合、相続人や包括受遺者の住所は住所地进行記入するとともに、相続人や包括受遺者の氏名を記入する場合にその氏名の頭部に、「相続人」又は「包括受遺者」と記入し、署名、なつ印してください。 《申告書付表の書きかた》 1「死亡した者の平成____年分 贈与税の申告書付表」の標題の「____年分」欄死亡した人の申告書の年分と同じ年分を記入してください。 2「1 死亡した者の住所・氏名等」欄の「住所」欄死亡した人の申告書の「住所」欄に記入した住所地进行記入してください。 3「2 死亡した者の納める税金」欄死亡した人の申告書第一表の㊸欄（修正申告の場合には㊹欄）の金額を転記してください。 4「5 相続人等に関する事項」一緒に申告するかどうかにかかわらず、すべての相続人や包括受遺者（相続を放棄した人を除く。）について記入してください。 (1)「住所」欄相続人や包括受遺者がこの申告書付表を提出するときの住所地进行記入してください。 (2)「氏名」欄この申告書付表で申告する相続人や包括受遺者は、署名、なつ印してください。なお、一緒に申告できない相続人や包括受遺者については、氏名を○で囲んでください。 (3)「相続分・・・B」欄法定相続分（民法第900条、901条）により財産を取得している人は「法定」の文字を、遺言による指定相続分（民法第902条）により財産を取得している人は「指定」の文字を、それぞれ○で囲んだ上、その割合を記入してください。（注1）次に掲げる場合の法定相続分は、次の表のとおりになります。 なお、子、父母、兄弟姉妹がそれぞれ2人以上あるときは、それぞれの法定相続分は均分になります。 <table><tr><td rowspan="8">被相続人に</td><td rowspan="3">子がいる場合</td><td>相続人</td><td>法定相続分</td></tr><tr><td>配偶者</td><td>2分の1</td></tr><tr><td>子</td><td>2分の1</td></tr><tr><td rowspan="3">子がいらない場合</td><td>配偶者</td><td>3分の2</td></tr><tr><td>父母</td><td>3分の1</td></tr><tr><td>配偶者</td><td>4分の3</td></tr><tr><td rowspan="2">子も父母もいない場合</td><td>配偶者</td><td>4分の3</td></tr><tr><td>兄弟姉妹</td><td>4分の1</td></tr></table> (注2)指定相続分とは、相続人や包括受遺者が遺言によって指定を受ける相続分をいいます。 (4)「相続又は遺贈により取得した財産の価額」欄各人が相続や包括遺贈により取得する積極財産の相続時の時価を記入してください。なお、相続財産についてまだ分割が行われていないときは、積極財産の総額に各人の相続分（「5（6）相続分・・・B」に記入されている各人の割合）を乗じて求めた金額をそれぞれ記入してください。 5「6 各人の納付税額」欄この欄には、「2 死亡した者の納める税金」欄の納める税金に各人の相続分（「5（6）相続分・・・B」に記入されている各人の割合）を乗じて求めた金額（100円未満の端数切捨て）を記入してください。	被相続人に	子がいる場合	相続人	法定相続分	配偶者	2分の1	子	2分の1	子がいらない場合	配偶者	3分の2	父母	3分の1	配偶者	4分の3	子も父母もいない場合	配偶者	4分の3	兄弟姉妹	4分の1
被相続人に			子がいる場合	相続人	法定相続分																																				
				配偶者	2分の1																																				
		子		2分の1																																					
		子がいらない場合	配偶者	3分の2																																					
			父母	3分の1																																					
			配偶者	4分の3																																					
		子も父母もいない場合	配偶者	4分の3																																					
	兄弟姉妹		4分の1																																						
被相続人に	子がいる場合	相続人	法定相続分																																						
		配偶者	2分の1																																						
		子	2分の1																																						
	子がいらない場合	配偶者	3分の2																																						
		父母	3分の1																																						
		配偶者	4分の3																																						
	子も父母もいない場合	配偶者	4分の3																																						
		兄弟姉妹	4分の1																																						

改 正 後

株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）

経営承継受贈者の氏名		贈与者の氏名 (裏面の「1」参照)	
私は、次の会社の株式（出資）のうち、「2 特例対象贈与の判定及び納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算並びに特例受贈非上場株式等の明細」の⑦欄の株式等の数等について非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けます。 この計算書の書きかた等については、裏面をご覧ください。			
1 特例受贈非上場株式等に係る会社			
① 会社名		⑦ 贈与の時にける経営承継受贈者の役職名	
② 会社の整理番号（会社の所轄税務署名）	(署)	⑧ 経営承継受贈者が役員等に就任した年月日	平成 年 月 日
③ 事業種目		⑨ 経済産業大臣の認定の状況	設 定 年 月 日 平成 年 月 日
④ 贈与の時にける資本金の額	円	認 定 番 号	
⑤ 贈与の時にける資本準備金の額	円	⑩ 会社又はその会社の特別関係会社であつてその会社との間に支配関係がある法人が保有する外国会社又は医療法人の株式等の有無	有 無
⑥ 贈与の時にける従業員数	人		

(平成23年6月30日以降用)

2 特例対象贈与の判定及び納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算並びに特例受贈非上場株式等の明細					
受贈年月日	① 贈与の時にける発行済株式等の総数等	② 発行済株式等の総数等の3分の2に相当する数等 (a) (①×2/3) (1株・口・円未満の端数切上げ)	③ 贈与者が贈与の直前に保有していた株式等の数等 (b)	④ 経営承継受贈者が贈与の直前に保有していた株式等の数等 (c)	⑤ 贈与により取得した株式等の数等 (d)
・ ・	株・口・円	株・口・円	株・口・円	株・口・円	株・口・円
⑥ 特例対象贈与の判定及び特例の対象となる株式等の数等の限度数 (限度額) (i) a>b+c の場合 ⇒ b ※ b>d の場合は、特例適用不可 (ii) a≤b+c の場合 ⇒ (a-c) ※ (a-c) > d の場合及び (a-c) が赤字の場合は、特例適用不可	⑦ ⑥欄の数等を限度として、⑤欄の数等うち、特例の適用を受ける株式等の数等	⑧ 1株 (口・円) 当たりの価額 (裏面の「3 (3)」参照)	⑨ 価 額 (⑦×⑧)		
	株・口・円	株・口・円	円	A	円

3 株式等納税猶予税額の計算			
① 上記2の⑨欄「A」の価額	② 基礎控除額	③ (①-②) の金額 (1,000円未満切捨て)	④ ③に対する税額 (株式等納税猶予税額) (100円未満切捨て)
円	1,100,000 円	,000 円	00 円

4 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書							
この明細書は、租税特別措置法施行規則第23条の9第22項第9号の規定に基づき、会社が贈与前3年以内に経営承継受贈者及び経営承継受贈者と特別の関係がある者（裏面の「5 (1)」参照）から現物出資又は贈与により取得した資産の価額等について記入します。 なお、この明細書によらず会社が別途作成しその内容を証明した書類を添付しても差し支えありません。							
取得年月日	種類	細目	利用区分	所在場所等	数量	① 価 額	出資者・贈与者の氏名・名称
・ ・						円	
・ ・							
・ ・							
② 現物出資又は贈与により取得した資産の価額の合計額 (①の合計額)							
③ 会社の全ての資産の価額の合計額 (②の金額を含みます。)							
④ 現物出資等資産の保有割合 (②/③)						%	
上記の明細の内容に相違ありません。 平成 年 月 日							
所 在 地							
会 社 名							
代表者氏名 印							

※印欄には記入しなくても構いません。

※	税務署整理欄	法人管轄署番号	—	入力		確認			
---	--------	---------	---	----	--	----	--	--	--

(資5-11-6-A4統一) (平23.10)

改 正 前

株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）

経営承継受贈者の氏名		贈与者の氏名 (裏面の「1」参照)	
私は、次の会社の株式（出資）のうち、「2 特例対象贈与の判定及び納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算並びに特例受贈非上場株式等の明細」の⑦欄の株式等の数等について非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けます。 この計算書の書きかた等については、裏面をご覧ください。			
1 特例受贈非上場株式等に係る会社			
① 会社名		⑦ 贈与の時にける経営承継受贈者の役職名	
② 会社の整理番号（会社の所轄税務署名）	(署)	⑧ 経営承継受贈者が役員等に就任した年月日	平成 年 月 日
③ 事業種目		⑨ 経済産業大臣の認定の状況	設 定 年 月 日 平成 年 月 日
④ 贈与の時にける資本金の額	円	認 定 番 号	
⑤ 贈与の時にける資本準備金の額	円	⑩ 会社又はその会社の特別関係会社であつてその会社との間に支配関係がある法人が保有する外国会社又は医療法人の株式等の有無	有 無
⑥ 贈与の時にける従業員数	人		

(平成22年4月分以降用)

2 特例対象贈与の判定及び納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算並びに特例受贈非上場株式等の明細					
受贈年月日	① 贈与の時にける発行済株式等の総数等	② 発行済株式等の総数等の3分の2に相当する数等 (a) (①×2/3) (1株・口・円未満の端数切上げ)	③ 贈与者が贈与の直前に保有していた株式等の数等 (b)	④ 経営承継受贈者が贈与の直前に保有していた株式等の数等 (c)	⑤ 贈与により取得した株式等の数等 (d)
・ ・	株・口・円	株・口・円	株・口・円	株・口・円	株・口・円
⑥ 特例対象贈与の判定及び特例の対象となる株式等の数等の限度数 (限度額) (i) a>b+c の場合 ⇒ b ※ b>d の場合は、特例適用不可 (ii) a≤b+c の場合 ⇒ (a-c) ※ (a-c) > d の場合及び (a-c) が赤字の場合は、特例適用不可	⑦ ⑥欄の数等を限度として、⑤欄の数等うち、特例の適用を受ける株式等の数等	⑧ 1株 (口・円) 当たりの価額 (裏面の「3 (3)」参照)	⑨ 価 額 (⑦×⑧)		
	株・口・円	株・口・円	円	A	円

3 株式等納税猶予税額の計算			
① 上記2の⑨欄「A」の価額	② 基礎控除額	③ (①-②) の金額 (1,000円未満切捨て)	④ ③に対する税額 (株式等納税猶予税額) (100円未満切捨て)
円	1,100,000 円	,000 円	00 円

4 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書							
この明細書は、租税特別措置法施行規則第23条の9第22項第8号の規定に基づき、会社が贈与前3年以内に経営承継受贈者及び経営承継受贈者と特別の関係がある者（裏面の「5 (1)」参照）から現物出資又は贈与により取得した資産の価額等について記入します。 なお、この明細書によらず会社が別途作成しその内容を証明した書類を添付しても差し支えありません。							
取得年月日	種類	細目	利用区分	所在場所等	数量	① 価 額	出資者・贈与者の氏名・名称
・ ・						円	
・ ・							
・ ・							
② 現物出資又は贈与により取得した資産の価額の合計額 (①の合計額)							
③ 会社のすべての資産の価額の合計額 (②の金額を含みます。)							
④ 現物出資等資産の保有割合 (②/③)						%	
上記の明細の内容に相違ありません。 平成 年 月 日							
所 在 地							
会 社 名							
代表者氏名 印							

※印欄には記入しなくても構いません。

※	税務署整理欄	法人管轄署番号	—	入力		確認			
---	--------	---------	---	----	--	----	--	--	--

(資5-11-6-A4統一) (平22.10)

改 正 後	改 正 前
《 書 き か た 等 》 1 この計算書は、非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受ける場合に記入します。 なお、次に掲げる場合には、それぞれの会社及び贈与者ごとにこの計算書を作成した上で、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）（別表）」により納税猶予税額を計算してください。 (1) 異なる贈与者から同一の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合 (2) 異なる贈与者から複数の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合 (3) 同一の贈与者から複数の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合 ※ 贈与者が贈与の時ににおいて会社の役員である場合は、この特例の適用を受けることはできません。 2 「1 特例受贈非上場株式等に係る会社」の記入に当たっての留意事項 (1) ⑦欄は、具体的にその役職を、例えば、「代表取締役」と記入します。 なお、代表権に制限のある代表者については、この特例の適用を受けることはできません。 (2) ⑨欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第1項第7号に掲げる事由に該当するものとして経済産業大臣の認定を受けた年月日及び認定番号をそれぞれ記入します。 (3) ⑩欄は、特例受贈非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（租税特別措置法施行令第40条の8第6項の特別の関係がある会社をいいます。3(3)において同じです。）であって特例受贈非上場株式等に係る会社との間に支配関係（租税特別措置法施行令第40条の8第8項に規定する関係をいいます。3(3)において同じです。）がある法人が保有する会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例受贈非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）又は租税特別措置法施行令第40条の8第12項に規定する医療法人の株式等の有無について記入します。 3 「2 特例対象贈与の判定及び納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算並びに特例受贈非上場株式等の明細」の記入に当たっての留意事項 (1) ①から⑦欄までの「総数等」及び「数等」には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。 (2) この特例の適用を受けるには、⑥欄の(i)に該当する場合にはbの全部、⑥欄の(ii)に該当する場合には（a－c）以上の株式等を贈与により取得していることが要件となります。 (3) ⑧欄の金額は、贈与の時ににおける価額を記入します。 なお、特例受贈非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社であって特例受贈非上場株式等に係る会社との間に支配関係がある法人（以下「会社等」といいます。）が会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例受贈非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）又は租税特別措置法施行令第40条の8第12項に規定する医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の贈与税額の計算の基となる特例受贈非上場株式等の価額は、会社等がその外国会社又は医療法人の株式等を有していなかったものとして計算した価額となります。 (4) この計算書の株式等以外に他の会社の株式等の贈与を受け、この特例の適用を受ける場合には、次の「3 株式等納税猶予税額の計算」欄への記入は不要です。その場合には、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）（別表）」を使用し、この計算書のA欄の金額とこの計算書以外の計算書のA欄の金額の合計額を「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）（別表）」の1の①欄に記入します。 4 「3 株式等納税猶予税額の計算」の記入に当たっての留意事項 ④欄の金額は、申告書第一表（控用）の裏面の「贈与税の速算表」を使って計算します。 また、計算により算出された納税猶予税額を「申告書第一表」の⑬欄に転記します。 5 「4 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書」の記入に当たっての留意事項 (1) 「経営承継受贈者と特別の関係がある者」とは、経営承継受贈者の親族などその経営承継受贈者と租税特別措置法施行令第40条の8第11項に定める特別の関係がある者をいいます。 (2) ①欄の金額は、会社が現物出資又は贈与により取得した資産（以下「現物出資等資産」といいます。）の非上場株式等の贈与があった時における価額を記入します。 なお、会社が、非上場株式等の贈与があった時ににおいて現物出資等資産を既に有していない場合は、その贈与があった時に有しているものとしたときにおける当該現物出資等資産の価額を記入します。 (3) ③欄の金額は、非上場株式等の贈与があった時における会社の全ての資産の価額の合計額を記入します。 (4) ④欄の保有割合が70%以上の場合は、この特例の適用を受けることはできません。 (5) この様式に記入しきれないときは、適宜の用紙に現物出資等資産の明細を記載し添付してください。	《 書 き か た 等 》 1 この計算書は、非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受ける場合に記入します。 なお、次に掲げる場合には、それぞれの会社及び贈与者ごとにこの計算書を作成した上で、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）（別表）」により納税猶予税額を計算してください。 (1) 異なる贈与者から同一の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合 (2) 異なる贈与者から複数の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合 (3) 同一の贈与者から複数の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合 ※ 贈与者が贈与の時ににおいて会社の役員である場合は、この特例の適用を受けることはできません。 2 「1 特例受贈非上場株式等に係る会社」の記入に当たっての留意事項 (1) ⑦欄は、具体的にその役職を、例えば、「代表取締役」と記入します。 なお、代表権に制限のある代表者については、この特例の適用を受けることはできません。 (2) ⑨欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第1項第7号に掲げる事由に該当するものとして経済産業大臣の認定を受けた年月日及び認定番号をそれぞれ記入します。 (3) ⑩欄は、特例受贈非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（租税特別措置法施行令第40条の8第6項の特別の関係がある会社をいいます。3(3)において同じです。）であって特例受贈非上場株式等に係る会社との間に支配関係（租税特別措置法施行令第40条の8第7項に規定する関係をいいます。3(3)において同じです。）がある法人が保有する会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例受贈非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）又は租税特別措置法施行令第40条の8第11項に規定する医療法人の株式等の有無について記入します。 3 「2 特例対象贈与の判定及び納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算並びに特例受贈非上場株式等の明細」の記入に当たっての留意事項 (1) ①から⑦欄までの「総数等」及び「数等」には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。 (2) この特例の適用を受けるには、⑥欄の(i)に該当する場合にはbの全部、⑥欄の(ii)に該当する場合には（a－c）以上の株式等を贈与により取得していることが要件となります。 (3) ⑧欄の金額は、贈与の時ににおける価額を記入します。 なお、特例受贈非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社であって特例受贈非上場株式等に係る会社との間に支配関係がある法人（以下「会社等」といいます。）が会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例受贈非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）又は租税特別措置法施行令第40条の8第11項に規定する医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の贈与税額の計算の基となる特例受贈非上場株式等の価額は、会社等がその外国会社又は医療法人の株式等を有していなかったものとして計算した価額となります。 (4) この計算書の株式等以外に他の会社の株式等の贈与を受け、この特例の適用を受ける場合には、次の「3 株式等納税猶予税額の計算」欄への記入は不要です。その場合には、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）（別表）」を使用し、この計算書のA欄の金額とこの計算書以外の計算書のA欄の金額の合計額を「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）（別表）」の1の①欄に記入します。 4 「3 株式等納税猶予税額の計算」の記入に当たっての留意事項 ④欄の金額は、申告書第一表（控用）の裏面の「贈与税の速算表」を使って計算します。 また、計算により算出された納税猶予税額を「申告書第一表」の⑬欄に転記します。 5 「4 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書」の記入に当たっての留意事項 (1) 「経営承継受贈者と特別の関係がある者」とは、経営承継受贈者の親族などその経営承継受贈者と租税特別措置法施行令第40条の8第10項に定める特別の関係がある者をいいます。 (2) ①欄の金額は、会社が現物出資又は贈与により取得した資産（以下「現物出資等資産」といいます。）の非上場株式等の贈与があった時における価額を記入します。 なお、会社が、非上場株式等の贈与があった時ににおいて現物出資等資産を既に有していない場合は、その贈与があった時に有しているものとしたときにおける当該現物出資等資産の価額を記入します。 (3) ③欄の金額は、非上場株式等の贈与があった時における会社のすべての資産の価額の合計額を記入します。 (4) ④欄の保有割合が70%以上の場合は、この特例の適用を受けることはできません。 (5) この様式に記入しきれないときは、適宜の用紙に現物出資等資産の明細を記載し添付してください。

改正後										改正前										
株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）（別表）																				
経営承継受贈者の氏名										この別表は、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）」を2以上作成する必要がある場合に使用します。										
1 あん分前の株式等納税猶予税額の計算																				
① 各「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）」の「A」欄の価額の合計額															円					
② 基礎控除額															1,100,000					
③ ②の控除後の課税価格（①－②）（1,000円未満切捨て）															,000					
④ ③に対する税額（申告書第一表（控用）の裏面の「贈与税の速算表」を使って計算します。）																				
2 あん分後の株式等納税猶予税額の計算																				
① 会社又は贈与者ごとの株式等納税猶予税額の計算																				
	会社名	贈与者の氏名	株式等納税猶予税額の計算（100円未満切捨て）																	
イ			上記1の④×	イの会社の株式等に係る「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）」の「A」欄の価額												円				
				上記1の①欄の価額												00				
ロ			上記1の④×	ロの会社の株式等に係る「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）」の「A」欄の価額												円				
				上記1の①欄の価額												00				
ハ			上記1の④×	ハの会社の株式等に係る「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）」の「A」欄の価額												円				
				上記1の①欄の価額												00				
ニ			上記1の④×	ニの会社の株式等に係る「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）」の「A」欄の価額												円				
				上記1の①欄の価額												00				
ホ			上記1の④×	ホの会社の株式等に係る「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）」の「A」欄の価額												円				
				上記1の①欄の価額												00				
② あん分後の株式等納税猶予税額（イ＋ロ＋ハ＋ニ＋ホ）															00					
(注) 1 上記の欄に記入しきれない場合は、適宜の用紙に会社又は贈与者ごとの株式等納税猶予税額を記載し添付してください。 2 ②欄の納税猶予税額を「申告書第一表」の⑬欄に転記します。																				
※	税務署整理欄	入力		確認																
※印欄には記入しないでください。																				
(資5-11-7-A4統一) (平23-10)																				

株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）（別表）																				
経営承継受贈者の氏名										この別表は、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）」を2以上作成する必要がある場合に使用します。										
1 按分前の株式等納税猶予税額の計算																				
① 各「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）」の「A」欄の価額の合計額															円					
② 基礎控除額															1,100,000					
③ ②の控除後の課税価格（①－②）（1,000円未満切捨て）															,000					
④ ③に対する税額（申告書第一表（控用）の裏面の「贈与税の速算表」を使って計算します。）																				
2 按分後の株式等納税猶予税額の計算																				
① 会社又は贈与者ごとの株式等納税猶予税額の計算																				
	会社名	贈与者の氏名	株式等納税猶予税額の計算（100円未満切捨て）																	
イ			上記1の④×	イの会社の株式等に係る「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）」の「A」欄の価額												円				
				上記1の①欄の価額												00				
ロ			上記1の④×	ロの会社の株式等に係る「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）」の「A」欄の価額												円				
				上記1の①欄の価額												00				
ハ			上記1の④×	ハの会社の株式等に係る「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）」の「A」欄の価額												円				
				上記1の①欄の価額												00				
ニ			上記1の④×	ニの会社の株式等に係る「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）」の「A」欄の価額												円				
				上記1の①欄の価額												00				
ホ			上記1の④×	ホの会社の株式等に係る「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）」の「A」欄の価額												円				
				上記1の①欄の価額												00				
② 按分後の株式等納税猶予税額（イ＋ロ＋ハ＋ニ＋ホ）															00					
(注) 1 上記の欄に記入しきれない場合は、適宜の用紙に会社又は贈与者ごとの株式等納税猶予税額を記載し添付してください。 2 ②欄の納税猶予税額を「申告書第一表」の⑬欄に転記します。																				
※	税務署整理欄	入力		確認																
※印欄には記入しないでください。																				
(資5-11-7-A4統一) (平22-10)																				

提出用

平成23年分贈与税の修正申告書（別表）

		受贈者の氏名													
				(単位は円)											
① 修正前の課税額（第一表）															
I 暦年課税分	財産の価額の合計額（課税価格）	①													
	配偶者控除額 (贈与を受けた居住用不動産の価額及び贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額の合計額) 円	②													
	基礎控除額	③													
	②及び③の控除後の課税価格（①－②－③）【1,000円未満切捨て】	④													
	④に対する税額	⑤													
	外国税額の控除額	⑥													
	差引税額（⑤－⑥）	⑦													
相続時精算課税分															
II	特定贈与者ごとの課税価格の合計額	⑧													
	特定贈与者ごとの差引税額の合計額	⑨													
III 合計	課税価格の合計額（①＋⑧）	⑩													
	差引税額の合計額（納付すべき税額（⑦＋⑨））【100円未満切捨て】	⑪													
	農地等納税猶予税額	⑫													
	株式等納税猶予税額	⑬													
	申告期限までに納付すべき税額（⑪－⑫－⑬）	⑭													
② 修正前の非課税額（第一表の二）															
住宅取得等資金の非課税分	贈与者の氏名														
	住宅取得等資金の合計額	⑮													
	贈与者の氏名														
	住宅取得等資金の合計額	⑯													
	非課税額の計算	平成22年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額の合計額（最高1,500万円）	⑰												
	非課税限度額（1,000万円（又は1,500万円－⑱））	⑲													
	⑲のうち非課税の適用を受ける金額	⑳													
	㉑のうち非課税の適用を受ける金額	㉒													
	非課税の適用を受ける金額の合計額（⑳＋㉒）	㉓													
	⑳のうち課税価格に算入される金額（㉓－㉔）	㉕													
㉑のうち課税価格に算入される金額（㉑－㉒）	㉖														
③ 修正前の課税額（第二表）															
相続時精算課税分	特定贈与者の氏名														
	特定贈与者が複数いる場合には、それぞれについて第三表を使用してください。この場合、「① 修正前の課税額（第一表）」及び「④ 修正申告によって異動した事項」については、いずれか1枚に記入してください。														
	財産の価額の合計額（課税価格）	⑰													
	特別控除額の合計額（最高2,500万円）	⑱													
	特別控除額の残額（2,500万円－⑱）	⑲													
	特別控除額（⑲の金額と㉑の金額のいずれか低い金額）	⑳													
	翌年以降に繰り越される特別控除額（2,500万円－⑳－㉑）	㉒													
	㉒の控除後の課税価格（⑲－㉒）【1,000円未満切捨て】	㉓													
	㉓に対する税額（㉓×20％）	㉔													
	外国税額の控除額	㉕													
差引税額（㉔－㉕）	㉖														
④ 修正申告によって異動した事項															
異動の内容															
異動の理由															

※ 税務署整理欄 整理番号 年 月 日 名簿 年 月 日 展覧 修正 期 限

※印欄には記入しないでください。

(資5-10-3-1-A4統一) (平23-10)

提出用

平成22年分贈与税の修正申告書（別表）

		受贈者の氏名													
				(単位は円)											
① 修正前の課税額（第一表）															
I 暦年課税分	財産の価額の合計額（課税価格）	①													
	配偶者控除額 (贈与を受けた居住用不動産の価額及び贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額の合計額) 円	②													
	基礎控除額	③													
	②及び③の控除後の課税価格（①－②－③）【1,000円未満切捨て】	④													
	④に対する税額	⑤													
	外国税額の控除額	⑥													
	差引税額（⑤－⑥）	⑦													
相続時精算課税分															
II	特定贈与者ごとの課税価格の合計額	⑧													
	特定贈与者ごとの差引税額の合計額	⑨													
III 合計	課税価格の合計額（①＋⑧）	⑩													
	差引税額の合計額（納付すべき税額（⑦＋⑨））【100円未満切捨て】	⑪													
	農地等納税猶予税額	⑫													
	株式等納税猶予税額	⑬													
	申告期限までに納付すべき税額（⑪－⑫－⑬）	⑭													
② 修正前の非課税額（第一表の二）															
住宅取得等資金の非課税分	贈与者の氏名														
	住宅取得等資金の合計額	⑮													
	贈与者の氏名														
	住宅取得等資金の合計額	⑯													
	非課税額の計算	平成21年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額の合計額（最高500万円）	⑰												
	非課税限度額（1,500万円（又は500万円－⑱））	⑲													
	⑲のうち非課税の適用を受ける金額	⑳													
	㉑のうち非課税の適用を受ける金額	㉒													
	非課税の適用を受ける金額の合計額（⑳＋㉒）	㉓													
	⑳のうち課税価格に算入される金額（㉓－㉔）	㉕													
㉑のうち課税価格に算入される金額（㉑－㉒）	㉖														
③ 修正前の課税額（第二表）															
相続時精算課税分	特定贈与者の氏名														
	特定贈与者が複数いる場合には、それぞれについて第三表を使用してください。この場合、「① 修正前の課税額（第一表）」及び「④ 修正申告によって異動した事項」については、いずれか1枚に記入してください。														
	財産の価額の合計額（課税価格）	⑰													
	特別控除額の合計額（最高2,500万円）	⑱													
	特別控除額の残額（2,500万円－⑱）	⑲													
	特別控除額（⑲の金額と㉑の金額のいずれか低い金額）	⑳													
	翌年以降に繰り越される特別控除額（2,500万円－⑳－㉑）	㉒													
	㉒の控除後の課税価格（⑲－㉒）【1,000円未満切捨て】	㉓													
	㉓に対する税額（㉓×20％）	㉔													
	外国税額の控除額	㉕													
差引税額（㉔－㉕）	㉖														
④ 修正申告によって異動した事項															
異動の内容															
異動の理由															

※ 税務署整理欄 整理番号 年 月 日 名簿 年 月 日 展覧 修正 期 限

※印欄には記入しないでください。

(資5-10-3-1-A4統一) (平22-10)

控
用

平成23年分贈与税の修正申告書（別表）

		受贈者の氏名											
		税務署受付印											
I 暦年課税分	① 修正前の課税額（第一表）			(単位は円)									
	財産の価額の合計額（課税価格）	①											
	配偶者控除額 (贈与を受けた居住用不動産の価額及び贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額の合計額)	②											
	基礎控除額	③											
	②及び③の控除後の課税価格（①－②－③）【1,000円未満切捨て】	④											
	④に対する税額	⑤											
	外国税額の控除額	⑥											
差引税額（⑤－⑥）	⑦												
相続時精算課税分													
II	特定贈与者ごとの課税価格の合計額	⑧											
	特定贈与者ごとの差引税額の合計額	⑨											
III 合計	課税価格の合計額（①＋⑧）	⑩											
	差引税額の合計額（納付すべき税額（⑦＋⑨））【100円未満切捨て】	⑪											
	農地等納税猶予税額	⑫											
	株式等納税猶予税額	⑬											
	申告期限までに納付すべき税額（⑪－⑫－⑬）	⑭											
住宅取得等資金の非課税分	② 修正前の非課税額（第一表の二）												
	贈与者の氏名	住宅取得等資金の合計額	⑮										
	贈与者の氏名	住宅取得等資金の合計額	⑯										
	非課税額の計算 限度額	平成22年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額の合計額（最高1,500万円）	⑰										
		非課税限度額（1,000万円（又は1,500万円－⑱））	⑲										
	贈与者の金額の計算 の適用を受ける非課税	⑳のうち非課税の適用を受ける金額	⑳										
		㉑のうち非課税の適用を受ける金額	㉑										
		非課税の適用を受ける金額の合計額（㉑＋㉒）	㉒										
	贈与者の金額の計算 に算入される金額	㉓のうち課税価格に算入される金額（㉒－㉔）	㉓										
		㉔のうち課税価格に算入される金額（㉒－㉕）	㉔										
相続時精算課税分	③ 修正前の課税額（第二表）												
	特定贈与者の氏名	特定贈与者が複数ある場合には、それぞれについて第三表を使用してください。この場合、「① 修正前の課税額（第一表）」及び「④ 修正申告によって異動した事項」については、いずれか1枚に記入してください。											
	財産の価額の合計額（課税価格）	⑮											
	特別控除額の計算	過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額（最高2,500万円）	⑯										
		特別控除額の残額（2,500万円－⑯）	⑰										
		特別控除額（⑰の金額と⑱の金額のいずれか低い金額）	⑱										
		翌年以降に繰り越される特別控除額（2,500万円－⑱－㉑）	㉑										
	税額の計算	㉒の控除後の課税価格（⑱－㉑）【1,000円未満切捨て】	㉒										
		㉒に対する税額（㉒×20％）	㉓										
		外国税額の控除額	㉔										
	差引税額（㉓－㉔）	㉕											
④ 修正申告によって異動した事項													
異動の内容						異動の理由							

控
用

平成22年分贈与税の修正申告書（別表）

		受贈者の氏名											
		税務署受付印											
I 暦年課税分	① 修正前の課税額（第一表）			(単位は円)									
	財産の価額の合計額（課税価格）	①											
	配偶者控除額 (贈与を受けた居住用不動産の価額及び贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額の合計額)	②											
	基礎控除額	③											
	②及び③の控除後の課税価格（①－②－③）【1,000円未満切捨て】	④											
	④に対する税額	⑤											
	外国税額の控除額	⑥											
差引税額（⑤－⑥）	⑦												
相続時精算課税分													
II	特定贈与者ごとの課税価格の合計額	⑧											
	特定贈与者ごとの差引税額の合計額	⑨											
III 合計	課税価格の合計額（①＋⑧）	⑩											
	差引税額の合計額（納付すべき税額（⑦＋⑨））【100円未満切捨て】	⑪											
	農地等納税猶予税額	⑫											
	株式等納税猶予税額	⑬											
	申告期限までに納付すべき税額（⑪－⑫－⑬）	⑭											
住宅取得等資金の非課税分	② 修正前の非課税額（第一表の二）												
	贈与者の氏名	住宅取得等資金の合計額	⑮										
	贈与者の氏名	住宅取得等資金の合計額	⑯										
	非課税額の計算 限度額	平成21年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額の合計額（最高500万円）	⑰										
		非課税限度額（1,500万円（又は500万円－⑱））	⑲										
	贈与者の金額の計算 の適用を受ける非課税	㉒のうち非課税の適用を受ける金額	㉒										
		㉑のうち非課税の適用を受ける金額	㉑										
		非課税の適用を受ける金額の合計額（㉑＋㉒）	㉒										
	贈与者の金額の計算 に算入される金額	㉓のうち課税価格に算入される金額（㉒－㉔）	㉓										
		㉔のうち課税価格に算入される金額（㉒－㉕）	㉔										
相続時精算課税分	③ 修正前の課税額（第二表）												
	特定贈与者の氏名	特定贈与者が複数ある場合には、それぞれについて第三表を使用してください。この場合、「① 修正前の課税額（第一表）」及び「④ 修正申告によって異動した事項」については、いずれか1枚に記入してください。											
	財産の価額の合計額（課税価格）	⑮											
	特別控除額の計算	過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額（最高2,500万円）	⑯										
		特別控除額の残額（2,500万円－⑯）	⑰										
		特別控除額（⑰の金額と⑱の金額のいずれか低い金額）	⑱										
		翌年以降に繰り越される特別控除額（2,500万円－⑱－㉑）	㉑										
	税額の計算	㉒の控除後の課税価格（⑱－㉑）【1,000円未満切捨て】	㉒										
		㉒に対する税額（㉒×20％）	㉓										
		外国税額の控除額	㉔										
	差引税額（㉓－㉔）	㉕											
④ 修正申告によって異動した事項													
異動の内容						異動の理由							

</

改正後

平成 年分贈与税 通知書
及び加算税の賦課決定通知書

(通知用)

〔住宅取得等資金の非課税分に係る明細〕

氏名 殿

この表は、住宅取得等資金の非課税分に係る明細です。

課税標準等の計算明細の⑧欄又は⑨欄の金額は、「平成 年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書」第一表の「○課税標準等及び税額等の計算明細」の「Ⅰ 暦年課税分」欄、又は「平成 年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書」第二表の「○課税標準等及び税額等の計算明細」欄の課税価格に算入されています。

なお、⑧欄又は⑨欄の金額が「0」の場合は、第一表又は第二表の課税価格に算入される金額はありません。

○課税標準等の計算明細

区 分	当初課税額(額)	額	増減(△)差額
住 宅 取 得 等 資 金 の 合 計 額 1	①		
住 宅 取 得 等 資 金 の 合 計 額 2	②		
平成 22 年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額の合計額 (最 高 1,500 万 円)	③		
非 課 税 限 度 額 (1,000 万 円 (又は 1,500 万 円) - ③)	④		
①のうち非課税の適用を受ける金額	⑤		
②のうち非課税の適用を受ける金額	⑥		
非課税の適用を受ける金額の合計額 (⑤ + ⑥)	⑦		
①のうち課税価格に算入される金額 (① - ⑤)	⑧		
②のうち課税価格に算入される金額 (② - ⑥)	⑨		

()枚のうち()枚目

(資5-23-3-1-A4統一)

改正前

平成 年分贈与税 通知書
及び加算税の賦課決定通知書

(通知用)

〔住宅取得等資金の非課税分に係る明細〕

氏名 殿

この表は、住宅取得等資金の非課税分に係る明細です。

課税標準等の計算明細の⑧欄又は⑨欄の金額は、「平成 年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書」第一表の「○課税標準等及び税額等の計算明細」の「Ⅰ 暦年課税分」欄、又は「平成 年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書」第二表の「○課税標準等及び税額等の計算明細」欄の課税価格に算入されています。

なお、⑧欄又は⑨欄の金額が「0」の場合は、第一表又は第二表の課税価格に算入される金額はありません。

○課税標準等の計算明細

区 分	当初課税額(額)	額	増減(△)差額
住 宅 取 得 等 資 金 の 合 計 額 1	①		
住 宅 取 得 等 資 金 の 合 計 額 2	②		
平成 21 年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額の合計額	③		
非 課 税 限 度 額 (1,500 万 円 (又は 500 万 円) - ③)	④		
①のうち非課税の適用を受ける金額	⑤		
②のうち非課税の適用を受ける金額	⑥		
非課税の適用を受ける金額の合計額 (⑤ + ⑥)	⑦		
①のうち課税価格に算入される金額 (① - ⑤)	⑧		
②のうち課税価格に算入される金額 (② - ⑥)	⑨		
翌年に繰り越される非課税額 (④ - ⑦)	⑩		

()枚のうち()枚目

(資5-23-3-1-A4統一)

- 14 -

税務署
平成 年 月 日提出

名簿番号

買換（代替）資産の明細書

住 所			
フリガナ		電話番号	()
氏 名			

交換・買換え（代替）の特例を受ける場合の、譲渡した資産の明細及び取得される予定の資産の明細について記載します。

1 特例適用条文（〔 〕欄については、該当する文字を○で囲んでください。）
 租税特別措置法 第 条 第 項
 震災特例法

2 譲渡した資産の明細

所 在 地			
資 産 の 種 類		数 量	m ²
譲 渡 価 額	円	譲 渡 年 月 日	年 月 日

3 買い換える（取得する）予定の資産の明細

資 産 の 種 類		数 量	m ²
取 得 資 産 の 該 当 条 項（※）	1 租税特別措置法 (1) 第37条第1項の表の 第 号 (2) 第37条の5第1項の表の { 第1号 (中高層耐火建築物・中高層の耐火建築物) 第2号 (中高層の耐火共同住宅) } 2 震災特例法 ・第12条第1項の表の { 第1号 (国内の土地等・減価償却資産) 第2号 (被災区域内の土地等・減価償却資産) }		
取得価額の見積額	円	取得予定年月日	年 月 日
付 記 事 項			

※ 該当する部分を○で囲むか、該当する号数を記載してください。

(注) 3に記載した買換（取得）予定資産を取得しなかった場合や買換（代替）資産の取得価格が見積額を下回っている場合などには、修正申告が必要になります。

関与税理士

電話番号

税務署
平成 年 月 日提出

名簿番号

買換（代替）資産の明細書

住 所			
フリガナ		電話番号	()
氏 名			

交換・買換え（代替）の特例を受ける場合の、譲渡した資産の明細及び取得される予定の資産の明細について記載します。

1 特例適用条文
 租税特別措置法第 条 第 項

2 譲渡した資産の明細

所 在 地			
資 産 の 種 類		数 量	m ²
譲 渡 価 額	円	譲 渡 年 月 日	年 月 日

3 買い換える（取得する）予定の資産の明細

資 産 の 種 類		数 量	m ²
取 得 資 産 の 該 当 条 項（※）	1 第37条第1項の表の 第 号 2 第37条の5第1項の表の { 第1号 (中高層耐火建築物・中高層の耐火建築物) 第2号 (中高層の耐火共同住宅) }		
取得価額の見積額	円	取得予定年月日	年 月 日
付 記 事 項			

※ 該当する部分を○で囲むか、該当する号数を記載してください。

(注) 3に記載した買換（取得）予定資産を取得しなかった場合や買換（代替）資産の取得価額が見積額を下回っている場合などには、修正申告が必要になります。

関与税理士

電話番号

名簿番号

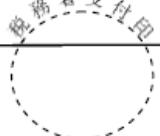
やむを得ない事情がある場合の買換資産の取得期限承認申請書

名簿番号

やむを得ない事情がある場合の買換資産の取得期限承認申請書

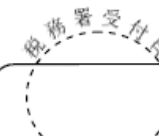
④※印の欄については、該当する部分を○で囲むか又は該当する号数を記載してください。

④※印の欄については、該当する部分を○で囲むか又は該当する号数を記載してください。

 税務署長殿 年 月 日提出	申請者	住所	〒		
		フリガナ			
	氏名		電話	()	
租税特別措置法第 条 第 項に規定する譲渡所得の課税の特例の適用における買換資産の取得期限について、下記の内容のとおり承認申請をします。					
記					
1 譲渡した資産の明細					
所在地					
資産の種類		数量	㎡		
譲渡価額	円	譲渡年月日	年 月 日		
2 代わりに買い換える（取得する）予定の資産の明細					
資産の種類		数量	㎡		
取得資産の該当条項（※）	1 租税特別措置法 (1) 第37条第1項の表の 第 号 (2) 第37条の5第1項の表の { 第1号(中高層耐火建築物・中高層の耐火建築物) } { 第2号(中高層の耐火共同住宅) } 2 震災特例法 ・第12条第1項の表の { 第1号(国内の土地等・減価償却資産) } { 第2号(被災区域内の土地等・減価償却資産) }				
取得価額の見積額	円	取得予定年月日	年 月 日		
		認定を受けようとする年月日	年 月 日		
やむを得ない事情の詳細					

関与税理士	④	電話番号	
-------	---	------	--

(資6-80-1-A4統一)
H23.11

 税務署長殿 年 月 日提出	申請者	住所	〒		
		フリガナ			
	氏名		電話	()	
租税特別措置法第 条 第 項に規定する譲渡所得の課税の特例の適用における買換資産の取得期限について、下記の内容のとおり承認申請をします。					
記					
1 譲渡した資産の明細					
所在地					
資産の種類		数量	㎡		
譲渡価額	円	譲渡年月日	年 月 日		
2 代わりに買い換える（取得する）予定の資産の明細					
資産の種類		数量	㎡		
取得資産の該当条項（※）	1 第37条第1項の表の 第 号 2 第37条の5第1項の表の { 第1号(中高層耐火建築物・中高層の耐火建築物) } { 第2号(中高層の耐火共同住宅) }				
取得価額の見積額	円	取得予定年月日	年 月 日		
		認定を受けようとする年月日	年 月 日		
やむを得ない事情の詳細					

関与税理士	④	電話番号	
-------	---	------	--

(資6-80-1-A4統一)
H21.11

やむを得ない事情がある場合の買換資産の取得期限承認申請書

1 使用目的

この申請書は、租税特別措置法第37条第4項、同法第37条の5第2項又は震災特例法第12条第4項の規定により、譲渡をした日の属する年の翌年中に買換資産の取得をすることが困難であることについてやむを得ない事情があり、その取得期限の延長の承認を受けようとするために使用するものです。

2 記載要領等

- (1) 「2 代わりに買い換える（取得する）予定の資産の明細」欄の「やむを得ない事情の詳細」欄には、買換資産の取得期限の延長を受けることとなるやむを得ない事情その他参考となるべき事項を詳細に記載してください。
- (2) この申請により、取得期限の延長の承認を受けた後に、再度の取得期限の延長の承認申請をすることはできませんのでご注意ください。

やむを得ない事情がある場合の買換資産の取得期限承認申請書

1 使用目的

この申請書は、租税特別措置法第 37 条第4項又は同法第 37 条の5第2項の規定により、譲渡をした日の属する年の翌年中に買換資産の取得をすることが困難であることについてやむを得ない事情があり、その取得期限の延長の承諾を受けようとするために使用するものです。

2 記載要領等

- (1) 「2 代わりに買い換える（取得する）予定の資産の明細」欄の「やむを得ない事情の詳細」欄には、買換資産の取得期限の延長を受けることとなるやむを得ない事情その他参考となるべき事項を詳細に記載してください。
- (2) この申請により、取得期限の延長の承認を受けた後に、再度の取得期限の延長の承諾申請をすることはできませんのでご注意ください。

この欄には
書かないで
ください。

通信日付印の年月日	確認印		名簿番号
年 月 日			

先行取得資産に係る買換えの特例の適用に関する届出書

税務署受付印

(注)この届出書が資産を取得した年の翌年3月15日までに提出されない場合は、租税特別措置法第37条第3項・震災特例法第12条第3項の規定の適用は受けられません。

税務署長殿 年 月 日提出	届出者	住所	〒
	フリガナ		
	氏名		電話

私が昨年取得した下記の資産については、租税特別措置法第37条第3項
震災特例法第12条第3項の規定の適用を受けたいので届出します。

記

1 取得した資産（先行取得資産）

種類			
規模			
所在地			
用途			
取得年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
取得価額	円	円	円

2 譲渡予定資産

種類			
----	--	--	--

3 その他参考となる事項

関与税理士		電話番号	
-------	--	------	--

(資6-73-1-A4統一)
H23.11

この欄には
書かないで
ください。

通信日付印の年月日	確認印		名簿番号
年 月 日			

先行取得資産に係る買換えの特例の適用に関する届出書

税務署受付印

(注)この届出書が資産を取得した年の翌年3月15日までに提出されない場合は、租税特別措置法第37条第3項の規定の適用は受けられません。

税務署長殿 年 月 日提出	届出者	住所	〒
	フリガナ		
	氏名		電話

私が昨年取得した下記の資産については、租税特別措置法第37条第3項の規定の適用を受けたいので届出します。

記

1 取得した資産（先行取得資産）

種類			
規模			
所在地			
用途			
取得年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
取得価額	円	円	円

2 譲渡予定資産

種類			
----	--	--	--

3 その他参考となる事項

関与税理士		電話番号	
-------	--	------	--

(資6-73-1-A4統一)

先行取得資産に係る買換えの特例の適用に関する届出書

- 1 この届出書は、特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例の適用を受けようとする場合において、譲渡資産を譲渡する年の前年以前に取得（建設又は製作を含みます。）した資産について、租税特別措置法第37条第3項又は震災特例法第12条3項の規定の適用を受ける旨を届け出るために使用します。

（注） 租税特別措置法第37条第3項又は震災特例法第12条第3項の規定は、この届出書により届け出た資産に限り適用が認められ、届出のない資産についてはこの規定の適用がないことにご注意ください。

- 2 これらの規定の適用を受けるためには、この届出書を、届け出ようとする資産を取得した年の翌年3月15日までに納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

- 3 各欄は次により記載してください。

なお、記載しきれない場合には別葉に記載してください。

(1) 文面中の〔 〕欄については、該当する文字を○で囲んでください。

(2) 「種類」については、土地、借地権、建物、構築物、船舶、機械及び装置などと記載してください。

(3) 「規模」については、例えば、土地等の場合には面積を、建物の場合には各階ごとの床面積を記載してください。

(4) 「用途」については、事務所用、店舗用（〇〇販売）、工場用（〇〇製造）などと具体的に記載してください。

記 載 要 領 等

- 1 この届出書は、特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例の適用を受けようとする場合において、譲渡資産を譲渡する年の前年以前に取得（建設又は製作を含みます。）した資産について、租税特別措置法第37条第3項の規定の適用を受ける旨を届け出るために使用します。

（注） 租税特別措置法第37条第3項の規定は、この届出書により届け出た資産に限り適用が認められ、届出のない資産についてはこの規定の適用がないことにご注意ください。

- 2 この届出書は、届け出ようとする資産を取得した年の翌年3月15日までに納税地の所轄税務署長に提出してください。

- 3 各欄は次により記載してください。

なお、記載しきれない場合には別葉に記載してください。

(1) 「種類」については、土地、借地権、建物、構築物、船舶、機械及び装置などと記載してください。

(2) 「規模」については、例えば、土地等の場合には面積を、建物の場合には各階ごとの床面積を記載してください。

(3) 「用途」については、事務所用、店舗用（〇〇販売）、工場用（〇〇製造）などと具体的に記載してください。

【平成 年分】 保証債務の履行 のための資産の 譲渡に関する 計算明細書 (確定申告書付表)		譲渡者 住所 関与住所 税理士	氏名	氏名	電話番号 ()	電話番号 ()	
保証債務の 明細	主たる債務者	住所又は所在地			氏名又は名称		
	債権者	住所又は所在地			氏名又は名称		
	保証債務の内容	債務を保証した年月日 年 月 日	保証債務の種類	保証した債務の金額 円			
	保証債務の履行に関する事項	保証債務を履行した年月日 年 月 日	保証債務を履行した金額 円	求償権の額 ④	円		
	求償権の行使に関する事項	求償権の行使不能となった年月日 年 月 日	求償権の行使不能額 ⑤	④のうち既に支払を受けた金額 円			
	短期・長期の区分	短期・長期		短期・長期		短期・長期	
保証債務を履行するため譲渡した資産の明細	資産の所在地番						
	資産の種類						
	資産の利用状況	資産の数量	㎡(株(口)・㎡)		㎡(株(口)・㎡)	㎡(株(口)・㎡)	
	譲渡先 住所又は所在地						
	氏名又は名称	(職業)	(職業)	(職業)			
	譲渡した年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日			
譲渡資産を取得した時期	年 月 日	年 月 日	年 月 日				
譲渡価額の総額	円	円	円				
譲渡所得(山林所得)のうちないものとみなされる金額	求償権の行使不能額 (上の⑤の金額)	⑥	円	譲渡所得 第64条第2項適用 前の金額	総合課税の短期・長期 譲渡所得の金額 (申告書B第一表の⑨+⑩に相当する金額。赤字のときは0)	⑭	円
	総所得金額 (申告書B第一表の⑨に相当する金額)(注1)	⑩	円	所得税法第64条第2項適用前の各種所得の合計額	分離課税の短期・長期 譲渡所得の金額 (⑬の金額)	⑮	円
	山林所得金額 (申告書第三表の⑫に相当する金額)	⑪	円		分離課税の株式等に係る譲渡 所得の金額(繰越控除後) (①の金額のうち、譲渡所得の金額。 赤字のときは0)	⑯	円
	退職所得金額 (申告書第三表の⑬に相当する金額)	⑫	円		分離課税の先物取引に係る 譲渡所得の金額(繰越控除後) (⑧の金額のうち、譲渡所得の金額。 赤字のときは0)	⑰	円
	小計 (⑩+⑪+⑫。赤字のときは0)	⑬	円		合 計 (⑭+⑮+⑯+⑰)	⑱	円
	分離課税の短期・長期譲渡所得の金額 (申告書第三表の⑭に相当する金額。赤字のときは0)	⑭	円		山林所得金額 (⑩の金額。赤字のときは0)	⑲	円
	分離課税の株式等に係る譲渡 所得等の金額(繰越控除後) (申告書第三表の⑮+⑯に相当する金額。赤字のときは0)	⑮	円	譲渡所得又は山林所得のうち ないものとみなされる金額	⑳	円	
	分離課税の上場株式等に係る配当 所得の金額(損益通算及び繰越控除後) (申告書第三表の⑰に相当する金額)	⑯	円				
	分離課税の先物取引に係る 雑所得等の金額(繰越控除後) (申告書第三表の⑱に相当する金額。赤字のときは0)	⑲	円				
	合 計 (⑥+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱)	㉑	円	⑳・㉑のうち低い金額又は ㉑・㉒のうち低い金額			
求償権が行使不能となった事情の説明							

(注) 1 総合課税の長期譲渡所得又は一時所得のある人の「㉑」の金額は、申告書B第一表の「㉑+㉒+㉓」の金額となります。
2 「所得税法第64条第2項適用前の各種所得の合計額」欄は損益通算後の金額を、「所得税法第64条第2項適用前の譲渡所得又は山林所得の金額」欄は損益通算前の金額を、それぞれ記載してください。
3 「㉑」の金額は、譲渡所得、株式等に係る譲渡所得又は山林所得に関する各計算明細書の「必要経費」欄の上段に「㉑×××円」と二段書きしてください。詳しくは、税務署におたずねください。
(資6-12-A.4統一)
(平成23年分以降用)

【平成 年分】 保証債務の履行 のための資産の 譲渡に関する 計算明細書 (確定申告書付表)		譲渡者 住所 関与住所 税理士	氏名	氏名	電話番号 ()	電話番号 ()	
保証債務の 明細	主たる債務者	住所又は所在地			氏名又は名称		
	債権者	住所又は所在地			氏名又は名称		
	保証債務の内容	債務を保証した年月日 年 月 日	保証債務の種類	保証した債務の金額 円			
	保証債務の履行に関する事項	保証債務を履行した年月日 年 月 日	保証債務を履行した金額 円	求償権の額 ④	円		
	求償権の行使に関する事項	求償権の行使不能となった年月日 年 月 日	求償権の行使不能額 ⑤	④のうち既に支払を受けた金額 円			
	短期・長期の区分	短期・長期		短期・長期		短期・長期	
保証債務を履行するため譲渡した資産の明細	資産の所在地番						
	資産の種類						
	資産の利用状況	資産の数量	㎡(株(口)・㎡)		㎡(株(口)・㎡)	㎡(株(口)・㎡)	
	譲渡先 住所又は所在地						
	氏名又は名称	(職業)	(職業)	(職業)			
	譲渡した年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日			
譲渡資産を取得した時期	年 月 日	年 月 日	年 月 日				
譲渡価額の総額	円	円	円				
譲渡所得(山林所得)のうちないものとみなされる金額	求償権の行使不能額 (上の⑤の金額)	⑥	円	譲渡所得 第64条第2項適用 前の金額	総合課税の短期・長期 譲渡所得の金額 (申告書B第一表の⑨+⑩に相当する金額。赤字のときは0)	⑭	円
	総所得金額 (申告書B第一表の⑨に相当する金額)(注1)	⑩	円	所得税法第64条第2項適用前の各種所得の合計額	分離課税の短期・長期 譲渡所得の金額 (⑬の金額)	⑮	円
	山林所得金額 (申告書第三表の⑫に相当する金額)	⑪	円		分離課税の株式等に係る譲渡 所得の金額(繰越控除後) (①の金額のうち、譲渡所得の金額。 赤字のときは0)	⑯	円
	退職所得金額 (申告書第三表の⑬に相当する金額)	⑫	円		分離課税の先物取引に係る 譲渡所得の金額(繰越控除後) (⑧の金額のうち、譲渡所得の金額。 赤字のときは0)	⑰	円
	小計 (⑩+⑪+⑫。赤字のときは0)	⑬	円		合 計 (⑭+⑮+⑯+⑰)	⑱	円
	分離課税の短期・長期譲渡所得の金額 (申告書第三表の⑭に相当する金額。赤字のときは0)	⑭	円		山林所得金額 (⑩の金額。赤字のときは0)	⑲	円
	分離課税の株式等に係る譲渡 所得等の金額(繰越控除後) (申告書第三表の⑮+⑯に相当する金額。赤字のときは0)	⑮	円	譲渡所得又は山林所得のうち ないものとみなされる金額	⑳	円	
	分離課税の上場株式等に係る配当 所得の金額(損益通算及び繰越控除後) (申告書第三表の⑰に相当する金額)	⑯	円				
	分離課税の先物取引に係る 雑所得等の金額(繰越控除後) (申告書第三表の⑱に相当する金額。赤字のときは0)	⑲	円				
	合 計 (⑥+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱)	㉑	円	㉑・㉒のうち低い金額又は ㉑・㉒のうち低い金額			
求償権が行使不能となった事情の説明							

(注) 1 総合課税の長期譲渡所得又は一時所得のある人の「㉑」の金額は、申告書B第一表の「㉑+㉒+㉓」の金額となります。
2 「所得税法第64条第2項適用前の各種所得の合計額」欄は損益通算後の金額を、「所得税法第64条第2項適用前の譲渡所得又は山林所得の金額」欄は損益通算前の金額を、それぞれ記載してください。
3 「㉑」の金額は、譲渡所得、株式等に係る譲渡所得又は山林所得に関する各計算明細書の「必要経費」欄の上段に「㉑×××円」と二段書きしてください。詳しくは、税務署におたずねください。
(資6-12-A.4統一)
(平成22年分以降用)

一団の宅地等の用に供する旨の確約書

1 使用目的

この確約書は、租税特別措置法第31条の2第3項に規定する確定優良住宅地等予定地のための土地等の譲渡であることを、租税特別措置法施行規則第13条の3第8項の規定により、土地等の買取りをする者が確約するために使用するものです。

2 記載要領等

- (1) 「土地等の種類」欄については、宅地、借地権、田、畑等に区分して記載してください。
- (2) 「買取り価額」欄については、取得した土地等の対価として支払うべき金額を記載してください。
- (3) 本文中の「平成__年12月31日までに、」欄については、その土地等を譲渡した日から同日以後2年を経過する年を記載します。ただし、確約書の提出日において既に租税特別措置法施行令第20条の2第23項に規定する所轄税務署長の承認を受けて当該税務署長の認定した日の通知を受けている場合には、その認定した日の属する年を記載してください。
- (4) 本文中の※欄については、下表を参考にして該当条項を記載してください。
- (5) 本文中の〔 〕欄については、下表の「適用条文の内容」を参考にして該当する文字を○で囲んでください。

(参考) 租税特別措置法第31の2第2項各号の買取り時期別一覧表

適用条文の内容	買 取 り の 年 月 日	
	平成21年1月1日 ～ 平成21年3月31日	平成21年4月1日 以降
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第12号	第12号
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法の認定及び開発許可を受けた者に対する譲渡)	第13号	—
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可を受けて住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第14号	第13号
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可を要しない場合において住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第15号	第14号
一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡)	第16号	第15号
住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (仮換地の指定の効力発生の日から3年を経過する日の12月31日までに一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡)	第17号	第16号

一団の宅地等の用に供する旨の確約書

1 使用目的

この確約書は、租税特別措置法第31条の2第3項に規定する確定優良住宅地等予定地のための土地等の譲渡であることを、租税特別措置法施行規則第13条の3第8項の規定により、土地等の買取りをする者が確約するために使用するものです。

2 記載要領等

- (1) 「土地等の種類」欄については、宅地、借地権、田、畑等に区分して記載してください。
- (2) 「買取り価額」欄については、取得した土地等の対価として支払うべき金額を記載してください。
- (3) 本文中の「平成__年12月31日までに、」欄については、その土地等を譲渡した日から同日以後2年を経過する年を記載します。ただし、確約書の提出日において既に租税特別措置法施行令第20条の2第23項に規定する所轄税務署長の承認を受けて当該税務署長の認定した日の通知を受けている場合には、その認定した日の属する年を記載してください。
- (4) 本文中の※欄については、下表を参考にして該当条項を記載してください。
- (5) 本文中の〔 〕欄については、下表の「適用条文の内容」を参考にして該当する文字を○で囲んでください。

(参考) 租税特別措置法第31の2第2項各号の買取り時期別一覧表

適用条文の内容	買 取 り の 年 月 日	
	平成20年1月1日 ～ 平成21年3月31日	平成21年4月1日 以降
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第12号	第12号
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法の認定及び開発許可を受けた者に対する譲渡)	第13号	—
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可を受けて住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第14号	第13号
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可を要しない場合において住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第15号	第14号
一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡)	第16号	第15号
住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (仮換地の指定の効力発生の日から3年を経過する日の12月31日までに一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡)	第17号	第16号

優良住宅地造成等事業に係る確約書

1 使用目的

この確約書は、租税特別措置法施行規則第13条の3第1項に規定する国土交通大臣の証する書類の写し、検査済証の写し又は都道府県知事の証する書類の写しの提出に代えて土地等の買取りをした者が、確定優良住宅地造成等事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地（以下「事業所等」といいます。）の所轄税務署長に上記の書類の写しを提出することを約する場合に使用するものです。

なお、土地等の買取りをした者は、譲渡者にこの確約書の写し（事業所等の所轄税務署の受付日付印のあるものに限ります。）を交付し、当該交付を受けた譲渡者は、当該確約書の写しを納税地の所轄税務署長へ提出する必要があります。

2 記載要領等

本文中の※欄は、下表を参照のうえ※1及び※3については該当する文字等を記載し、※2及び※4については該当箇所を○で囲んでください。

※ 1		※ 2	※ 3	※ 4
譲 渡 年 月 日				
平成21年 1 月 1 日 ～ 平成21年 3 月 31 日	平成21年 4 月 1 日 以降			
第13号	—	一団の宅地の造成	ロ	国土交通大臣の証する書類の写し
			ホ	検査済証の写し
第15号	第14号		ハ(2)	都道府県知事の証する書類の写し
第16号	第15号	一団の住宅の建設	ハ	検査済証の写し
		中高層の耐火共同住宅の建設		

優良住宅地造成等事業に係る確約書

1 使用目的

この確約書は、租税特別措置法施行規則第13条の3第1項に規定する国土交通大臣の証する書類の写し、検査済証の写し又は都道府県知事の証する書類の写しの提出に代えて土地等の買取りをした者が、確定優良住宅地造成等事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地（以下「事業所等」といいます。）の所轄税務署長に上記の書類の写しを提出することを約する場合に使用するものです。

なお、土地等の買取りをした者は、譲渡者にこの確約書の写し（事業所等の所轄税務署の受付日付印のあるものに限ります。）を交付し、当該交付を受けた譲渡者は、当該確約書の写しを納税地の所轄税務署長へ提出する必要があります。

2 記載要領等

本文中の※欄は、下表を参照のうえ※1及び※3については該当する文字等を記載し、※2及び※4については該当箇所を○で囲んでください。

※ 1		※ 2	※ 3	※ 4
譲 渡 年 月 日				
平成20年 1 月 1 日 ～ 平成21年 3 月 31 日	平成21年 4 月 1 日 以降			
第13号	—	一団の宅地の造成	ロ	国土交通大臣の証する書類の写し
			ホ	検査済証の写し
第15号	第14号		ハ(2)	都道府県知事の証する書類の写し
第16号	第15号	一団の住宅の建設	ハ	検査済証の写し
		中高層の耐火共同住宅の建設		

確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請書

1 使用目的

この申請書は、確定優良住宅地造成等事業を行う個人又は法人が当該事業について、下表※１に掲げる該当条項の各号に規定する事由により、土地等の譲渡の日から同日以後２年を経過する日の属する年の12月31日までの期間内に開発許可等を受けることが困難であるために、この期間の延長の申請をする場合又は既に承認を得た期間内に開発許可等を受けることが困難であるために、さらにその期間の延長（再延長）を申請する場合に使用するものです。

〔※１〕

	譲渡した年月日
	平成21年1月1日以降
「法第31条の２第３項に規定する住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常２年を超えることその他政令で定めるやむを得ない事情」の条項	第23項

〔※２〕

	譲渡した年月日		
	平成17年1月1日 ～ 平成17年3月31日	平成17年4月1日 ～ 平成19年9月27日	平成19年9月28日 以降
「所轄税務署長が認定した当初認定日」の条項	第20項	第22項	第24項

2 記載要領等

- (1) 「事務所等」欄については、確定優良住宅地造成等事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地、名称、代表者等の氏名を記載してください。
- (2) 「やむを得ない事情等」欄の「２ 上記事由の詳細」欄については、期間の延長を必要とするやむを得ない事由を詳細に記載してください。また、記載に当たって欄が不足する場合には適宜の用紙に記載してください。
- (3) ※印の箇所については、上記１の※１及び※２をご確認の上、該当条項を記載してください。
- (4) その他お分かりにならない点につきましては、税務署におたずねください。

確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請書

1 使用目的

この申請書は、確定優良住宅地造成等事業を行う個人又は法人が当該事業について、下表※１に掲げる該当条項の各号に規定する事由により、土地等の譲渡の日から同日以後２年を経過する日の属する年の12月31日までの期間内に開発許可等を受けることが困難であるために、この期間の延長の申請をする場合又は既に承認を得た期間内に開発許可等を受けることが困難であるために、さらにその期間の延長（再延長）を申請する場合に使用するものです。

〔※１〕

	譲渡した年月日
	平成20年1月1日以降
「法第31条の２第３項に規定する住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常２年を超えることその他政令で定めるやむを得ない事情」の条項	第23項

〔※２〕

	譲渡した年月日			
	平成16年1月1日 ～ 平成16年3月31日	平成16年4月1日 ～ 平成17年3月31日	平成17年4月1日 ～ 平成19年9月27日	平成19年9月28日 以降
「所轄税務署長が認定した当初認定日」の条項	第19項	第20項	第22項	第24項

2 記載要領等

- (1) 「事務所等」欄については、確定優良住宅地造成等事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地、名称、代表者等の氏名を記載してください。
- (2) 「やむを得ない事情等」欄の「２ 上記事由の詳細」欄については、期間の延長を必要とするやむを得ない事由を詳細に記載してください。また、記載に当たって欄が不足する場合には適宜の用紙に記載してください。
- (3) ※印の箇所については、上記１の※１及び※２をご確認の上、該当条項を記載してください。
- (4) その他お分かりにならない点につきましては、税務署におたずねください。

優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった旨の届出書

1 使用目的

この届出書は、租税特別措置法第31の2第3項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当していた土地等の一部又は全部が次表の各号に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった場合に、その旨を租税特別措置法施行規則第13条の3第13項の規定により、納税地の所轄税務署長に届け出るために使用するものです。

○ 租税特別措置法第31の2第2項各号の譲渡時期別一覧表

適用条文の内容	譲渡した年月日					
	平成15年1月1日 ～ 平成15年3月31日	平成15年4月1日 ～ 平成16年3月31日	平成16年4月1日 ～ 平成17年3月31日	平成17年4月1日 ～ 平成19年9月27日	平成19年9月28日 ～ 平成21年3月31日	平成21年4月1日 以降
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第8号	第9号	第10号	第11号	第12号	第12号
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法の認定及び開発許可を受けた者に対する譲渡)	第9号	第10号	第11号	第12号	第13号	—
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可を受けて住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第10号	第11号	第12号	第13号	第14号	第13号
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可を要しない場合において住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第11号	第12号	第13号	第14号	第15号	第14号
一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡)	第12号	第13号	第14号	第15号	第16号	第15号
住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (仮換地の指定の効力発生の日から3年を経過する日の12月31日までに一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡)	—	—	第15号	第16号	第17号	第16号

2 記載要領等

- (1) 「届出者」欄の「(旧住所)」及び「(旧姓)」については、特例の適用を受けた年分の確定申告書を提出した後に、氏名又は住所を変更している場合に、その確定申告書に記載した氏名又は住所を記載してください。
- (2) 文面中の〔 〕欄については、該当する文字を○で囲んでください。

優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった旨の届出書

1 使用目的

この届出書は、租税特別措置法第31の2第3項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当していた土地等の一部又は全部が次表の各号に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった場合に、その旨を租税特別措置法施行規則第13条の3第13項の規定により、納税地の所轄税務署長に届け出るために使用するものです。

○ 租税特別措置法第31の2第2項各号の譲渡時期別一覧表

適用条文の内容	譲渡した年月日						
	平成14年1月1日 ～ 平成14年12月17日	平成14年12月18日 ～ 平成15年3月31日	平成15年4月1日 ～ 平成16年3月31日	平成16年4月1日 ～ 平成17年3月31日	平成17年4月1日 ～ 平成19年9月27日	平成19年9月28日 ～ 平成21年3月31日	平成21年4月1日 以降
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第7号	第8号	第9号	第10号	第11号	第12号	第12号
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法の認定及び開発許可を受けた者に対する譲渡)	第8号	第9号	第10号	第11号	第12号	第13号	—
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可を受けて住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第9号	第10号	第11号	第12号	第13号	第14号	第13号
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可を要しない場合において住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第10号	第11号	第12号	第13号	第14号	第15号	第14号
一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡)	—	第12号	第13号	第14号	第15号	第16号	第15号
住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (仮換地の指定の効力発生の日から3年を経過する日の12月31日までに一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡)	—	—	—	第15号	第16号	第17号	第16号

2 記載要領等

- (1) 「届出者」欄の「(旧住所)」及び「(旧姓)」については、特例の適用を受けた年分の確定申告書を提出した後に、氏名又は住所を変更している場合に、その確定申告書に記載した氏名又は住所を記載してください。
- (2) 文面中の〔 〕欄については、該当する文字を○で囲んでください。

譲渡所得の内訳書
(確定申告書付表兼計算明細書)【土地・建物用】

【平成 年分】

名簿番号

提出 枚のうちの

この「譲渡所得の内訳書」は、土地や建物の譲渡（売却）による譲渡所得金額の計算用として使用するものです。「譲渡所得の申告のしかた（記載例）」（国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。）を参考に、契約書や領収書などに基づいて記載してください。

あなたの

現住所 (前住所)	()	フリガナ 氏 名	
電話番号 (連絡先)		職 業	

※ 譲渡（売却）した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

関 与 税 理 士 名

(電話)

記 載 上 の 注 意 事 項

- この「譲渡所得の内訳書」は、一の契約ごとに1枚ずつ使用して記載し、「確定申告書」とともに提出してください。
また、譲渡所得の特例の適用を受けるために必要な書類などは、この内訳書に添付して提出してください。
- 長期譲渡所得又は短期譲渡所得のそれぞれごとで、二つ以上の契約がある場合には、いずれか1枚の内訳書の譲渡所得金額の計算欄(3面の「4」各欄の上段)に、その合計額を二段書きで記載してください。
- 譲渡所得の計算に当たっては、適用を受ける特例により、記載する項目が異なります。
 - 交換・買換え(代替)の特例の適用を受けない場合
……1面・2面・3面(4面の記載は必要ありません。)
 - 交換・買換え(代替)の特例の適用を受ける場合
……1面・2面・3面(「4」を除く)・4面
- 土地建物等の譲渡による譲渡損失の金額については、一定の居住用財産の譲渡損失の金額を除き、他の所得と損益通算することはできません。
- 非業務用建物（居住用）の償却率は次のとおりです。

区 分	木 造	木 骨 モルタル	(鉄骨)鉄筋 コンクリート	金属造①	金属造②
償却率	0.031	0.034	0.015	0.036	0.025

(注)「金属造①」… 軽量鉄骨造のうち骨格材の肉厚が3mm以下の建物
「金属造②」… 軽量鉄骨造のうち骨格材の肉厚が3mm超4mm以下の建物

(平成23年分以降用)

譲渡所得の内訳書
(確定申告書付表兼計算明細書)【土地・建物用】

【平成 年分】

名簿番号

提出 枚のうちの

この「譲渡所得の内訳書」は、土地や建物の譲渡（売却）による譲渡所得金額の計算用として使用するものです。「譲渡所得の申告のしかた（記載例）」（国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。）を参考に、契約書や領収書などに基づいて記載してください。

あなたの

現住所 (前住所)	()	フリガナ 氏 名	
電話番号 (連絡先)		職 業	

※ 譲渡（売却）した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

関 与 税 理 士 名

(電話)

記 載 上 の 注 意 事 項

- この「譲渡所得の内訳書」は、一の契約ごとに1枚ずつ使用して記載し、「確定申告書」とともに提出してください。
また、譲渡所得の特例の適用を受けるために必要な書類などは、この内訳書に添付して提出してください。
- 長期譲渡所得又は短期譲渡所得のそれぞれごとで、二つ以上の契約がある場合には、いずれか1枚の内訳書の譲渡所得金額の計算欄(3面の「4」各欄の上段)に、その合計額を二段書きで記載してください。
- 譲渡所得の計算に当たっては、適用を受ける特例により、記載する項目が異なります。
 - 交換・買換え(代替)の特例の適用を受けない場合
……1面・2面・3面(4面の記載は必要ありません。)
 - 交換・買換え(代替)の特例の適用を受ける場合
……1面・2面・3面(「4」を除く)・4面
- 土地建物等の譲渡による譲渡損失の金額については、一定の居住用財産の譲渡損失の金額を除き、他の所得と損益通算することはできません。
- 非業務用建物（居住用）の償却率は次のとおりです。

区 分	木 造	木 骨 モルタル	(鉄骨)鉄筋 コンクリート	金属造①	金属造②
償却率	0.031	0.034	0.015	0.036	0.025

(注)「金属造①」……軽量鉄骨造のうち骨格材の肉厚が3mm以下の建物
「金属造②」……軽量鉄骨造のうち骨格材の肉厚が3mm超4mm以下の建物

(平成22年分以降用)

4 面

「交換・買換え（代替）の特例の適用を受ける場合の譲渡所得の計算」
この面（4面）は、交換・買換え（代替）の特例の適用を受ける場合にのみ記載します。

5 交換・買換え（代替）資産として取得された（される）資産について記載してください。

物件の所在地	種類	面積	用途	契約(予定)年月日	取得(予定)年月日	使用開始(予定)年月日
		m ²		・ ・	・ ・	・ ・
		m ²		・ ・	・ ・	・ ・

※ 「種類」欄は、宅地・田・畑・建物などと、「用途」欄は、貸付用・居住用・事務所などと記載してください。

取得された（される）資産の購入代金など（取得価額）について記載してください。

費用の内容	支払先住所（所在地）及び氏名（名称）	支払年月日	支払金額
土地		・ ・	円
		・ ・	円
		・ ・	円
建物		・ ・	円
		・ ・	円
		・ ・	円
④ 買換え(代替)資産・交換取得資産の取得価額の合計額			円

※ 買換え(代替)資産の取得の際に支払った仲介手数料や非業務用資産に係る登記費用などが含まれます。

※ 買換え(代替)資産をこれから取得される見込みのときは、「買換え(代替)資産の明細書」（国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。）を提出し、その見込額を記載してください。

6 譲渡所得金額の計算をします。

「2面」・「3面」で計算した「①譲渡価額」、「②取得費」、「③譲渡費用」と上記「5」で計算した「④買換え（代替）資産・交換取得資産の取得価額の合計額」により、譲渡所得金額の計算をします。

(1) (2)以外の交換・買換え(代替)の場合[交換(所法58)・収用代替(措法33)・居住用買換え(措法36の2)・震災買換え(震法12)など]

区分	特例適用 条文	F 収入金額	G 必要経費	H 譲渡所得金額 (F - G)
収用代替		① - ③ - ④	$② \times \frac{F}{① - ③}$	
上記以外		① - ④	$(② + ③) \times \frac{F}{①}$	
短期 長期	所・措・震 条の	円	円	円

(2) 特定の事業用資産の買換え・交換(措法37・37の4)などの場合

区分	特例適用 条文	J 収入金額	K 必要経費	L 譲渡所得金額 (J - K)
① ≤ ④		① × 20%	(② + ③) × 20%	
① > ④		(① - ④) + ④ × 20%	$(② + ③) \times \frac{J}{①}$	
短期 長期	措法 条の	円	円	円

4 面

「交換・買換え（代替）の特例の適用を受ける場合の譲渡所得の計算」
この面（4面）は、交換・買換え（代替）の特例の適用を受ける場合にのみ記載します。

5 交換・買換え（代替）資産として取得された（される）資産について記載してください。

物件の所在地	種類	面積	用途	契約(予定)年月日	取得(予定)年月日	使用開始(予定)年月日
		m ²		・ ・	・ ・	・ ・
		m ²		・ ・	・ ・	・ ・

※ 「種類」欄は、宅地・田・畑・建物などと、「用途」欄は、貸付用・居住用・事務所などと記載してください。

取得された（される）資産の購入代金など（取得価額）について記載してください。

費用の内容	支払先住所（所在地）及び氏名（名称）	支払年月日	支払金額
土地		・ ・	円
		・ ・	円
		・ ・	円
建物		・ ・	円
		・ ・	円
		・ ・	円
④ 買換え(代替)資産・交換取得資産の取得価額の合計額			円

※ 買換え(代替)資産の取得の際に支払った仲介手数料や非業務用資産に係る登記費用などが含まれます。

※ 買換え(代替)資産をこれから取得される見込みのときは、「買換え(代替)資産の明細書」（国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。）を提出し、その見込額を記載してください。

6 譲渡所得金額の計算をします。

「2面」・「3面」で計算した「①譲渡価額」、「②取得費」、「③譲渡費用」と上記「5」で計算した「④買換え（代替）資産・交換取得資産の取得価額の合計額」により、譲渡所得金額の計算をします。

(1) 特定の事業用資産の買換え(交換)以外の場合[交換(所法58)・収用代替(措法33)・居住用財産の買換え(措法36の2)など]

区分	特例適用 条文	F 収入金額	G 必要経費	H 譲渡所得金額 (F - G)
収用代替		① - ③ - ④	$② \times \frac{F}{① - ③}$	
上記以外		① - ④	$(② + ③) \times \frac{F}{①}$	
短期 長期	所・措 条の	円	円	円

(2) 特定の事業用資産の買換え(交換)(措法37・37の4)の場合

区分	特例適用 条文	J 収入金額	K 必要経費	L 譲渡所得金額 (J - K)
① ≤ ④		① × 20%	(② + ③) × 20%	
① > ④		(① - ④) + ④ × 20%	$(② + ③) \times \frac{J}{①}$	
短期 長期	措法 条の	円	円	円

平成__年分の所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）

受付印	住所 （又は 事業所 事務所 居所など）	フリガナ 氏 名
-----	----------------------------------	-------------

この付表は、租税特別措置法第37条の12の2（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除）の規定の適用を受ける方が、本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額を同年分の特例課税を選択した上場株式等に係る配当所得の金額（以下「分離課税配当所得金額」といいます。）の計算上控除（損益通算）するため、又は3年前の年分以後の上場株式等に係る譲渡損失の金額を本年分の株式等に係る譲渡所得等の金額及び分離課税配当所得金額の計算上控除するため、若しくは翌年以後に繰り越すために使用するものです。

- 本年分において、「株式等に係る譲渡所得等の金額」がある方は、この付表を作成する前に、まず「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の作成をしてください。

1 本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額及び分離課税配当所得金額の計算
（赤字の金額は、△を付けないで書きます。2面の2も同じです。）

- 「①株式等に係る譲渡所得等の金額」が黒字の場合又は「②上場株式等に係る譲渡損失の金額」がない場合には、(1)の記載は要しません。また、「④本年分の損益通算前の分離課税配当所得金額」がない場合には、(2)の記載は要しません。

(1) 本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額

株式等に係る譲渡所得等の金額 （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の「未公開分」及び「上場分」の①の金額の合計額）	①	円
上場株式等に係る譲渡損失の金額 （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の「上場分」の⑨の金額）	②	
本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額 （①の金額と②の金額のうち、いずれか少ない方の金額）	③	

(2) 本年分の損益通算前の分離課税配当所得金額

種目・所得の生ずる場所	配当等の収入金額(税込)	負債の利子
	円	円
合 計 額	申告書第三表②へ ⑧	⑩
本年分の損益通算前の分離課税配当所得金額 （⑧－⑩）（赤字の場合には0と書いてください。）	④	

(3) 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得金額

本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額（③－④） （③の金額 ≤ ④の金額 の場合には0と書いてください。） （(2)の記載がない場合には、③の金額を移記してください。）	⑤	△をつけて、申告書第三表③へ 円
本年分の損益通算後の分離課税配当所得金額（④－③） （③の金額 ≥ ④の金額 の場合には0と書いてください。） （(1)の記載がない場合には、④の金額を移記してください。）	⑥	申告書第三表④へ

（平成23年分以降用）

H23_11

平成__年分の所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）

受付印	住所 （又は 事業所 事務所 居所など）	フリガナ 氏 名
-----	----------------------------------	-------------

この付表は、租税特別措置法第37条の12の2（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除）の規定の適用を受ける方が、本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額を同年分の特例課税を選択した上場株式等に係る配当所得の金額（以下「分離課税配当所得金額」といいます。）の計算上控除（損益通算）するため、又は3年前の年分以後の上場株式等に係る譲渡損失の金額を本年分の株式等に係る譲渡所得等の金額及び分離課税配当所得金額の計算上控除するため、若しくは翌年以後に繰り越すために使用するものです。

- 本年分において、「株式等に係る譲渡所得等の金額」がある方は、この付表を作成する前に、まず「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の作成をしてください。

1 本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額及び分離課税配当所得金額の計算
（赤字の金額は、△を付けないで書きます。2面の2も同じです。）

- 「①株式等に係る譲渡所得等の金額」が黒字の場合又は「②上場株式等に係る譲渡損失の金額」がない場合には、(1)の記載は要しません。また、「④本年分の損益通算前の分離課税配当所得金額」がない場合には、(2)の記載は要しません。

(1) 本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額

株式等に係る譲渡所得等の金額 （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の「未公開分」及び「上場分」の①の金額の合計額）	①	円
上場株式等に係る譲渡損失の金額 （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の「上場分」の⑨の金額）	②	
本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額 （①の金額と②の金額のうち、いずれか少ない方の金額）	③	

(2) 本年分の損益通算前の分離課税配当所得金額

種目・所得の生ずる場所	配当等の収入金額(税込)	負債の利子
	円	円
合 計 額	申告書第三表②へ ⑧	⑩
本年分の損益通算前の分離課税配当所得金額 （⑧－⑩）（赤字の場合には0と書いてください。）	④	

(3) 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得金額

本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額（③－④） （③の金額 ≤ ④の金額 の場合には0と書いてください。） （(2)の記載がない場合には、③の金額を移記してください。）	⑤	△をつけて、申告書第三表③へ 円
本年分の損益通算後の分離課税配当所得金額（④－③） （③の金額 ≥ ④の金額 の場合には0と書いてください。） （(1)の記載がない場合には、④の金額を移記してください。）	⑥	申告書第三表④へ

（平成22年分以降用）

H22_11

○ この付表は、申告書と一緒に提出してください。

○ この付表は、申告書と一緒に提出してください。

2 面 (確定申告書付表)

2 翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算

譲渡損失の生じた年分 (※ 1)	前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額(※ 2)	本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額(※ 3)	本年分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額
本年の 3年前分 (平成__年分)	④(前年分の付表の⑦の金額) 円	⑤(株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) 円 ⑥(分離課税配当所得金額から差し引く部分)	
本年の 2年前分 (平成__年分)	⑤(前年分の付表の⑧の金額)	⑦(株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) ⑧(分離課税配当所得金額から差し引く部分)	⑦ (⑤ - ⑦ - ⑧) 円
本年の 前年分 (平成__年分)	⑥(前年分の付表の⑨の金額)	⑨(株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) ⑩(分離課税配当所得金額から差し引く部分)	⑧ (⑥ - ⑨ - ⑩)
本年分で株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額(⑤+⑥+⑨)	⑨	株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書⑫へ	
本年分で分離課税配当所得金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額(⑥+⑩+⑪)	⑩	申告書第三表⑬へ	
翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額 (⑤+⑦+⑧)	⑪	申告書第三表⑬へ(※ 4)	円

※ 1 平成23年分の申告では、「本年の3年前分」は平成20年分、「本年の2年前分」は平成21年分、「本年の前年分」は平成22年分になります(平成19年分以前に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額を平成23年分から控除することはできません。)

※ 2 平成23年分の申告では、平成22年分の申告の「所得税の確定申告書付表(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」の各欄の金額を移記します。

※ 3 「本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額」は、「前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額」のうち最も古い年に生じた金額から順次控除します。

また、「本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額」は、同一の年に生じた「前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額」内においては、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の⑪の金額(赤字の場合には、0とみなします。)及び「⑥本年分の損益通算後の分離課税配当所得金額」の合計額を限度として、まず株式等に係る譲渡所得等の金額から控除し、なお控除しきれない損失の金額があるときは、分離課税配当所得金額から控除します。

※ 4 平成20年に生じた上場株式等に係る譲渡損失のうち、平成23年分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額を、平成24年分以後に繰り越して控除することはできません。

3 前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得金額の計算

○ 「⑥本年分の損益通算後の分離課税配当所得金額」がない場合には、この欄の記載は要しません。

前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得金額(※) (⑥-⑩)	⑫	申告書第三表⑬へ 円
--	---	------------

※ ⑫欄の金額を申告書へ転記するに当たって申告書第三表の⑭欄の金額が同⑨欄の金額から控除しきれない場合には、税務署におたずねください。

○ 特例の内容又は記載方法についての詳しいことは、税務署におたずねください。

2 面 (確定申告書付表)

2 翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算

譲渡損失の生じた年分 (※ 1)	前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額(※ 2)	本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額(※ 3)	本年分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額
本年の 3年前分 (平成__年分)	④(前年分の付表の⑦の金額) 円	⑤(株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) 円 ⑥(分離課税配当所得金額から差し引く部分)	
本年の 2年前分 (平成__年分)	⑤(前年分の付表の⑧の金額)	⑦(株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) ⑧(分離課税配当所得金額から差し引く部分)	⑦ (⑤ - ⑦ - ⑧) 円
本年の 前年分 (平成__年分)	⑥(前年分の付表の⑨の金額)	⑨(株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) ⑩(分離課税配当所得金額から差し引く部分)	⑧ (⑥ - ⑨ - ⑩)
本年分で株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額(⑤+⑥+⑨)	⑨	株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書⑫へ	
本年分で分離課税配当所得金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額(⑥+⑩+⑪)	⑩	申告書第三表⑬へ	
翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額 (⑤+⑦+⑧)	⑪	申告書第三表⑬へ(※ 4)	円

※ 1 平成22年分の申告では、「本年の3年前分」は平成19年分、「本年の2年前分」は平成20年分、「本年の前年分」は平成21年分になります(平成18年分以前に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額を平成22年分から控除することはできません。)

※ 2 平成22年分の申告では、平成21年分の申告の「所得税の確定申告書付表(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」の各欄の金額を移記します。

※ 3 「本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額」は、「前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額」のうち最も古い年に生じた金額から順次控除します。

また、「本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額」は、同一の年に生じた「前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額」内においては、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の⑪の金額(赤字の場合には、0とみなします。)及び「⑥本年分の損益通算後の分離課税配当所得金額」の合計額を限度として、まず株式等に係る譲渡所得等の金額から控除し、なお控除しきれない損失の金額があるときは、分離課税配当所得金額から控除します。

※ 4 平成19年に生じた上場株式等に係る譲渡損失のうち、平成22年分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額を、平成23年分以後に繰り越して控除することはできません。

3 前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得金額の計算

○ 「⑥本年分の損益通算後の分離課税配当所得金額」がない場合には、この欄の記載は要しません。

前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得金額(※) (⑥-⑩)	⑫	申告書第三表⑬へ 円
--	---	------------

※ ⑫欄の金額を申告書へ転記するに当たって申告書第三表の⑭欄の金額が同⑨欄の金額から控除しきれない場合には、税務署におたずねください。

○ 特例の内容又は記載方法についての詳しいことは、税務署におたずねください。

	一連番号
--	------

1 面

平成__年分の所得税の確定申告書付表 (特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除用)

住所 (又は 事業所 事務所 居所など)	フリガナ 氏 名
----------------------------------	-------------

この付表は、租税特別措置法第37条の13の2第4項に規定する特定投資株式（いわゆるエンジェル税制の対象となる株式）に係る譲渡損失の繰越控除の特例の規定の適用を受ける方が、3年前の年分以後の株式等に係る譲渡損失の金額を本年分の株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除するため、又は翌年以後に繰り越すために使用するものです。

○ 本年分において、「株式等に係る譲渡所得等の金額」がある方は、この付表を作成する前に、まず「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」の作成をしてください。

1 本年分の特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額並びに分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得の金額（以下「分離課税配当所得金額」といいます。）の計算（赤字の金額は、△を付けずに書きます。2面の2も同じです。）

○ 「①株式等に係る譲渡所得等の金額」が黒字の場合又は「④特定投資株式に係る損失の金額」及び「⑤上場株式等に係る譲渡損失の金額」がない場合には、(1)及び(2)の記載は要しません。また、「⑧本年分の損益通算前の分離課税配当所得金額」がない場合には、(3)の記載は要しません。

(1) 特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額

株式等に係る譲渡所得等の金額 （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」の「未公開分」及び「上場分」の⑫の金額の合計額）	①	円
特定投資株式の譲渡による損失の金額（損失の金額がない場合には0と書いてください。） （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」1面の⑧の金額）	②	
特定投資株式の価値喪失による損失の金額（損失の金額がない場合には0と書いてください。） （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」1面の⑩の金額）	③	
特定投資株式に係る譲渡損失の金額（損失の金額がない場合には0と書いてください。） （②＋③）	④	
上場株式等に係る譲渡損失の金額（損失の金額がない場合には0と書いてください。） （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」1面の⑦の金額）	⑤	

(2) 本年分の特定投資株式に係る譲渡損失の金額及び損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額

本年分の特定投資株式に係る譲渡損失の金額 （①≤⑤の場合は0、①>⑤の場合は④と①－⑤の金額のうちいずれか少ない方の金額）	⑥	円
本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額 （①と⑤の金額のうち、いずれか少ない方の金額）	⑦	

(3) 本年分の損益通算前の分離課税配当所得金額

種目・所得の生ずる場所	配当等の収入金額(税込)	負債の利子
	円	円
合 計 額	申告書第三表⑦へ ⑧	⑨
本年分の損益通算前の分離課税配当所得金額 （⑧－⑨）（赤字の場合には0と書いてください。）		⑩

(平成23年分以降用)

H23_11

	一連番号
--	------

1 面

平成__年分の所得税の確定申告書付表 (特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除用)

住所 (又は 事業所 事務所 居所など)	フリガナ 氏 名
----------------------------------	-------------

この付表は、租税特別措置法第37条の13の2第4項に規定する特定投資株式（いわゆるエンジェル税制の対象となる株式）に係る譲渡損失の繰越控除の特例の規定の適用を受ける方が、3年前の年分以後の株式等に係る譲渡損失の金額を本年分の株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除するため、又は翌年以後に繰り越すために使用するものです。

○ 本年分において、「株式等に係る譲渡所得等の金額」がある方は、この付表を作成する前に、まず「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」の作成をしてください。

1 本年分の特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額並びに分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得の金額（以下「分離課税配当所得金額」といいます。）の計算（赤字の金額は、△を付けずに書きます。2面の2も同じです。）

○ 「①株式等に係る譲渡所得等の金額」が黒字の場合又は「④特定投資株式に係る損失の金額」及び「⑤上場株式等に係る譲渡損失の金額」がない場合には、(1)及び(2)の記載は要しません。また、「⑧本年分の損益通算前の分離課税配当所得金額」がない場合には、(3)の記載は要しません。

(1) 特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額

株式等に係る譲渡所得等の金額 （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」の「未公開分」及び「上場分」の⑫の金額の合計額）	①	円
特定投資株式の譲渡による損失の金額（損失の金額がない場合には0と書いてください。） （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」1面の⑧の金額）	②	
特定投資株式の価値喪失による損失の金額（損失の金額がない場合には0と書いてください。） （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」1面の⑩の金額）	③	
特定投資株式に係る譲渡損失の金額（損失の金額がない場合には0と書いてください。） （②＋③）	④	
上場株式等に係る譲渡損失の金額（損失の金額がない場合には0と書いてください。） （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」1面の⑦の金額）	⑤	

(2) 本年分の特定投資株式に係る譲渡損失の金額及び損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額

本年分の特定投資株式に係る譲渡損失の金額 （①≤⑤の場合は0、①>⑤の場合は④と①－⑤の金額のうちいずれか少ない方の金額）	⑥	円
本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額 （①と⑤の金額のうち、いずれか少ない方の金額）	⑦	

(3) 本年分の損益通算前の分離課税配当所得金額

種目・所得の生ずる場所	配当等の収入金額(税込)	負債の利子
	円	円
合 計 額	申告書第三表⑦へ ⑧	⑨
本年分の損益通算前の分離課税配当所得金額 （⑧－⑨）（赤字の場合には0と書いてください。）		⑩

(平成22年分以降用)

H22_11

○ この付表は、申告書と一緒に提出してください。

○ この付表は、申告書と一緒に提出してください。

2 面

(4) 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得金額

本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (⑦－⑧) (⑦の金額≧⑧の金額の場合には0と書いてください。) (③の記載がない場合には、⑦の金額を移記してください。)	⑨	△をつけて、申告書第三表⑨へ 円
本年分の損益通算後の分離課税配当所得金額 (⑧－⑦) (⑦の金額≧⑧の金額の場合には0と書いてください。) (⑦の記載がない場合には、⑧の金額を移記してください。)	⑩	申告書第三表⑩へ

2 翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額の計算

譲渡損失の 生じた年分	前年から繰り越された 株式等に係る譲渡損失 の金額	本年分で差し引く株式等に係る 譲渡損失の金額 (※)	本年分で差し引くことの できなかった株式等に係る 譲渡損失の金額
本年の 3年前分 (平成__年分)	④ (特定投資株式に係る金額) 円	⑥ (株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) 円	
	⑤ (上場株式等に係る金額)	⑦ (株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分)	
		⑧ (分離課税配当所得金額から差し引く部分)	
本年の 2年前分 (平成__年分)	④ (特定投資株式に係る金額)	⑥ (株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分)	⑪ (④－⑥) 円
	⑤ (上場株式等に係る金額)	⑦ (株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分)	
		⑧ (分離課税配当所得金額から差し引く部分)	
本年の 前年分 (平成__年分)	④ (特定投資株式に係る金額)	⑥ (株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分)	⑫ (④－⑥)
	⑤ (上場株式等に係る金額)	⑦ (株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分)	
		⑧ (分離課税配当所得金額から差し引く部分)	
本年分で株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く株式等に係る譲渡損失の金額の合計額 (⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪)		⑫	株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書⑫へ
本年分で分離課税配当所得金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額 (⑩+⑪+⑫)		⑬	申告書第三表⑬へ
翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額 (⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬)		⑭	申告書第三表⑭へ 円

※ 「本年分で差し引く株式等に係る譲渡損失の金額」は、「前年から繰り越された株式等に係る譲渡損失の金額」のうち最も古い年に生じた金額から順次控除し、同一の年に「特定投資株式に係る金額」と「上場株式等に係る金額」がある場合には、「特定投資株式に係る金額」から先に控除します。

また、「本年分で差し引く株式等に係る譲渡損失の金額」は、同一年に生じた「前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額」内においては、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」の「未公開分」の⑫の金額（赤字の場合には、0とみなします。）及び「上場分」の⑬の金額（赤字の場合には、0とみなします。）並びに「⑩ 本年分の損益通算後の分離課税配当所得金額」の合計額を限度として、まず株式等に係る譲渡所得等の金額から控除し、なお控除しきれない損失の金額があるときは、分離課税配当所得金額から控除します。

3 前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得金額の計算

○ 「⑩ 本年分の損益通算後の分離課税配当所得金額」がない場合には、この欄の記載は要しません。

前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の 本年分の分離課税配当所得金額 (※) (⑩－⑬)	⑮	申告書第三表⑮へ 円
---	---	------------

※ ⑮欄の金額を申告書へ転記するに当たって申告書第三表の⑮欄の金額が同⑩欄の金額から控除しきれない場合には、税務署におたずねください。

○ 特例の内容又は記載方法についての詳しいことは、税務署におたずねください。

2 面

(4) 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得金額

本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (⑦－⑧) (⑦の金額≧⑧の金額の場合には0と書いてください。) (③の記載がない場合には、⑦の金額を移記してください。)	⑨	△をつけて、申告書第三表⑨へ 円
本年分の損益通算後の分離課税配当所得金額 (⑧－⑦) (⑦の金額≧⑧の金額の場合には0と書いてください。) (⑦の記載がない場合には、⑧の金額を移記してください。)	⑩	申告書第三表⑩へ

2 翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額の計算

譲渡損失の 生じた年分	前年から繰り越された 株式等に係る譲渡損失 の金額	本年分で差し引く株式等に係る 譲渡損失の金額 (※)	本年分で差し引くことの できなかった株式等に係る 譲渡損失の金額
本年の 3年前分 (平成__年分)	④ (特定投資株式に係る金額) 円	⑥ (株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) 円	
	⑤ (上場株式等に係る金額)	⑦ (株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分)	
		⑧ (分離課税配当所得金額から差し引く部分)	
本年の 2年前分 (平成__年分)	④ (特定投資株式に係る金額)	⑥ (株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分)	⑪ (④－⑥) 円
	⑤ (上場株式等に係る金額)	⑦ (株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分)	
		⑧ (分離課税配当所得金額から差し引く部分)	
本年の 前年分 (平成__年分)	④ (特定投資株式に係る金額)	⑥ (株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分)	⑫ (④－⑥)
	⑤ (上場株式等に係る金額)	⑦ (株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分)	
		⑧ (分離課税配当所得金額から差し引く部分)	
本年分で株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く株式等に係る譲渡損失の金額の合計額 (⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪)		⑫	株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書⑫へ
本年分で分離課税配当所得金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額 (⑩+⑪+⑫)		⑬	申告書第三表⑬へ
翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額 (⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬)		⑭	申告書第三表⑭へ 円

※ 「本年分で差し引く株式等に係る譲渡損失の金額」は、「前年から繰り越された株式等に係る譲渡損失の金額」のうち最も古い年に生じた金額から順次控除し、同一の年に「特定投資株式に係る金額」と「上場株式等に係る金額」がある場合には、「特定投資株式に係る金額」から先に控除します。

また、「本年分で差し引く株式等に係る譲渡損失の金額」は、同一年に生じた「前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額」内においては、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」の「未公開分」の⑫の金額（赤字の場合には、0とみなします。）及び「上場分」の⑬の金額（赤字の場合には、0とみなします。）並びに「⑩ 本年分の損益通算後の分離課税配当所得金額」の合計額を限度として、まず株式等に係る譲渡所得等の金額から控除し、なお控除しきれない損失の金額があるときは、分離課税配当所得金額から控除します。

3 前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得金額の計算

○ 「⑩ 本年分の損益通算後の分離課税配当所得金額」がない場合には、この欄の記載は要しません。

前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の 本年分の分離課税配当所得金額 (※) (⑩－⑬)	⑮	申告書第三表⑮へ 円
---	---	------------

※ ⑮欄の金額を申告書へ転記するに当たって申告書第三表の⑮欄の金額が同⑩欄の金額から控除しきれない場合には、税務署におたずねください。

○ 特例の内容又は記載方法についての詳しいことは、税務署におたずねください。

1 面

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

【平成____年分】

番 号

この明細書は、株式等の譲渡による譲渡所得等の金額の計算用として使用するものです。「株式等の譲渡所得等の申告のしかた（記載例）」（国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。）を参考に、取引報告書などに基づいて記載してください。

住 所 (前住所)	()	フリガナ 氏 名	
電話番号 (連絡先)		職業	
		関与税理士名 (電 話)	()

※ 譲渡した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

1 所得金額の計算

			未公開分	上 場 分
収 入 金 額	譲渡による収入金額	①	円	円
	そ の 他 の 収 入	②		
	小 計 (①+②)	③	申告書第三表⑦へ	申告書第三表⑦へ
必要経費又は譲渡に要した費用等	取得費（取得価額）	④		
	譲渡のための委託手数料	⑤		
		⑥		
	小 計 (④から⑥までの計)	⑦		
特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額（※1） （△を付けないで書いてください。）			⑧	
差 引 金 額 (③－⑦－⑧)			⑨	
特定投資株式の取得に要した金額の控除（※2） （⑨欄が赤字の場合は0と書いてください。）			⑩	
所 得 金 額 (⑨－⑩) （赤字の場合は△を付けて書いてください。）			⑪ 申告書第三表⑥②へ	黒字の場合は申告書第三表⑥③へ
本年分で差し引く株式等に係る繰越損失の金額（※3）			⑫ 申告書第三表⑥⑤へ	申告書第三表⑥⑤へ
繰越控除後の所得金額（※4） （⑪－⑫）			⑬ 申告書第三表⑦①へ	申告書第三表⑦①へ

（注）上場株式等を相対取引により譲渡した場合には、「未公開分」に記載します。

※1 「特定管理株式等」とは、租税特別措置法第37条の10の2第1項に規定する特定管理株式及び特定保有株式をいいます。

※2 ⑩欄の金額は、「特定（新規）中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」で計算した金額に基づき、「上場分」、「未公開分」の順に、⑨欄の金額を限度として控除します。

※3 ⑫欄の金額は、⑪欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。

本年分で差し引く株式等に係る繰越損失の金額は、「所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」の2の⑨欄の金額を、「未公開分」、「上場分」の順に、⑪欄の金額を限度として控除します。

※4 ⑬欄の金額は、⑪欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。また、⑬欄の金額を申告書へ転記するに当たって申告書第三表の⑫欄の金額が同⑨欄の金額から控除しきれない場合には、税務署におたずねください。

整理欄

(平成23年分以降用)

H23.11

1 面

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

【平成____年分】

番 号

この明細書は、株式等の譲渡による譲渡所得等の金額の計算用として使用するものです。「株式等の譲渡所得等の申告のしかた（記載例）」（国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。）を参考に、取引報告書などに基づいて記載してください。

住 所 (前住所)	()	フリガナ 氏 名	
電話番号 (連絡先)		職業	
		関与税理士名 (電 話)	()

※ 譲渡した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

1 所得金額の計算

			未公開分	上 場 分
収 入 金 額	譲渡による収入金額	①	円	円
	そ の 他 の 収 入	②		
	小 計 (①+②)	③	申告書第三表⑦へ	申告書第三表⑦へ
必要経費又は譲渡に要した費用等	取得費（取得価額）	④		
	譲渡のための委託手数料	⑤		
		⑥		
	小 計 (④から⑥までの計)	⑦		
特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額（※1） （△を付けないで書いてください。）			⑧	
差 引 金 額 (③－⑦－⑧)			⑨	
特定投資株式の取得に要した金額の控除（※2） （⑨欄が赤字の場合は0と書いてください。）			⑩	
所 得 金 額 (⑨－⑩) （赤字の場合は△を付けて書いてください。）			⑪ 申告書第三表⑥②へ	黒字の場合は申告書第三表⑥③へ
本年分で差し引く株式等に係る繰越損失の金額（※3）			⑫ 申告書第三表⑥②へ	申告書第三表⑥②へ
繰越控除後の所得金額（※4） （⑪－⑫）			⑬ 申告書第三表⑥③へ	申告書第三表⑥③へ

（注）上場株式等を相対取引により譲渡した場合には、「未公開分」に記載します。

※1 「特定管理株式等」とは、租税特別措置法第37条の10の2第1項に規定する特定管理株式及び特定保有株式をいいます。

※2 ⑩欄の金額は、「特定（新規）中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」で計算した金額に基づき、「上場分」、「未公開分」の順に、⑨欄の金額を限度として控除します。

※3 ⑫欄の金額は、⑪欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。

本年分で差し引く株式等に係る繰越損失の金額は、「所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」の2の⑨欄の金額を、「未公開分」、「上場分」の順に、⑪欄の金額を限度として控除します。

※4 ⑬欄の金額は、⑪欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。また、⑬欄の金額を申告書へ転記するに当たって申告書第三表の⑫欄の金額が同⑨欄の金額から控除しきれない場合には、税務署におたずねください。

整理欄

(平成22年分以降用)

H22.11

2 面 (計算明細書)

2 申告する特定口座の株式等に係る譲渡所得等の金額の合計

口座の区分	取引先 (金融商品取引業者等)	譲渡の対価の額 (収入金額)	取得費及び 譲渡に要した 費用の額等	差引金額 (譲渡所得等の金額)	源泉徴収税額
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ()	本店 支店 出張所 ()	円	円	円
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ()	本店 支店 出張所 ()			
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ()	本店 支店 出張所 ()			
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ()	本店 支店 出張所 ()			
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ()	本店 支店 出張所 ()			
合 計 (上場分 (特定口座))			1面①へ	1面④へ	申告書第二表「所得の内訳」欄へ

【参考】 特定口座以外で譲渡した株式等の明細

区分	譲渡年月日	譲渡した株式等の銘柄	数量	譲渡先(金融商品取引業者等)の所在地・名称等	譲渡による収入金額	取得費(取得価額)	譲渡のための委託手数料	取得年月日
未公開分 ・ 上場分	・ ・		株 (口)		円	円	円	・ ・ (・ ・)
未公開分 ・ 上場分	・ ・							・ ・ (・ ・)
未公開分 ・ 上場分	・ ・							・ ・ (・ ・)
未公開分 ・ 上場分	・ ・							・ ・ (・ ・)
未公開分 ・ 上場分	・ ・							・ ・ (・ ・)
合 計	未 公 開 分				1面①へ	1面④へ	1面⑤へ	
	上 場 分 (一 般 口 座)				1面①へ	1面④へ	1面⑤へ	

2 面 (計算明細書)

2 「上場株式等の取得費の特例」の適用を受ける上場株式等の明細

譲渡年月日	譲渡した株式等の銘柄	数量	譲渡先(金融商品取引業者等)の所在地・名称等	譲渡による収入金額	取得年月日	特例を適用した取得費の額	その譲渡直前の株式等の所有状況	
							③ その株式等の全所有株式数	④ うち、平成13年10月1日以後に取得した株式数
・ ・		株(口)		円 (・ ・)	・ ・ (・ ・)	円	株(口)	株(口)
・ ・					・ ・ (・ ・)			
・ ・					・ ・ (・ ・)			
・ ・					・ ・ (・ ・)			
・ ・					・ ・ (・ ・)			

【参考】 その他の譲渡した主な株式等の明細

区分	譲渡年月日	譲渡した株式等の銘柄	数量	譲渡先(金融商品取引業者等)の所在地・名称等	譲渡による収入金額	取得年月日
未公開分 ・ 上場分	・ ・		株(口)		円	・ ・ (・ ・)
未公開分 ・ 上場分	・ ・					・ ・ (・ ・)
未公開分 ・ 上場分	・ ・					・ ・ (・ ・)
未公開分 ・ 上場分	・ ・					・ ・ (・ ・)
未公開分 ・ 上場分	・ ・					・ ・ (・ ・)
未公開分 ・ 上場分	・ ・					・ ・ (・ ・)

※ 「区分」欄は、未公開株式等については「未公開分」、上場株式等については「上場分」のいずれか当てはまるものを○で囲んでください。

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書
(特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)

【平成____年分】

番 号

この明細書は、租税特別措置法第29条の2に規定する特定権利行使株式（いわゆる税制適格ストック・オプションにより取得した株式）又は租税特別措置法第37条の13の2及び平成20年改正前租税特別措置法第37条の13の3に規定する特定投資株式（いわゆるエンジェル税制の対象となる株式）を譲渡した方が使用するものです。

住 所 (前住所)	()	フリガナ 氏 名	
電話番号 (連絡先)		職 業	
		関与税理士名 (電 話)	()

1 所得金額の計算

(単位：円)

		未 公 開 分	内、特定権利 行使株式分	内、特定 投資株式分	上 場 分	内、特定権利 行使株式分	内、公開等 特定株式分
収 入 金 額	譲 渡 に よ る 収 入 金 額 ①						
	そ の 他 の 収 入 ②						
	小 計 (①+②) ③	申告書第三表㉗へ			申告書第三表㉗へ		
必要経費又は譲渡に要した費用等	取 得 費 (取得価額) ④						
	譲 渡 の た め の 委 託 手 数 料 ⑤						
		⑥					
	小 計 (④から⑥までの計) ⑦						
	特定管理株式等のみなし 譲渡損失の金額(※1) (△を付けないで書いてください) ⑧						
	差 引 金 額 (③－⑦－⑧) ⑨				①		㊦
	特定投資株式の取得に 要した金額の控除(※2) (⑨欄が赤字の場合は0と書いてください) ⑩						
	特 定 投 資 株 式 の 価 値 喪 失 の 金 額 (2面の3③の金額を書いてください) ⑪						
	所 得 金 額 (⑨－⑩－⑪) ⑫	申告書第三表㉘へ		㍑	㍑		㍒
	公開等特定株式の計算(※3) (2面の5で計算した金額を書いてください) ⑬				黒字の場合は申告書第三表㉙へ		
	本年分で差し引く株式等 に係る繰越損失の金額(※4) ⑭	申告書第三表㉚へ			申告書第三表㉚へ		
	繰越控除後の所得金額(※5) (⑫－⑭又は⑬－⑭) ⑮	申告書第三表㉛へ			申告書第三表㉛へ		

(注) 上場株式等を相対取引により譲渡した場合には、「未公開分」に記載します。

※1 「特定管理株式等」とは、租税特別措置法第37条の10の2第1項に規定する特定管理株式及び特定保有株式をいいます。

※2 ⑩欄の金額は、「特定（新規）中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」で計算した金額に基づき、「上場分」（「公開等特定株式分」とそれ以外の上場分がある場合には、先に「公開等特定株式分」から控除します。）、「未公開分」の順に、⑨欄の金額を限度として控除します。また、⑨欄の④の金額が㊦の金額より小さい場合には、「公開等特定株式分」の⑩欄には、④の金額を限度として記載します。

※3 ⑬欄の金額は、⑫欄の㍑の金額が0又は赤字の場合には、2面の5の計算を行わずに㍑の金額をそのまま記載してください。

※4 ⑭欄の金額は、⑫欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。

本年分で差し引く株式等に係る繰越損失の金額は、「所得税の確定申告書付表（特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除用）」の2の⑮欄の金額を、「未公開分」（⑫欄の金額を限度とします。）、「上場分」（⑬欄の金額を限度とします。）の順に控除します。

※5 ⑮欄の金額は、⑫欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。また、⑮欄の金額を申告書へ転記するに当たって申告書第三表の㉘欄の金額が同⑨欄の金額から控除しきれない場合には、税務署におたずねください。

特例適用条文

措法__条の____
措法__条の____

整理欄

(平成23年分以降用)

H23.11

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書
(特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)

【平成____年分】

番 号

この明細書は、租税特別措置法第29条の2に規定する特定権利行使株式（いわゆる税制適格ストック・オプションにより取得した株式）又は租税特別措置法第37条の13の2及び平成20年改正前租税特別措置法第37条の13の3に規定する特定投資株式（いわゆるエンジェル税制の対象となる株式）を譲渡した方が使用するものです。

住 所 (前住所)	()	フリガナ 氏 名	
電話番号 (連絡先)		職 業	
		関与税理士名 (電 話)	()

1 所得金額の計算

(単位：円)

		未 公 開 分	内、特定権利 行使株式分	内、特定 投資株式分	上 場 分	内、特定権利 行使株式分	内、公開等 特定株式分
収 入 金 額	譲 渡 に よ る 収 入 金 額 ①						
	そ の 他 の 収 入 ②						
	小 計 (①+②) ③	申告書第三表㉗へ			申告書第三表㉗へ		
必要経費又は譲渡に要した費用等	取 得 費 (取得価額) ④						
	譲 渡 の た め の 委 託 手 数 料 ⑤						
		⑥					
	小 計 (④から⑥までの計) ⑦						
	特定管理株式等のみなし 譲渡損失の金額(※1) (△を付けないで書いてください) ⑧						
	差 引 金 額 (③－⑦－⑧) ⑨				①		㊦
	特定投資株式の取得に 要した金額の控除(※2) (⑨欄が赤字の場合は0と書いてください) ⑩						
	特 定 投 資 株 式 の 価 値 喪 失 の 金 額 (2面の3③の金額を書いてください) ⑪						
	所 得 金 額 (⑨－⑩－⑪) ⑫	申告書第三表㉘へ		㍑	㍑		㍒
	公開等特定株式の計算(※3) (2面の5で計算した金額を書いてください) ⑬				黒字の場合は申告書第三表㉙へ		
	本年分で差し引く株式等 に係る繰越損失の金額(※4) ⑭	申告書第三表㉚へ			申告書第三表㉚へ		
	繰越控除後の所得金額(※5) (⑫－⑭又は⑬－⑭) ⑮	申告書第三表㉛へ			申告書第三表㉛へ		

(注) 上場株式等を相対取引により譲渡した場合には、「未公開分」に記載します。

※1 「特定管理株式等」とは、租税特別措置法第37条の10の2第1項に規定する特定管理株式及び特定保有株式をいいます。

※2 ⑩欄の金額は、「特定（新規）中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」で計算した金額に基づき、「上場分」（「公開等特定株式分」とそれ以外の上場分がある場合には、先に「公開等特定株式分」から控除します。）、「未公開分」の順に、⑨欄の金額を限度として控除します。また、⑨欄の④の金額が㊦の金額より小さい場合には、「公開等特定株式分」の⑩欄には、④の金額を限度として記載します。

※3 ⑬欄の金額は、⑫欄の㍑の金額が0又は赤字の場合には、2面の5の計算を行わずに㍑の金額をそのまま記載してください。

※4 ⑭欄の金額は、⑫欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。

本年分で差し引く株式等に係る繰越損失の金額は、「所得税の確定申告書付表（特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除用）」の2の⑮欄の金額を、「未公開分」（⑫欄の金額を限度とします。）、「上場分」（⑬欄の金額を限度とします。）の順に控除します。

※5 ⑮欄の金額は、⑫欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。また、⑮欄の金額を申告書へ転記するに当たって申告書第三表の㉘欄の金額が同⑨欄の金額から控除しきれない場合には、税務署におたずねください。

特例適用条文

措法__条の____
措法__条の____

整理欄

(平成22年分以降用)

H22.11

2 申告する特定口座の株式等に係る譲渡所得等の金額の合計

口座の 区分	取引先 (金融商品取引業者等)	譲渡の対価の額 (収入金額)	取得費及び 譲渡に要した 費用の額等	差 引 金 額 (譲渡所得等の金額)	源泉徴収税額
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ()	本店 支店 出張所 ()	円	円	円
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ()	本店 支店 出張所 ()			
合 計(上場分(特定口座))			1 面 ① へ	1 面 ④ へ	申告書第二表「所 得の内訳」欄へ

3 特定投資株式の価値喪失の金額の計算

① 特 定 残 株 数	② 1株当たりの取得費	③ 特定投資株式の価値喪失の金額(①×②)
株	円	「1 所得金額の計算」の⑪欄へ 円

(注) ①及び②は、「株式の異動明細書」の「異動事由」欄の清算結了等の直前の特定残株数と、そのときにおける1株当たりの取得費を転記してください。

4 公開等特定株式に該当する株式数の計算 【譲渡の日： 年 月 日】

① 譲渡の時の直前の特定残株数	株
② 平成12年4月1日から譲渡の日の3年前の日の前日(取得期間)までに払込みににより取得した株式数	株
③ 公開等特定株式に該当する株式数 (①又は②のいずれか少ない株式数)	株

(注) 1 「譲渡の時の直前の特定残株数」は、譲渡の時の直前における「株式の異動明細書」の「⑦特定残株数」欄の株式数を記載してください。
2 「平成12年4月1日から譲渡の日の3年前の日の前日(取得期間)までに払込みににより取得した株式数」は、既に「特定投資株式に係る譲渡所得等の課税の特例」の適用を受けた株式数を除きます。
3 公開等特定株式に該当する株式について、譲渡した株式数が③の株式数を上回る場合には、③の株式数が公開等特定株式に該当する株式数の上限となりますので、1面「上場分」の「内、公開等特定株式分」には、③の株式数に相当する金額のみ記載してください。

5 公開等特定株式に係る所得金額の計算

「1 所得金額の計算」⑫欄(所得金額)がB≥Cの場合	(B－(C÷2))	「1 所得金額の計算」⑬欄へ 円
「1 所得金額の計算」⑫欄(所得金額)がB<Cの場合	(B÷2)	「1 所得金額の計算」⑬欄へ 円

【参考】 特定口座以外で譲渡した株式等の明細

区 分	譲 渡 年 月 日	譲渡した 株式等 の 銘 柄	数 量	譲 渡 先 (金 融 商 品 取 引 業 者 等) の 所 在 地 ・ 名 称 等 (※)	譲 渡 に よ る 収 入 金 額	取 得 費 (取得価額)	譲 渡 の た め の 委 託 手 数 料	取 得 年 月 日
未公開分 ・ 上 場 分	・ ・		株 (口)		円	円	円	・ ・ (・ ・)
未公開分 ・ 上 場 分	・ ・							・ ・ (・ ・)
合 計	未 公 開 分				1 面 ① へ	1 面 ④ へ	1 面 ⑤ へ	
	上 場 分 (一 般 口 座)				1 面 ① へ	1 面 ④ へ	1 面 ⑤ へ	

※ 特定権利行使株式に係る保管の委託の解約等があった場合のみなし譲渡課税が行われたときは、次の事由を、この欄に () 書きで記載してください。
(事由) 振替口座簿への記載等の解約、振替口座簿への記載等の終了、保管委託の解約、保管委託の終了、管理等信託の解約、管理等信託の終了、贈与、相続、遺贈、低額譲渡

○ 特例の内容又は記載方法については、税務署におたずねください。

2 「上場株式等の取得費の特例」の適用を受ける上場株式等の明細

譲 渡 年 月 日	譲 渡 し た 株 式 等 の 銘 柄	数 量	譲 渡 先 (金融商品取引業者等) の所在地・名称等	譲 渡 に よ る 収 入 金 額	取 得 年 月 日	特 例 を 適 用 し て 計 算 し た 取 得 費 金 額	その譲渡直前の株式等の所有状況	
							① その株式 等全株式 の所有数	② うち、平成 13年10月1日 以後に取得 した株式数
・ ・		株(口)		円	・ ・ (・ ・)	円	株(口)	株(口)
・ ・					・ ・ (・ ・)			
・ ・					・ ・ (・ ・)			
・ ・					・ ・ (・ ・)			

3 特定投資株式の価値喪失の金額の計算

① 特 定 残 株 数	② 1株当たりの取得費	③ 特定投資株式の価値喪失の金額(①×②)
株	円	「1 所得金額の計算」の⑪欄へ 円

(注) ①及び②は、「株式の異動明細書」の「異動事由」欄の清算結了等の直前の特定残株数と、そのときにおける1株当たりの取得費を転記してください。

4 公開等特定株式に該当する株式数の計算 【譲渡の日： 年 月 日】

① 譲渡の時の直前の特定残株数	株
② 平成12年4月1日から譲渡の日の3年前の日の前日(取得期間)までに払込みににより取得した株式数	株
③ 公開等特定株式に該当する株式数 (①又は②のいずれか少ない株式数)	株

(注) 1 「譲渡の時の直前の特定残株数」は、譲渡の時の直前における「株式の異動明細書」の「⑦特定残株数」欄の株式数を記載してください。
2 「平成12年4月1日から譲渡の日の3年前の日の前日(取得期間)までに払込みににより取得した株式数」は、既に「特定投資株式に係る譲渡所得等の課税の特例」の適用を受けた株式数を除きます。
3 公開等特定株式に該当する株式について、譲渡した株式数が③の株式数を上回る場合には、③の株式数が公開等特定株式に該当する株式数の上限となりますので、1面「上場分」の「内、公開等特定株式分」には、③の株式数に相当する金額のみ記載してください。

5 公開等特定株式に係る所得金額の計算

「1 所得金額の計算」⑫欄(所得金額)がB≥Cの場合	(B－(C÷2))	「1 所得金額の計算」⑬欄へ 円
「1 所得金額の計算」⑫欄(所得金額)がB<Cの場合	(B÷2)	「1 所得金額の計算」⑬欄へ 円

【参考】その他の譲渡した主な株式等の明細 (上記2.3及び4に記載した株式等以外の株式について記載してください。)

区 分	譲 渡 年 月 日	譲 渡 し た 株 式 等 の 銘 柄	数 量	譲 渡 先 (金 融 商 品 取 引 業 者 等) の 所 在 地 ・ 名 称 等 (※)	譲 渡 に よ る 収 入 金 額	取 得 年 月 日
未公開分 ・ 上 場 分	・ ・		株(口)		円	・ ・ (・ ・)
未公開分 ・ 上 場 分	・ ・					・ ・ (・ ・)
未公開分 ・ 上 場 分	・ ・					・ ・ (・ ・)

※ 特定権利行使株式に係る保管の委託の解約等があった場合のみなし譲渡課税が行われたときは、次の事由を、この欄に () 書きで記載してください。
(事由) 振替口座簿への記載等の解約、振替口座簿への記載等の終了、保管委託の解約、保管委託の終了、管理等信託の解約、管理等信託の終了、贈与、相続、遺贈、低額譲渡

○ 特例の内容又は記載方法については、税務署におたずねください。

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

(国内事業管理親法人株式を国内において行う事業に係る資産として管理しなくなった場合又は譲渡した場合)

【平成____年分】

番 号

この明細書は、国内に恒久的施設を有する非居住者の方が、租税特別措置法第37条の14の2に規定する国内事業管理親法人株式の全部又は一部を、(1) 国内において行う事業に係る資産として管理しなくなった場合又は(2) 譲渡した場合に使用するものです。

納税地	居所地・事業所等（該当するものを○で囲んでください。）			フリガナ氏名	
電話番号（連絡先）		職業（屋号）	()	関与税理士名（電話）	()

1 所得金額の計算

			未公開分	上場分
収入金額	譲渡による収入金額 ①		円	円
	譲渡があったものとみなされる金額(※1) ②			
	その他の収入 ③			
	小計 (①から③までの計) ④	申告書第三表㉔へ		申告書第三表㉔へ
必要経費又は譲渡に要した費用等	取得費 (取得価額) ⑤			
	譲渡のための委託手数料 ⑥			
		⑦		
	小計 (⑤から⑦までの計) ⑧			
特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額(※2) (△を付けないで書いてください。) ⑨				
差引金額 (④－⑧－⑨) ⑩				
特定投資株式の取得に要した金額の控除 (※3) (⑪欄が赤字の場合は0と書いてください。) ⑪				
所得金額 (⑩－⑪) (赤字の場合は△を付けて書いてください。) ⑫			申告書第三表㉕へ	黒字の場合は申告書第三表㉕へ
本年分で差し引く株式等に係る繰越損失の金額(※4) ⑬			申告書第三表㉖へ	申告書第三表㉖へ
繰越控除後の所得金額(※5) (⑫－⑬) ⑭			申告書第三表㉗へ	申告書第三表㉗へ

(注) 上場株式等を相対取引により譲渡した場合及び国内事業管理親法人株式を国内において行う事業に係る資産として管理しなくなったために譲渡があったものとみなされる場合には、「未公開分」に記載します。

※1 ②欄には、2面の3の「譲渡があったものとみなされる金額」の合計額を記載します。

※2 「特定管理株式等」とは、租税特別措置法第37条の10の2第1頁に規定する特定管理株式及び特定保有株式をいいます。

※3 ⑪欄の金額は、「特定（新規）中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」で計算した金額に基づき、「上場分」、「未公開分」の順に、⑩欄の金額を限度として控除します。

※4 ⑬欄の金額は、⑫欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。

本年分で差し引く株式等に係る繰越損失の金額は、「所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」の2の⑨欄の金額を、「未公開分」、「上場分」の順に控除します。

※5 ⑭欄の金額は、⑫欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。また、⑭欄の金額を申告書へ転記するに当たって申告書第三表の㉔欄の金額が同⑨欄の金額から控除しきれない場合には、税務署におたずねください。

整理欄

(平成23年分以降用)

H23.11

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

(国内事業管理親法人株式を国内において行う事業に係る資産として管理しなくなった場合又は譲渡した場合)

【平成____年分】

番 号

この明細書は、国内に恒久的施設を有する非居住者の方が、租税特別措置法第37条の14の2に規定する国内事業管理親法人株式の全部又は一部を、(1) 国内において行う事業に係る資産として管理しなくなった場合又は(2) 譲渡した場合に使用するものです。

納税地	居所地・事業所等（該当するものを○で囲んでください。）			フリガナ氏名	
電話番号（連絡先）		職業（屋号）	()	関与税理士名（電話）	()

1 所得金額の計算

			未公開分	上場分
収入金額	譲渡による収入金額 ①		円	円
	譲渡があったものとみなされる金額(※1) ②			
	その他の収入 ③			
	小計 (①から③までの計) ④	申告書第三表㉔へ		申告書第三表㉔へ
必要経費又は譲渡に要した費用等	取得費 (取得価額) ⑤			
	譲渡のための委託手数料 ⑥			
		⑦		
	小計 (⑤から⑦までの計) ⑧			
特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額(※2) (△を付けないで書いてください。) ⑨				
差引金額 (④－⑧－⑨) ⑩				
特定投資株式の取得に要した金額の控除 (※3) (⑪欄が赤字の場合は0と書いてください。) ⑪				
所得金額 (⑩－⑪) (赤字の場合は△を付けて書いてください。) ⑫			申告書第三表㉕へ	黒字の場合は申告書第三表㉕へ
本年分で差し引く株式等に係る繰越損失の金額(※4) ⑬			申告書第三表㉖へ	申告書第三表㉖へ
繰越控除後の所得金額(※5) (⑫－⑬) ⑭			申告書第三表㉗へ	申告書第三表㉗へ

(注) 上場株式等を相対取引により譲渡した場合及び国内事業管理親法人株式を国内において行う事業に係る資産として管理しなくなったために譲渡があったものとみなされる場合には、「未公開分」に記載します。

※1 ②欄には、2面の3の「譲渡があったものとみなされる金額」の合計額を記載します。

※2 「特定管理株式等」とは、租税特別措置法第37条の10の2第1頁に規定する特定管理株式及び特定保有株式をいいます。

※3 ⑪欄の金額は、「特定（新規）中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」で計算した金額に基づき、「上場分」、「未公開分」の順に、⑩欄の金額を限度として控除します。

※4 ⑬欄の金額は、⑫欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。

本年分で差し引く株式等に係る繰越損失の金額は、「所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」の2の⑨欄の金額を、「未公開分」、「上場分」の順に控除します。

※5 ⑭欄の金額は、⑫欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。また、⑭欄の金額を申告書へ転記するに当たって申告書第三表の㉔欄の金額が同⑨欄の金額から控除しきれない場合には、税務署におたずねください。

整理欄

(平成22年分以降用)

H22.11

「上場分」の⑫欄が赤字の場合で、譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受ける方は、「所得税の確定申告書付表」も記載してください。

2 面

2 申告する特定口座の株式等に係る譲渡所得等の金額の合計

口座の区分	取引先 (金融商品取引業者等)	譲渡の対価の額 (収入金額)	取得費及び 譲渡に要した 費用の額等	差引金額 (譲渡所得等の金額)	源泉徴収税額
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ()	本店 支店 出張所 ()	円	円	円
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ()	本店 支店 出張所 ()			
合 計 (上場分(特定口座))			1 面 ① へ	1 面 ⑤ へ	申告書第二表「所得の内訳」欄へ

3 国内において行う事業に係る資産として管理しなくなった国内事業管理親法人株式の明細

管理しなくなる行為の区分(※1)	その行為が行われた年月日	その行為が行われた国内事業管理親法人株式の銘柄	その行為が行われた株式の数(又は出資の金額)	譲渡があったものとみなされる金額	取得費 (取得価額)	取得年月日 (※2)
① 国内において行う事業に係る資産として管理しなくなる行為 ② 国外にある住所、居所又は事務所、事業所その他これらに準ずるものに移管する行為 ③ その他国内の恒久的施設において管理しなくなる行為	・ ・		株(円)	円		・ ・ (・ ・ ・) 【 税務署 】
① 国内において行う事業に係る資産として管理しなくなる行為 ② 国外にある住所、居所又は事務所、事業所その他これらに準ずるものに移管する行為 ③ その他国内の恒久的施設において管理しなくなる行為	・ ・					・ ・ (・ ・ ・) 【 税務署 】

※1 「管理しなくなる行為の区分」欄は、それぞれ該当する行為の番号を○で囲んでください。

※2 「取得年月日」欄には、その行為が行われた国内事業管理親法人株式の交付を受けた年月日を記載し、() 内にその国内事業管理親法人株式に対応する国内事業管理株式を取得した年月日、【 】内にその国内事業管理親法人株式の交付に係る「国内事業管理親法人株式の交付を受けた場合の届出書」を提出した税務署名を、それぞれ記載してください。

【参考】 特定口座以外で譲渡した株式等の明細

区分	譲渡年月日	譲渡した株式等の銘柄	数量	譲渡先(金融商品取引業者等)の所在地・名称等	譲渡による収入金額	取得費 (取得価額)	譲渡のための委託手数料	取得年月日 (※)
未公開分 ・ 上場分	・ ・		株 (口)		円	円	円	・ ・ (・ ・ ・)
未公開分 ・ 上場分	・ ・							・ ・ (・ ・ ・)
合 計	未 公 開 分				1 面 ① へ	1 面 ⑤ へ	1 面 ⑥ へ	
	上 場 分 (一 般 口 座)				1 面 ① へ	1 面 ⑤ へ	1 面 ⑥ へ	

※ 「取得年月日」欄には、その国内事業管理親法人株式の交付を受けた年月日を記載し、() 内にその国内事業管理親法人株式に対応する国内事業管理株式を取得した年月日を記載してください。また、次の【 】内に、その国内事業管理親法人株式の交付に係る「国内事業管理親法人株式の交付を受けた場合の届出書」を提出した税務署名を記載してください。

【 税務署 】

○ 特例の内容又は記載方法については、税務署におたずねください

2 面

2 「上場株式等の取得費の特例」の適用を受ける上場株式等の明細

譲渡年月日	譲渡した株式等の銘柄	数量	譲渡先(金融商品取引業者等)の所在地・名称等	譲渡による収入金額	取得年月日 (※)	特例を適用した取得費の額	その譲渡直前の株式等の所有状況 ①その株式等全株式 ②うち、平成13年10月1日以後に取得した株式数
・ ・		株(口)		円	・ ・ (・ ・ ・)	円	株(口) 株(口)
・ ・					・ ・ (・ ・ ・)		
・ ・					・ ・ (・ ・ ・)		

※ 譲渡した国内事業管理親法人株式について「上場株式等の取得費の特例」の適用を受ける場合には、「取得年月日」欄には、その国内事業管理親法人株式の交付を受けた年月日を記載し、() 内にその国内事業管理親法人株式に対応する国内事業管理株式を取得した年月日を記載してください。また、次の【 】内に、その国内事業管理親法人株式の交付に係る「国内事業管理親法人株式の交付を受けた場合の届出書」を提出した税務署名を記載してください。

【 税務署 】

3 国内において行う事業に係る資産として管理しなくなった国内事業管理親法人株式の明細

管理しなくなる行為の区分(※1)	その行為が行われた年月日	その行為が行われた国内事業管理親法人株式の銘柄	その行為が行われた株式の数(又は出資の金額)	譲渡があったものとみなされる金額	取得年月日 (※2)
① 国内において行う事業に係る資産として管理しなくなる行為 ② 国外にある住所、居所又は事務所、事業所その他これらに準ずるものに移管する行為 ③ その他国内の恒久的施設において管理しなくなる行為	・ ・		株(円)	円	・ ・ (・ ・ ・) 【 税務署 】
① 国内において行う事業に係る資産として管理しなくなる行為 ② 国外にある住所、居所又は事務所、事業所その他これらに準ずるものに移管する行為 ③ その他国内の恒久的施設において管理しなくなる行為	・ ・				・ ・ (・ ・ ・) 【 税務署 】

※1 「管理しなくなる行為の区分」欄は、それぞれ該当する行為の番号を○で囲んでください。

※2 「取得年月日」欄には、その行為が行われた国内事業管理親法人株式の交付を受けた年月日を記載し、() 内にその国内事業管理親法人株式に対応する国内事業管理株式を取得した年月日、【 】内にその国内事業管理親法人株式の交付に係る「国内事業管理親法人株式の交付を受けた場合の届出書」を提出した税務署名を、それぞれ記載してください。

【参考】 その他の譲渡した主な株式等の明細 (上記2及び3に記載した株式等以外の株式等について記載してください。)

区分 (※1)	譲渡年月日	譲渡した株式等の銘柄	数量	譲渡先(金融商品取引業者等)の所在地・名称等	譲渡による収入金額	取得年月日 (※2)
未公開分 ・ 上場分	・ ・		株(口)		円	・ ・ (・ ・ ・)
未公開分 ・ 上場分	・ ・					・ ・ (・ ・ ・)
未公開分 ・ 上場分	・ ・					・ ・ (・ ・ ・)

※1 「区分」欄は、未公開株式等については「未公開分」、上場株式等については「上場分」のいずれか当てはまるものを○で囲んでください。

※2 譲渡した国内事業管理親法人株式の明細を記載する場合には、「取得年月日」欄には、その国内事業管理親法人株式の交付を受けた年月日を記載し、() 内にその国内事業管理親法人株式に対応する国内事業管理株式を取得した年月日を記載してください。また、次の【 】内に、その国内事業管理親法人株式の交付に係る「国内事業管理親法人株式の交付を受けた場合の届出書」を提出した税務署名を記載してください。

【 税務署 】

○ 特例の内容又は記載方法については、税務署におたずねください。

番 号

居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる
金額の計算書(平成 ____ 年分)【租税特別措置法第41条の5用】住 所
(又は
事業所
事務所
居所など)フリガナ
氏 名

この計算書は、本年中に行った居住用財産の譲渡で一定のものによる損失の金額があり、その損失の金額について、本年分において、租税特別措置法第41条の5第1項(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算の特例)の適用を受ける方及び翌年分以後の各年分において租税特別措置法第41条の5第4項(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除の特例)の適用を受けるために、本年分の居住用財産の譲渡損失の金額を翌年分以後に繰り越す方が使用します。詳しくは、「譲渡所得の申告のしかた(記載例)」(国税庁ホームページ【www.ntago.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)をご覧ください。

居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算

(赤字の金額は、△を付けないで書いてください。)

特例の計算の基礎となる居住用財産の譲渡損失の金額 (「居住用財産の譲渡損失の金額の明細書(確定申告書付表)(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」の⑥の合計欄の金額を書いてください。)		①	円
分離課税の対象となる土地建物等の譲渡所得の金額の合計額 (①の金額以外に土地建物等の譲渡所得の金額がある場合は、その金額と①の金額との通算後の金額を書いてください(黒字の場合は0と書きます。)。また、①の金額以外にない場合は、①の金額を書いてください。)		②	
損益通算の特例の対象となる居住用財産の譲渡損失の金額(特定損失額) (①と②の金額のいずれか少ない方の金額を書いてください。)		③	
本年分の純損失の金額 (上記③(※1)、申告書B第一表⑨及び申告書第三表⑥⑨・⑥⑩の金額の合計額又は申告書第四表⑥⑪の金額を書いてください。なお、純損失の金額がないときは0と書きます。)		④	
本年分が青色申告の場合	不動産所得の金額、事業所得の金額(※2)、山林所得の金額又は総合譲渡所得の金額(※3)のうち赤字であるものの合計額 (それぞれの所得の金額の赤字のみを合計して、その合計額を書いてください。)	⑤	
本年分が白色申告の場合	変動所得の損失額及び被災事業用資産の損失額の合計額 (それぞれの損失額の合計額を書いてください。なお、いずれの損失もないときは0と書きます。)	⑥	
居住用財産の譲渡損失の繰越基準額 (④から⑤又は⑥を差し引いた金額(引ききれない場合は0)を書いてください。)		⑦	
翌年以後に繰り越される居住用財産の譲渡損失の金額 (③の金額と⑦の金額のいずれか少ない方の金額を書いてください。ただし、譲渡した土地等の面積が500㎡を超えるときは、次の算式で計算した金額を書いてください。)		⑧	

$$\left(\begin{array}{c} \text{③の金額と⑦の金額} \\ \text{のいずれか少ない方} \\ \text{の金額} \end{array} \right) \times \left(1 - \left\{ \frac{\left(\begin{array}{c} \text{土地等に係る} \\ \text{特定損失の金額} \end{array} \right)}{\text{③の金額}} \times \frac{\left(\begin{array}{c} \text{土地等の面積} \\ \text{㎡} - 500 \text{㎡} \end{array} \right)}{\left(\begin{array}{c} \text{土地等の面積} \\ \text{㎡} \end{array} \right)} \right\} \right)$$

____円

※1 「上記③の金額」は、総合譲渡所得の黒字の金額(特別控除前)又は一時所得の黒字の金額(特別控除後、2分の1前)がある場合は、「上記③の金額」からその黒字の金額を差し引いた金額とします(「上記③の金額」より、その黒字の金額が多い場合は0とします。)

※2 「事業所得の金額」とは、申告書B第一表の「所得金額」欄の①及び②の金額の合計額をいいます。

※3 「総合譲渡所得の金額」は、申告書第四表(損失申告用)の「1 損失額又は所得金額」の③、⑦の金額の合計額とします。

(平成23年分以降用)

H23.11

番 号

居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる
金額の計算書(平成 ____ 年分)【租税特別措置法第41条の5用】住 所
(又は
事業所
事務所
居所など)フリガナ
氏 名

この計算書は、本年中に行った居住用財産の譲渡で一定のものによる損失の金額があり、その損失の金額について、本年分において、租税特別措置法第41条の5第1項(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算の特例)の適用を受ける方及び翌年分以後の各年分において租税特別措置法第41条の5第4項(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除の特例)の適用を受けるために、本年分の居住用財産の譲渡損失の金額を翌年分以後に繰り越す方が使用します。詳しくは、「譲渡所得の申告のしかた(記載例)」(国税庁ホームページ【www.ntago.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)をご覧ください。

居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算

(赤字の金額は、△を付けないで書いてください。)

特例の計算の基礎となる居住用財産の譲渡損失の金額 (「居住用財産の譲渡損失の金額の明細書(確定申告書付表)(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」の⑥の合計欄の金額を書いてください。)		①	円
分離課税の対象となる土地建物等の譲渡所得の金額の合計額 (①の金額以外に土地建物等の譲渡所得の金額がある場合は、その金額と①の金額との通算後の金額を書いてください(黒字の場合は0と書きます。)。また、①の金額以外にない場合は、①の金額を書いてください。)		②	
損益通算の特例の対象となる居住用財産の譲渡損失の金額(特定損失額) (①と②の金額のいずれか少ない方の金額を書いてください。)		③	
本年分の純損失の金額 (上記③(※1)、申告書B第一表⑨及び申告書第三表⑥③・⑥④の金額の合計額又は申告書第四表⑥⑤の金額を書いてください。なお、純損失の金額がないときは0と書きます。)		④	
本年分が青色申告の場合	不動産所得の金額、事業所得の金額(※2)、山林所得の金額又は総合譲渡所得の金額(※3)のうち赤字であるものの合計額 (それぞれの所得の金額の赤字のみを合計して、その合計額を書いてください。)	⑤	
本年分が白色申告の場合	変動所得の損失額及び被災事業用資産の損失額の合計額 (それぞれの損失額の合計額を書いてください。なお、いずれの損失もないときは0と書きます。)	⑥	
居住用財産の譲渡損失の繰越基準額 (④から⑤又は⑥を差し引いた金額(引ききれない場合は0)を書いてください。)		⑦	
翌年以後に繰り越される居住用財産の譲渡損失の金額 (③の金額と⑦の金額のいずれか少ない方の金額を書いてください。ただし、譲渡した土地等の面積が500㎡を超えるときは、次の算式で計算した金額を書いてください。)		⑧	

$$\left(\begin{array}{c} \text{③の金額と⑦の金額} \\ \text{のいずれか少ない方} \\ \text{の金額} \end{array} \right) \times \left(1 - \left\{ \frac{\left(\begin{array}{c} \text{土地等に係る} \\ \text{特定損失の金額} \end{array} \right)}{\text{③の金額}} \times \frac{\left(\begin{array}{c} \text{土地等の面積} \\ \text{㎡} - 500 \text{㎡} \end{array} \right)}{\left(\begin{array}{c} \text{土地等の面積} \\ \text{㎡} \end{array} \right)} \right\} \right)$$

____円

※1 「上記③の金額」は、総合譲渡所得の黒字の金額(特別控除前)又は一時所得の黒字の金額(特別控除後、2分の1前)がある場合は、「上記③の金額」からその黒字の金額を差し引いた金額とします(「上記③の金額」より、その黒字の金額が多い場合は0とします。)

※2 「事業所得の金額」とは、申告書B第一表の「所得金額」欄の①及び②の金額の合計額をいいます。

※3 「総合譲渡所得の金額」は、申告書第四表(損失申告用)の「1 損失額又は所得金額」の③、⑦の金額の合計額とします。

(平成22年分以降用)

H22.11

○この計算書は、申告書と一緒に提出してください。

○この計算書は、申告書と一緒に提出してください。

改 正 後				改 正 前					
番 号				番 号					
特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書（平成____年分）【租税特別措置法第41条の5の2用】				特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書（平成____年分）【租税特別措置法第41条の5の2用】					
住 所 （又は 事業所 事務所 居所など）		フリガナ 氏 名		住 所 （又は 事業所 事務所 居所など）		フリガナ 氏 名			
この計算書は、本年中に行った特定居住用財産の譲渡で一定のものによる損失の金額があり、その損失の金額について、本年分において、租税特別措置法第41条の5の2第1項(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算の特例)の適用を受ける方及び翌年分以後の各年分において租税特別措置法第41条の5の2第4項(特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除の特例)の適用を受けるために、本年分の特定居住用財産の譲渡損失の金額を翌年分以後に繰り越す方が使用します。 詳しくは、「譲渡所得の申告のしかた(記載例)」(国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)をご覧ください。				この計算書は、本年中に行った特定居住用財産の譲渡で一定のものによる損失の金額があり、その損失の金額について、本年分において、租税特別措置法第41条の5の2第1項(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算の特例)の適用を受ける方及び翌年分以後の各年分において租税特別措置法第41条の5の2第4項(特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除の特例)の適用を受けるために、本年分の特定居住用財産の譲渡損失の金額を翌年分以後に繰り越す方が使用します。 詳しくは、「譲渡所得の申告のしかた(記載例)」(国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)をご覧ください。					
特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算 (赤字の金額は、△を付けないで書いてください。)				特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算 (赤字の金額は、△を付けないで書いてください。)					
特例の計算の基礎となる特定居住用財産の譲渡損失の金額 (「特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」の⑦の合計欄の金額を書いてください。)		①		円	特例の計算の基礎となる特定居住用財産の譲渡損失の金額 (「特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」の⑦の合計欄の金額を書いてください。)		①		円
分離課税の対象となる土地建物等の譲渡所得の金額の合計額 (①の金額以外に土地建物等の譲渡所得の金額がある場合は、その金額と①の金額との通算後の金額を書いてください(黒字の場合は0と書きます。)。また、①の金額以外にない場合は、①の金額を書いてください。)		②			分離課税の対象となる土地建物等の譲渡所得の金額の合計額 (①の金額以外に土地建物等の譲渡所得の金額がある場合は、その金額と①の金額との通算後の金額を書いてください(黒字の場合は0と書きます。)。また、①の金額以外にない場合は、①の金額を書いてください。)		②		
譲渡契約締結日の前日における住宅借入金等の金額から特定居住用財産の譲渡価額を控除した残額 (「特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」の①から②を控除した金額を書いてください。なお、控除した金額が赤字の場合は0と書いてください。)		③			譲渡契約締結日の前日における住宅借入金等の金額から特定居住用財産の譲渡価額を控除した残額 (「特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」の①から②を控除した金額を書いてください。なお、控除した金額が赤字の場合は0と書いてください。)		③		
損益通算の特例の対象となる特定居住用財産の譲渡損失の金額(特定損失額) (①から③の金額のいずれか少ない金額を書いてください。)		④			損益通算の特例の対象となる特定居住用財産の譲渡損失の金額(特定損失額) (①から③の金額のいずれか少ない金額を書いてください。)		④		
本年分の純損失の金額 (上記④(※1)、申告書B第一表⑨及び申告書第三表⑥⑩・⑥⑪の金額の合計額又は申告書第四表⑥⑫の金額を書いてください。なお、純損失の金額がないときは0と書きます。)		⑤			本年分の純損失の金額 (上記④(※1)、申告書B第一表⑨及び申告書第三表⑥⑩・⑥⑪の金額の合計額又は申告書第四表⑥⑫の金額を書いてください。なお、純損失の金額がないときは0と書きます。)		⑤		
本年分が青色申告の場合	不動産所得の金額、事業所得の金額(※2)、山林所得の金額又は総合譲渡所得の金額(※3)のうち赤字であるものの合計額 (それぞれの所得の金額の赤字のみを合計して、その合計額を書いてください。)	⑥			本年分が青色申告の場合	不動産所得の金額、事業所得の金額(※2)、山林所得の金額又は総合譲渡所得の金額(※3)のうち赤字であるものの合計額 (それぞれの所得の金額の赤字のみを合計して、その合計額を書いてください。)	⑥		
本年分が白色申告の場合	変動所得の損失額及び被災事業用資産の損失額の合計額 (それぞれの損失額の合計額を書いてください。なお、いずれの損失もないときは0と書きます。)	⑦			本年分が白色申告の場合	変動所得の損失額及び被災事業用資産の損失額の合計額 (それぞれの損失額の合計額を書いてください。なお、いずれの損失もないときは0と書きます。)	⑦		
特定居住用財産の譲渡損失の繰越基準額 (⑤から⑥又は⑦を差し引いた金額(引ききれない場合は0)を書いてください。)		⑧			特定居住用財産の譲渡損失の繰越基準額 (⑤から⑥又は⑦を差し引いた金額(引ききれない場合は0)を書いてください。)		⑧		
翌年以後に繰り越される特定居住用財産の譲渡損失の金額 (④の金額と⑧の金額のいずれか少ない方の金額を書いてください。)		⑨			翌年以後に繰り越される特定居住用財産の譲渡損失の金額 (④の金額と⑧の金額のいずれか少ない方の金額を書いてください。)		⑨		
※1「上記④の金額」は、総合譲渡所得の黒字の金額(特別控除前)又は一時所得の黒字の金額(特別控除後、2分の1前)がある場合は、「上記④の金額」からその黒字の金額を差し引いた金額とします(上記④の金額より、その黒字の金額が多い場合は0とします。) ※2「事業所得の金額」とは、申告書B第一表の「所得金額」欄の①及び②の金額の合計額をいいます。 ※3「総合譲渡所得の金額」は、申告書第四表(損失申告用)の「1損失額又は所得金額」の㉔、㉕の金額の合計額とします。 (平成23年分以降用)				※1「上記④の金額」は、総合譲渡所得の黒字の金額(特別控除前)又は一時所得の黒字の金額(特別控除後、2分の1前)がある場合は、「上記④の金額」からその黒字の金額を差し引いた金額とします(上記④の金額より、その黒字の金額が多い場合は0とします。) ※2「事業所得の金額」とは、申告書B第一表の「所得金額」欄の①及び②の金額の合計額をいいます。 ※3「総合譲渡所得の金額」は、申告書第四表(損失申告用)の「1損失額又は所得金額」の㉔、㉕の金額の合計額とします。 (平成22年分以降用)					
H23.11				H22.11					

1 面

平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした
場合の譲渡所得の課税の特例に関する計算明細書

【平成____年分】

番 号

この計算明細書は、不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき個人の方が、租税特別措置法第37条の9の5に規定する事業用土地等（以下「事業用土地等」といいます。）の譲渡による利益金額について、「平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例」（租税特別措置法第37条の9の5第1項）の適用を受ける場合に使用するものです。この計算明細書を作成する前に、まず、「譲渡所得の内訳書（確定申告書付表兼計算明細書）【土地・建物用】」（1面から3面）の作成をしてください。

住 所 (納税地)	()			フリガナ 氏 名	(旧氏名:)
届出書の住所					
電話番号 (連絡先)		職 業 (屋 号)	()	関与税理士名 (電 話)	()

1 事業用土地等の利益金額を計算します。

「譲渡所得の内訳書（確定申告書付表兼計算明細書）【土地・建物用】」で計算した金額のうち、事業用土地等に係る金額のみ記載してください。なお、店舗併用住宅とその敷地を譲渡した場合など、事業用土地等とそれ以外の土地等又は建物等を一括で譲渡している場合は、事業用土地等とそれ以外の土地等又は建物等に係る金額をあん分計算の上、事業用土地等に係る金額のみ記載してください。

区 分	イ 譲渡価額 (① 譲渡価額)	ロ 取得価額 (② 取得費の(イ)の金額)	ハ 譲渡費用 (③ 譲渡費用)	ニ 利益金額 (イー(ロ+ハ))	ホ 利益金額 の 割 合
短 期 長 期	円	円	円	④	円 ⑤(④÷①)
短 期 長 期				⑥	円 ⑦(⑥÷①)
短 期 長 期				⑧	円 ⑨(⑧÷①)
事業用土地等の利益金額の合計額 (④+⑥+⑧)				①	1.00

※ イ欄、ロ欄及びハ欄のかつこ書きは、譲渡所得の内訳書（確定申告書付表兼計算明細書）【土地・建物用】に対応しています。

2 事業用土地等の譲渡以外の土地等又は建物等の譲渡損失金額を記載してください。

事業用土地等以外の土地等又は建物等の譲渡があり、当該事業用土地等以外の土地等又は建物等の譲渡に係る譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額（以下「譲渡損失金額」といいます。）がある場合に、△を付けずに記載してください。
なお、①－②の金額が赤字となる場合は、この特例の適用はありません。

譲渡損失金額 ② 円

※ 事業用土地等以外の2以上の土地等又は建物等の譲渡がある場合は、それぞれの譲渡損益を合計した後の譲渡損失金額となります。

3 本年分でこの特例の適用を受ける対象先行取得土地等について記載してください。

(1) 本年分でこの特例の適用を受ける対象先行取得土地等（事業用土地等の譲渡をした日の属する年の12月31日において所有している先行取得土地等をいい、前年以前においてこの特例を適用し、適用（減額）後の取得価額が0となったものは除きます。以下同じです。）について、特例の適用を受ける物件の順番に上から記載してください。

	取得 年分	物件の所在地	種類	面積	契約年月日	引渡年月日	届 出 書 提 出 先 税 務 署	届 出 書 提 出 年 月 日
a	年分			m ²	・ ・	・ ・	税務署	・ ・ ・
b	年分			m ²	・ ・	・ ・	税務署	・ ・ ・
c	年分			m ²	・ ・	・ ・	税務署	・ ・ ・

※ 前年以前に既にこの特例の適用を受けている対象先行取得土地等（適用（減額）後の取得価額が0となったものは除きます。）がある場合は、その対象先行取得土地等から先に（a欄に）記載してください。

※ 平成21年取得分と平成22年取得分の対象先行取得土地等がある場合は、平成21年取得分から先に記載してください。

※ 「種類」欄には、宅地・田・畑などと記載してください。

(2) 上記(1)のa欄に記載した対象先行取得土地等が前年以前にこの特例の適用を受けたもの（対象先行取得土地等のうち、前年以前にこの特例の適用を既に受け、取得価額が減額されているもの）である場合は、以下の事項を記載してください。

適用年分 (申告年月日)	年分 (・ ・)	申告書提出 先 税 務 署	税務署	特例適用後の対象先行 取得土地等の取得価額	③	円
-----------------	-------------	------------------	-----	--------------------------	---	---

※ ③の金額は、前年以前に提出した「平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例に関する計算明細書」の4の④欄（特例適用後の対象先行取得土地等の取得価額）の金額を記載してください。

(平成23年分以降用)

H23.11

○ この計算明細書は、申告書と一緒に提出してください。

1 面

平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした
場合の譲渡所得の課税の特例に関する計算明細書

【平成____年分】

番 号

この計算明細書は、不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき個人の方が、租税特別措置法第37条の9の5に規定する事業用土地等（以下「事業用土地等」といいます。）の譲渡による利益金額について、「平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例」（租税特別措置法第37条の9の5第1項）の適用を受ける場合に使用するものです。この計算明細書を作成する前に、まず、「譲渡所得の内訳書（確定申告書付表兼計算明細書）【土地・建物用】」（1面から3面）の作成をしてください。

住 所 (納税地)	()			フリガナ 氏 名	(旧氏名:)
届出書の住所					
電話番号 (連絡先)		職 業 (屋 号)	()	関与税理士名 (電 話)	()

1 事業用土地等の利益金額を計算します。

「譲渡所得の内訳書（確定申告書付表兼計算明細書）【土地・建物用】」で計算した金額のうち、事業用土地等に係る金額のみ記載してください。なお、店舗併用住宅とその敷地を譲渡した場合など、事業用土地等とそれ以外の土地等又は建物等を一括で譲渡している場合は、事業用土地等とそれ以外の土地等又は建物等に係る金額をあん分計算の上、事業用土地等に係る金額のみ記載してください。

区 分	イ 譲渡価額 (① 譲渡価額)	ロ 取得価額 (② 取得費の(イ)の金額)	ハ 譲渡費用 (③ 譲渡費用)	ニ 利益金額 (イー(ロ+ハ))	ホ 利益金額 の 割 合
短 期 長 期	円	円	円	④	円 ⑤(④÷①)
短 期 長 期				⑥	円 ⑦(⑥÷①)
短 期 長 期				⑧	円 ⑨(⑧÷①)
事業用土地等の利益金額の合計額 (④+⑥+⑧)				①	1.00

※ イ欄、ロ欄及びハ欄のかつこ書きは、譲渡所得の内訳書（確定申告書付表兼計算明細書）【土地・建物用】に対応しています。

2 事業用土地等の譲渡以外の土地等又は建物等の譲渡損失金額を記載してください。

事業用土地等以外の土地等又は建物等の譲渡があり、当該事業用土地等以外の土地等又は建物等の譲渡に係る譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額（以下「譲渡損失金額」といいます。）がある場合に、△を付けずに記載してください。
なお、①－②の金額が赤字となる場合は、この特例の適用はありません。

譲渡損失金額 ② 円

※ 事業用土地等以外の2以上の土地等又は建物等の譲渡がある場合は、それぞれの譲渡損益を合計した後の譲渡損失金額となります。

3 本年分でこの特例の適用を受ける対象先行取得土地等について記載してください。

(1) 本年分でこの特例の適用を受ける対象先行取得土地等（事業用土地等の譲渡をした日の属する年の12月31日において所有している先行取得土地等をいい、前年以前においてこの特例を適用し、適用（減額）後の取得価額が0となったものは除きます。以下同じです。）について、特例の適用を受ける物件の順番に上から記載してください。

	取得 年分	物件の所在地	種類	面積	契約年月日	引渡年月日	届 出 書 提 出 先 税 務 署	届 出 書 提 出 年 月 日
a	年分			m ²	・ ・	・ ・	税務署	・ ・ ・
b	年分			m ²	・ ・	・ ・	税務署	・ ・ ・
c	年分			m ²	・ ・	・ ・	税務署	・ ・ ・

※ 前年以前に既にこの特例の適用を受けている対象先行取得土地等（適用（減額）後の取得価額が0となったものは除きます。）がある場合は、その対象先行取得土地等から先に（a欄に）記載してください。

※ 平成21年取得分と平成22年取得分の対象先行取得土地等がある場合は、平成21年取得分から先に記載してください。

※ 「種類」欄には、宅地・田・畑などと記載してください。

(2) 上記(1)のa欄に記載した対象先行取得土地等が前年以前にこの特例の適用を受けたもの（対象先行取得土地等のうち、前年以前にこの特例の適用を既に受け、取得価額が減額されているもの）である場合は、以下の事項を記載してください。

適用年分 (申告年月日)	年分 (・ ・)	申告書提出 先 税 務 署	税務署	特例適用後の対象先行 取得土地等の取得価額	③	円
-----------------	-------------	------------------	-----	--------------------------	---	---

※ ③の金額は、前年以前に提出した「平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例に関する計算明細書」の4の④欄（特例適用後の対象先行取得土地等の取得価額）の金額を記載してください。

(平成22年分以降用)

H22.11

○ この計算明細書は、申告書と一緒に提出してください。

2 面

(3) 1面の3(1)の対象先行取得土地等の購入代金（取得価額）について記載してください。1面の3(1)のa欄に記載した対象先行取得土地等が前年以前にこの特例の適用を受けたもの（対象先行取得土地等のうち、前年以前にこの特例の適用を既に受け、取得価額が減額されているもの）である場合は、a欄には④欄(③欄の金額を転記)のみ記載してください。

	取得価額 の内 訳	支 払 先		支払年月日	支 払 金 額
		住 所（所在地）	氏 名（名称）		
a	土 地			・ ・	円
				・ ・	
				・ ・	
	対 象 先 行 取 得 土 地 等 の 取 得 価 額				④
b	土 地			・ ・	
				・ ・	
				・ ・	
	対 象 先 行 取 得 土 地 等 の 取 得 価 額				⑤
c	土 地			・ ・	
				・ ・	
				・ ・	
	対 象 先 行 取 得 土 地 等 の 取 得 価 額				⑥

※ 対象先行取得土地等の取得の際に支払った仲介手数料などが含まれます(建物等に係る仲介手数料などは含まれません。)

4 繰延利益金額及び翌年以後の対象先行取得土地等の取得価額を計算します。

	① × 80 % (又は60%)	① - ② (赤字の 場合は0)	③ ①と② のうち 少ない金額	④ ③のうち 適用済み の金額	⑤ ④ - ④ の金額	⑥ 対象先行 取得土地等 の取得価額	⑦ 繰延利益金額 (⑤と⑥ のうち 少ない金額)	⑧ 特例適用後の 対象先行取得 土地等の 取得価額 (⑥ - ⑦)
a	円	円	円	④の金額 円 ④+⑤の金額	円	④の金額 円	⑤の金額 円	円
b						⑥の金額	⑥	
c						⑦の金額	⑦	
繰 延 利 益 金 額 の 合 計 額 (④+⑥+⑦)							⑧	

※ b以下の記載は、「⑤欄の金額」>「⑥欄の金額」の場合で、複数の対象先行取得土地等がある場合に記載します。
※ 3(1)に記載した対象先行取得土地等が平成22年中に取得したもののみである場合、④欄の割合は60%で計算します。
※ ⑩欄の金額が、翌年以後にこの特例を適用する場合の③欄の取得価額又はa～cの対象先行取得土地等を譲渡した際の取得価額となりますので、この計算明細書は大切に保管してください。

5 事業用土地等の譲渡に係る譲渡所得の金額を計算します。

事業用土地等について、1面の「1」に記載した区分（短期又は長期）に応じた区分の欄に記載してください。同一区分の事業用土地等の譲渡が2以上ある場合においては、それぞれの金額を合計した金額を記載してください。

区分	⑧ 収入金額 (1のイの金額)	⑨ 取得価額+譲渡費用 (1の(ロ+ハ)の金額)	⑩ 繰延利益金額 (⑦の金額×1のホの割合)	⑪ 譲渡所得の金額 (⑧-⑨-⑩)
短期	申告書第三表⑪又は⑫へ 円	円	円	申告書第三表⑬又は⑭へ 円
長期	申告書第三表⑮へ			申告書第三表⑯へ

※ 短期と長期の事業用土地等の譲渡がある場合、「⑩繰延利益金額」欄には、それぞれの区分ごとの利益金額の割合（1面の「1」のホの⑮、⑯、⑰の割合）によって⑦の金額をあん分した金額を記載します（同一区分の事業用土地等の譲渡が2以上あり、合計額を記載している場合は、同一区分に係る利益金額を合計した金額による利益金額の割合によりあん分します。）。
※ ここで計算した内容を「申告書第三表(分離課税用)」に転記します。なお、事業用土地等以外の土地等又は建物等の譲渡がある場合は、それらの譲渡に係る金額との合計額を、「申告書第三表（分離課税用）」へ転記する必要があります。

○ この計算明細書の記載に当たっては、「『平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例に関する計算明細書』の記載例」(国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。)を参照してください。また、この特例の内容又は記載方法についての詳しいことは税務署におたずねください。

2 面

(3) 1面の3(1)の対象先行取得土地等の購入代金（取得価額）について記載してください。1面の3(1)のa欄に記載した対象先行取得土地等が前年以前にこの特例の適用を受けたもの（対象先行取得土地等のうち、前年以前にこの特例の適用を既に受け、取得価額が減額されているもの）である場合は、a欄には④欄(③欄の金額を転記)のみ記載してください。

	取得価額 の内 訳	支 払 先		支払年月日	支 払 金 額
		住 所（所在地）	氏 名（名称）		
a	土 地			・ ・	円
				・ ・	
				・ ・	
	対 象 先 行 取 得 土 地 等 の 取 得 価 額				④
b	土 地			・ ・	
				・ ・	
				・ ・	
	対 象 先 行 取 得 土 地 等 の 取 得 価 額				⑤
c	土 地			・ ・	
				・ ・	
				・ ・	
	対 象 先 行 取 得 土 地 等 の 取 得 価 額				⑥

※ 対象先行取得土地等の取得の際に支払った仲介手数料などが含まれます(建物等に係る仲介手数料などは含まれません。)

4 繰延利益金額及び翌年以後の対象先行取得土地等の取得価額を計算します。

	① × 80% (又は60%)	① - ② (赤字の 場合は0)	③ ①と② のうち 少ない金額	④ ③のうち 適用済み の金額	⑤ ④ - ④ の金額	⑥ 対象先行 取得土地等 の取得価額	⑦ 繰延利益金額 (⑤と⑥ のうち 少ない金額)	⑧ 特例適用後の 対象先行取得 土地等の 取得価額 (⑥ - ⑦)
a	円	円	円	④の金額 円 ④+⑤の金額	円	④の金額 円	⑦の金額 円	円
b						⑤の金額	⑧	
c						⑥の金額	⑨	
繰 延 利 益 金 額 の 合 計 額 (④+⑤+⑥)							⑩	

※ b以下の記載は、「⑤欄の金額」>「⑥欄の金額」の場合で、複数の対象先行取得土地等がある場合に記載します。
※ 3(1)に記載した対象先行取得土地等が平成22年中に取得したもののみである場合、④欄の割合は60%で計算します。
※ ⑩欄の金額が、翌年以後にこの特例を適用する場合の③欄の取得価額又はa～cの対象先行取得土地等を譲渡した際の取得価額となりますので、この計算明細書は大切に保管してください。

5 事業用土地等の譲渡に係る譲渡所得の金額を計算します。

事業用土地等について、1面の「1」に記載した区分（短期又は長期）に応じた区分の欄に記載してください。同一区分の事業用土地等の譲渡が2以上ある場合においては、それぞれの金額を合計した金額を記載してください。

区分	⑧ 収入金額 (1のイの金額)	⑨ 取得価額+譲渡費用 (1の(ロ+ハ)の金額)	⑩ 繰延利益金額 (⑦の金額×1のホの割合)	⑪ 譲渡所得の金額 (⑧-⑨-⑩)
短期	申告書第三表⑪又は⑫へ 円	円	円	申告書第三表⑬又は⑭へ 円
長期	申告書第三表⑮へ			申告書第三表⑯へ

※ 短期と長期の事業用土地等の譲渡がある場合、「⑩繰延利益金額」欄には、それぞれの区分ごとの利益金額の割合（1面の「1」のホの⑮、⑯、⑰の割合）によって⑦の金額をあん分した金額を記載します（同一区分の事業用土地等の譲渡が2以上あり、合計額を記載している場合は、同一区分に係る利益金額を合計した金額による利益金額の割合によりあん分します。）。
※ ここで計算した内容を「申告書第三表(分離課税用)」に転記します。なお、事業用土地等以外の土地等又は建物等の譲渡がある場合は、それらの譲渡に係る金額との合計額を、「申告書第三表（分離課税用）」へ転記する必要があります。

○ この計算明細書の記載に当たっては、「『平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例に関する計算明細書』の記載例」(国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。)を参照してください。また、この特例の内容又は記載方法についての詳しいことは税務署におたずねください。

山林所得
収支内訳書
(計算明細書)

譲渡者		住所			氏名	(フリガナ)	電話番号	()	
関与税理士		住所			氏名		電話番号	()	
特 例 適 用 条 文			合 計		内 訳				
譲渡した山林の明細	山林の所在地番				措 法 条 条		措 法 条		
	面 積	皆伐・間伐の区			ヘクタール	皆伐・間伐	ヘクタール	皆伐・間伐	
	樹 種	樹 齢				年		年	
	本 数	数 量			本	m ³	本	m ³	
	譲渡先	住所又は所在地							
	譲渡先	氏名又は名称							
	譲渡した年月日	年 月 日			年 月 日	年 月 日	年 月 日		
	譲渡山林を植林・購入した時期	年 月 日			年 月 日	年 月 日	年 月 日		
	譲渡価額の総額（収入金額）				①	A 円	円	円	円
	伐採費など	伐採費、運搬費、譲渡費用の額			②	円	円	円	円
専従者控除額のうち②に相当する部分の金額		③	円	円	円	円			
計（②＋③）		④	円	円	円	円			
差 引（①－④）		⑤	円	円	円	円			
取得費、管理費など	概算経費率による場合	概算経費の額（⑤×50％）	⑥	円	円	円			
	概算経費率による場合	植林費、取得に要した経費	⑦	円	円	円			
		管理費その他の育成費用	⑧	円	円	円			
		③以外の専従者控除額	⑨	円	円	円			
		計（⑦＋⑧＋⑨）	⑩	円	円	円			
被災事業用資産の損失の金額（保険金等で補填される部分を除く。）		⑪	円	円	円				
必要経費（④＋⑥又は⑩＋⑪）		⑫	円	円	円				
森林計画特別控除	概算経費率の適用を受ける場合（⑤×20％）	⑬	円	円	円				
	概算経費率の適用を受けない場合	収入金額基準額（⑤×20％）	⑭	円	円				
		所得基準額（⑤×50％－⑩）	⑮	円	円				
		⑭と⑮のうち低い方の金額	⑯	円	円				
差 引 金 額（①－⑫－⑬又は⑯）		⑰	円	円	円				
特 別 控 除 額		⑱	円						
山 林 所 得 金 額		⑲	B 円						

(注)「森林計画特別控除」の欄は、租税特別措置法第30条の2第1項の適用を受ける場合に記載してください。（資7－6－1－A4統一）
(平成18年分以降用)
H23.11

山林所得
収支内訳書
(計算明細書)

譲渡者		住所			氏名	(フリガナ)	電話番号	()	
関与税理士		住所			氏名		電話番号	()	
特 例 適 用 条 文			合 計		内 訳				
譲渡した山林の明細	山林の所在地番				措 法 条 条		措 法 条		
	面 積	皆伐・間伐の区			ヘクタール	皆伐・間伐	ヘクタール	皆伐・間伐	
	樹 種	樹 齢				年		年	
	本 数	数 量			本	m ³	本	m ³	
	譲渡先	住所又は所在地							
	譲渡先	氏名又は名称							
	譲渡した年月日	年 月 日			年 月 日	年 月 日	年 月 日		
	譲渡山林を植林・購入した時期	年 月 日			年 月 日	年 月 日	年 月 日		
	譲渡価額の総額（収入金額）				①	A 円	円	円	円
	伐採費など	伐採費、運搬費、譲渡費用の額			②	円	円	円	円
専従者控除額のうち②に相当する部分の金額		③	円	円	円	円			
計（②＋③）		④	円	円	円	円			
差 引（①－④）		⑤	円	円	円	円			
取得費、管理費など	概算経費率による場合	概算経費の額（⑤×50％）	⑥	円	円	円			
	概算経費率による場合	植林費、取得に要した経費	⑦	円	円	円			
		管理費その他の育成費用	⑧	円	円	円			
		③以外の専従者控除額	⑨	円	円	円			
		計（⑦＋⑧＋⑨）	⑩	円	円	円			
被災事業用資産の損失の金額（保険金等で補填される部分を除く。）		⑪	円	円	円				
必要経費（④＋⑥又は⑩＋⑪）		⑫	円	円	円				
森林計画特別控除	概算経費率の適用を受ける場合（⑤×20％）	⑬	円	円	円				
	概算経費率の適用を受けない場合	収入金額基準額（⑤×20％）	⑭	円	円				
		所得基準額（⑤×50％－⑩）	⑮	円	円				
		⑭と⑮のうち低い方の金額	⑯	円	円				
差 引 金 額（①－⑫－⑬又は⑯）		⑰	円	円	円				
特 別 控 除 額		⑱	円						
山 林 所 得 金 額		⑲	B 円						

(注)「森林計画特別控除」の欄は、租税特別措置法第30条の2第1項の適用を受ける場合に記載してください。（資7－6－1－A4統一）
(平成18年分以降用)

山林所得
収支内訳書
(計算明細書)

譲渡者
関与
税理士

住所
住所

氏名
氏名

(フリガナ)

電話番号
電話番号

()
()

(課税事業者用)

		合 計		内 訳			
消費税等の 経 理 方 式	特 例 適 用 条 文	税 込 ・ 税 抜	措 法	条 条	措 法		
譲 渡 し た 山 林 の 明 細	山 林 の 所 在 地 番						
	面 積		皆伐・間伐 の 区 分	ヘクタール	皆伐・間伐	ヘクタール	皆伐・間伐
	樹 種		樹 齢		年		年
	本 数		数 量	本	m ³	本	m ³
	譲 渡 の 先		住 所 又 は 所 在 地				
	氏 名 又 は 名 称						
	譲 渡 し た 年 月 日			年 月 日	年 月 日		
譲 渡 山 林 を 植 林 ・ 購 入 した時期			年 月 日	年 月 日			
譲 渡 価 額 (収 入 金 額)	①	円	円	円			
総収入金額に算入される消費税等の額	②	円	円	円			
計 (①+②)	③	A 円	円	円			
伐 採 費 な ど	伐採費、運搬費、譲渡費用 の額	④	円	円			
	専従者控除額のうち④ に相当する部分の金額	⑤	円	円			
	計 (④+⑤)	⑥	円	円			
差 引 (① - ⑥)	⑦	円	円	円			
取 得 費 、 管 理 費 な ど	概算経費率による場合	概算経費の額 (⑦×50%)	⑧	円	円		
	概算経費率による場合	植林費、取得 に要した経費	⑨	円	円		
		管理費その他の 育成費用	⑩	円	円		
		⑤以外の専従 者控除額	⑪	円	円		
	計 (⑨+⑩+⑪)	⑫	円	円			
被災事業用資産の損失の金額 (保険金等で補填される部分を除く。)	⑬	円	円	円			
必要経費 {⑥+(⑧又は⑫)+⑬}	⑭	円	円	円			
必要経費に算入される消費税等の額	⑮	円	円	円			
計 (⑭+⑮)	⑯	円	円	円			
森 林 計 画 特 別 控 除 (注1)	概算経費率の適用を受ける 場合	(⑦×20%)	⑰	円	円		
	概算経費率の適用 を受けな い 場 合	収入金額基準額 (⑦×20%)	⑱	円	円		
		所 得 基 準 額 (⑦×50%-⑫)	⑲	円	円		
		⑱と⑲のうち 低い方の金額	⑳	円	円		
差 引 金 額 {③-⑯-(⑰又は⑳)}	㉑	円	円	円			
特 別 控 除 額 (注2)	㉒	円					
山 林 所 得 金 額	㉓	B 円					

(注) 1「森林計画特別控除」の欄は、租税特別措置法第30条の2第1項の適用を受ける場合に記載してください。
2「青色申告特別控除」の適用がある場合には、その金額を「特別控除額」の合計欄の上段に二段書きしてください。
(資7-6-2-A 4統一)
(平成18年分以降用)
H23.11

山林所得
収支内訳書
(計算明細書)

譲渡者
関与
税理士

住所
住所

氏名
氏名

(フリガナ)

電話番号
電話番号

()
()

(課税事業者用)

		合 計		内 訳			
消費税等の 経 理 方 式	特 例 適 用 条 文	税 込 ・ 税 抜	措 法	条 条	措 法		
譲 渡 し た 山 林 の 明 細	山 林 の 所 在 地 番						
	面 積		皆伐・間伐 の 区 分	ヘクタール	皆伐・間伐	ヘクタール	皆伐・間伐
	樹 種		樹 齢		年		年
	本 数		数 量	本	m ³	本	m ³
	譲 渡 の 先		住 所 又 は 所 在 地				
	氏 名 又 は 名 称						
	譲 渡 し た 年 月 日			年 月 日	年 月 日		
譲 渡 山 林 を 植 林 ・ 購 入 した時期			年 月 日	年 月 日			
譲 渡 価 額 (収 入 金 額)	①	円	円	円			
総収入金額に算入される消費税等の額	②	円	円	円			
計 (①+②)	③	A 円	円	円			
伐 採 費 な ど	伐採費、運搬費、譲渡費用 の額	④	円	円			
	専従者控除額のうち④ に相当する部分の金額	⑤	円	円			
	計 (④+⑤)	⑥	円	円			
差 引 (① - ⑥)	⑦	円	円	円			
取 得 費 、 管 理 費 な ど	概算経費率による場合	概算経費の額 (⑦×50%)	⑧	円	円		
	概算経費率による場合	植林費、取得 に要した経費	⑨	円	円		
		管理費その他の 育成費用	⑩	円	円		
		⑤以外の専従 者控除額	⑪	円	円		
	計 (⑨+⑩+⑪)	⑫	円	円			
被災事業用資産の損失の金額 (保険金等で補填される部分を除く。)	⑬	円	円	円			
必要経費 {⑥+(⑧又は⑫)+⑬}	⑭	円	円	円			
必要経費に算入される消費税等の額	⑮	円	円	円			
計 (⑭+⑮)	⑯	円	円	円			
森 林 計 画 特 別 控 除 (注1)	概算経費率の適用を受ける 場合	(⑦×20%)	⑰	円	円		
	概算経費率の適用 を受けな い 場 合	収入金額基準額 (⑦×20%)	⑱	円	円		
		所 得 基 準 額 (⑦×50%-⑫)	⑲	円	円		
		⑱と⑲のうち 低い方の金額	⑳	円	円		
差 引 金 額 {③-⑯-(⑰又は⑳)}	㉑	円	円	円			
特 別 控 除 額 (注2)	㉒	円					
山 林 所 得 金 額	㉓	B 円					

(注) 1「森林計画特別控除」の欄は、租税特別措置法第30条の2第1項の適用を受ける場合に記載してください。
2「青色申告特別控除」の適用がある場合には、その金額を「特別控除額」の合計欄の上段に二段書きしてください。
(資7-6-2-A 4統一)
(平成18年分以降用)

改正後				改正前			
税務署 受付印		※ 通 信 日 付 印 年 月 日		※ 通 信 日 付 印 年 月 日		※ 整理簿	
		平成 年 月 日		平成 年 月 日		確認者印	
税の更正の請求書							
税務署長殿		(前納税地		税務署長殿		(前納税地	
		〒				〒	
住所又は 所在地				住所又は 所在地			
平成 年 月 日提出		納税地		平成 年 月 日提出		納税地	
		フリガナ 氏名又は 名称				フリガナ 氏名又は 名称	
		印				印	
		(法人等の場合) 代表者等氏名				(法人等の場合) 代表者等氏名	
		印				印	
		職 業				職 業	
		電話番号				電話番号	
1. 更正の請求の対象となった申告又は通知の区分及び申告書提出年月日又は更正の請求のできる事由 の生じたことを知った日							
年分 平成 年 月 日							
2. 申告又は通知に係る課税標準、税額及び更正後の課税標準、税額等 次葉のとおり							
3. 添付した書類							
4. 更正の請求をする理由							
5. 更正の請求をするに至った事情の詳細、その他参考となるべき事項							
6. 還付を 受けよ うとす る銀行 等		1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合		2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合		2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合	
		銀行 本店・支店		貯金口座の記号番号		貯金口座の記号番号	
		金庫・組合 出張所					
		農協・漁協 本所・支所		3 郵便局等の窓口で受取りを希望する場合		3 郵便局等の窓口で受取りを希望する場合	
		預金 口座番号					
関与税理士		印		電話番号			
(資 15-1-1-A 4 統一)							

税務署 受付印		※ 通 信 日 付 印 年 月 日		※ 通 信 日 付 印 年 月 日		※ 整理簿	
		平成 年 月 日		平成 年 月 日		確認者印	
税の更正の請求書							
税務署長殿		(前納税地		税務署長殿		(前納税地	
		〒				〒	
住所又は 所在地				住所又は 所在地			
平成 年 月 日提出		納税地		平成 年 月 日提出		納税地	
		フリガナ 氏名又は 名称				フリガナ 氏名又は 名称	
		印				印	
		(法人等の場合) 代表者等氏名				(法人等の場合) 代表者等氏名	
		印				印	
		職 業				職 業	
		電話番号				電話番号	
1. 更正の請求の対象となった申告又は通知の区分及び申告書提出年月日又は更正の請求のできる事由 の生じたことを知った日							
年分 平成 年 月 日							
2. 申告又は通知に係る課税標準、税額及び更正後の課税標準、税額等 次葉のとおり							
3. 添付した書類							
4. 更正の請求をする理由							
5. 更正の請求をするに至った事情の詳細、その他参考となるべき事項							
6. 還付を 受けよ うとす る銀行 等		1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合		2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合		2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合	
		銀行 本店・支店		貯金口座の記号番号		貯金口座の記号番号	
		金庫・組合 出張所					
		農協・漁協 本店・支店		3 郵便局等の窓口で受取りを希望する場合		3 郵便局等の窓口で受取りを希望する場合	
		預金 口座番号					
関与税理士		印		電話番号			
(資 15-1-1-A 4 統一)							

改 正 後	改 正 前
書 き か た 1 ※印欄には、記入しないでください。 2 見出しの「 税」の空白部分には、相続税又は贈与税の税目区分に応じ、例えば「<u>相続 税</u>」又は「<u>贈与 税</u>」と記入してください。 3 「住所又は所在地(納税地)」欄には、提出者が個人の場合は住所を、法人等の場合は所在地を記入しますが、住所等以外の場所を納税地としているときは、住所等を上欄に、納税地を下欄にそれぞれ記入してください。 なお、現在の納税地がこの請求の対象となった申告を行ったときの納税地と異なるときは、前の納税地を現在の住所の上欄にかっこ書きしてください。 4 「氏名又は名称」欄には、提出者が個人の場合はその氏名を、法人等の場合はその名称を記入してください。 なお、法人等の場合は、「 代表者等氏名 」欄に法人等の代表者等の氏名もあわせて記入してください。 5 「1. 更正の請求の対象となった申告又は通知の区分及び申告書提出年月日又は更正の請求のできる事由の生じたことを知った日」欄は、例えば、次のように記入してください。 (例) 平成〇〇年分相続税申告書 平成〇〇年〇月〇日提出 平成〇〇年分相続税決定通知書 平成〇〇年〇月〇日遺産分割 6 「4. 更正の請求をする理由」の欄には、請求理由を、例えば、次のように記入してください。 (例) 相続税の課税価格のうち、〇〇市〇〇町〇番地所在の家屋について〇〇, 〇〇〇円の評価誤りがあった。 7 「5. 更正の請求をするに至った事情の詳細、その他参考となるべき事項」欄には、請求をするに至った事情を詳細に記入するほか、参考となるべき事項についても記入してください。 8 「6. 還付を受けようとする銀行等」欄には、振込みを希望する預貯金口座等を次により記入してください。 預 貯 金 口 座 へ の 振 込 み を 利 用 さ れ ま す と 、 指 定 さ れ た 金 融 機 関 の 預 貯 金 口 座 (ご 本 人 名 義 の 口 座 に 限 り ま す 。) に 還 付 金 が 直 接 振 り 込 ま れ 、 た い へ ん 便 利 で す の で 、 是 非 ご 利 用 く だ さ い 。 (1) 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 「6. 還付を受けようとする銀行等」欄の1に銀行等の名称、預金種類及び口座番号を記入してください。 (2) ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 「6. 還付を受けようとする銀行等」欄の2に貯金総合通帳の記号番号を記入してください。 (3) 郵便局等の窓口で受取を希望する場合 「6. 還付を受けようとする銀行等」欄の3に、ご自身が受取に行かれる郵便局名を記入してください。 (注) この請求書には、取引の記録等に基づいて請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添付する必要があります。	書 き か た 1 ※印欄には、記入しないでください。 2 見出しの「 税」の空白部分には、相続税又は贈与税の税目区分に応じ、例えば「<u>相続 税</u>」又は「<u>贈与 税</u>」と記入してください。 3 「住所又は所在地(納税地)」欄には、提出者が個人の場合は住所を、法人等の場合は所在地を記入しますが、住所等以外の場所を納税地としているときは、住所等を上欄に、納税地を下欄にそれぞれ記入してください。 なお、現在の納税地がこの請求の対象となった申告を行ったときの納税地と異なるときは、前の納税地を現在の住所の上欄にかっこ書きしてください。 4 「氏名又は名称」欄には、提出者が個人の場合はその氏名を、法人等の場合はその名称を記入してください。 なお、法人等の場合は、「 代表者等氏名 」欄に法人等の代表者等の氏名もあわせて記入してください。 5 「1. 更正の請求の対象となった申告又は通知の区分及び申告書提出年月日又は更正の請求のできる事由の生じたことを知った日」欄は、例えば、次のように記入してください。 (例) 平成〇〇年分相続税申告書 平成〇〇年〇月〇日提出 平成〇〇年分相続税決定通知書 平成〇〇年〇月〇日遺産分割 6 「4. 更正の請求をする理由」の欄には、請求理由を、例えば、次のように記入してください。 (例) 相続税の課税価格のうち、〇〇市〇〇町〇番地所在の家屋について〇〇, 〇〇〇円の評価誤りがあった。 7 「5. 更正の請求をするに至った事情の詳細、その他参考となるべき事項」欄には、請求をするに至った事情を詳細に記入するほか、参考となるべき事項についても記入してください。 8 「6. 還付を受けようとする銀行等」欄には、振込みを希望する預貯金口座等を次により記入してください。 預 貯 金 口 座 へ の 振 込 み を 利 用 さ れ ま す と 、 指 定 さ れ た 金 融 機 関 の 預 貯 金 口 座 (ご 本 人 名 義 の 口 座 に 限 り ま す 。) に 還 付 金 が 直 接 振 り 込 ま れ 、 た い へ ん 便 利 で す の で 、 是 非 ご 利 用 く だ さ い 。 (1) 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 「6. 還付を受けようとする銀行等」欄の1に銀行等の名称、預金種類及び口座番号を記入してください。 (2) ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 「6. 還付を受けようとする銀行等」欄の2に貯金総合通帳の記号番号を記入してください。 (3) 郵便局等の窓口で受取を希望する場合 「6. 還付を受けようとする銀行等」欄の3に、ご自身が受取に行かれる郵便局名を記入してください。

次 葉

申告に係る課税価格等及び更正の請求による課税価格等
(贈 与 税 - 付 表 2)

〔住宅取得等資金の非課税の適用を受けて
いる場合の計算明細書〕

	区 分		申告(更正・決定)額	請 求 額
住 宅 取 得 等 資 金 の 非 課 税 分	住宅取得等資金の合計額 1	㉔	円	円
	住宅取得等資金の合計額 2	㉕		
	平成 22 年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額の合計額 (最高 1,500 万円)	㉖		
	非課税限度額 (1,000 万円 (又は 1,500 万円 - ㉖))	㉗		
	㉖のうち非課税の適用を受ける金額	㉘		
	㉕のうち非課税の適用を受ける金額	㉙		
	非課税の適用を受ける金額の合計額 (㉘ + ㉙)	㉚		
	㉖のうち課税価格に算入される金額 (㉖ - ㉘)	㉛		
	㉕のうち課税価格に算入される金額 (㉕ - ㉙)	㉜		

(平成 23 年分用)

(資 15-1-4-3-A4 統一)

次 葉

申告に係る課税価格等及び更正の請求による課税価格等
(贈 与 税 - 付 表 2)

〔住宅取得等資金の非課税の適用を受けて
いる場合の計算明細書〕

	区 分		申告(更正・決定)額	請 求 額
住 宅 取 得 等 資 金 の 非 課 税 分	住宅取得等資金の合計額 1	㉔	円	円
	住宅取得等資金の合計額 2	㉕		
	平成 21 年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額の合計額	㉖		
	非課税限度額 (1,500 万円 (又は 500 万円) - ㉖)	㉗		
	㉖のうち非課税の適用を受ける金額	㉘		
	㉕のうち非課税の適用を受ける金額	㉙		
	非課税の適用を受ける金額の合計額 (㉘ + ㉙)	㉚		
	㉖のうち課税価格に算入される金額 (㉖ - ㉘)	㉛		
	㉕のうち課税価格に算入される金額 (㉕ - ㉙)	㉜		
	翌年に繰り越される非課税額 (㉗ - ㉚)	㉝		

(平成 22 年分用)

(資 15-1-4-3-A4 統一)